

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目、並びに調査予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

3.1 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

1. 気象の状況対象事業実施区域は福島県西部に位置し、東には猪苗代湖がある。内陸盆地特有の複雑な気候で、冬季は日本海側の気候となり好天が少なく降雪量が多い。夏季は太平洋側に近い気候となるが、春秋は日中と夜間の気温差が激しい。

最寄りの地域気象観測所として若松特別地域気象観測所があり、概況は表3.1-1、位置は図3.1-1のとおりである。なお、対象事業実施区域から若松特別地域気象観測所までの距離は約7.5kmである。

表 3.1-1 対象事業実施区域及びその周囲の地域気象観測所

観測所名	所在地	緯度経度	海面 上の 高さ	風速 計の 高さ	観測項目				
					気温	風	降水量	日照	積雪
若松	会津若松市材木町 若松特別地域気象観測所	北緯 37° 29.3' 東経 139° 54.6'	212m	19.1m	○	○	○	○	○

注：「○」は観測が行われていることを示す。

〔「地域気象観測所一覧（令和4年11月22日現在）」（気象庁HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

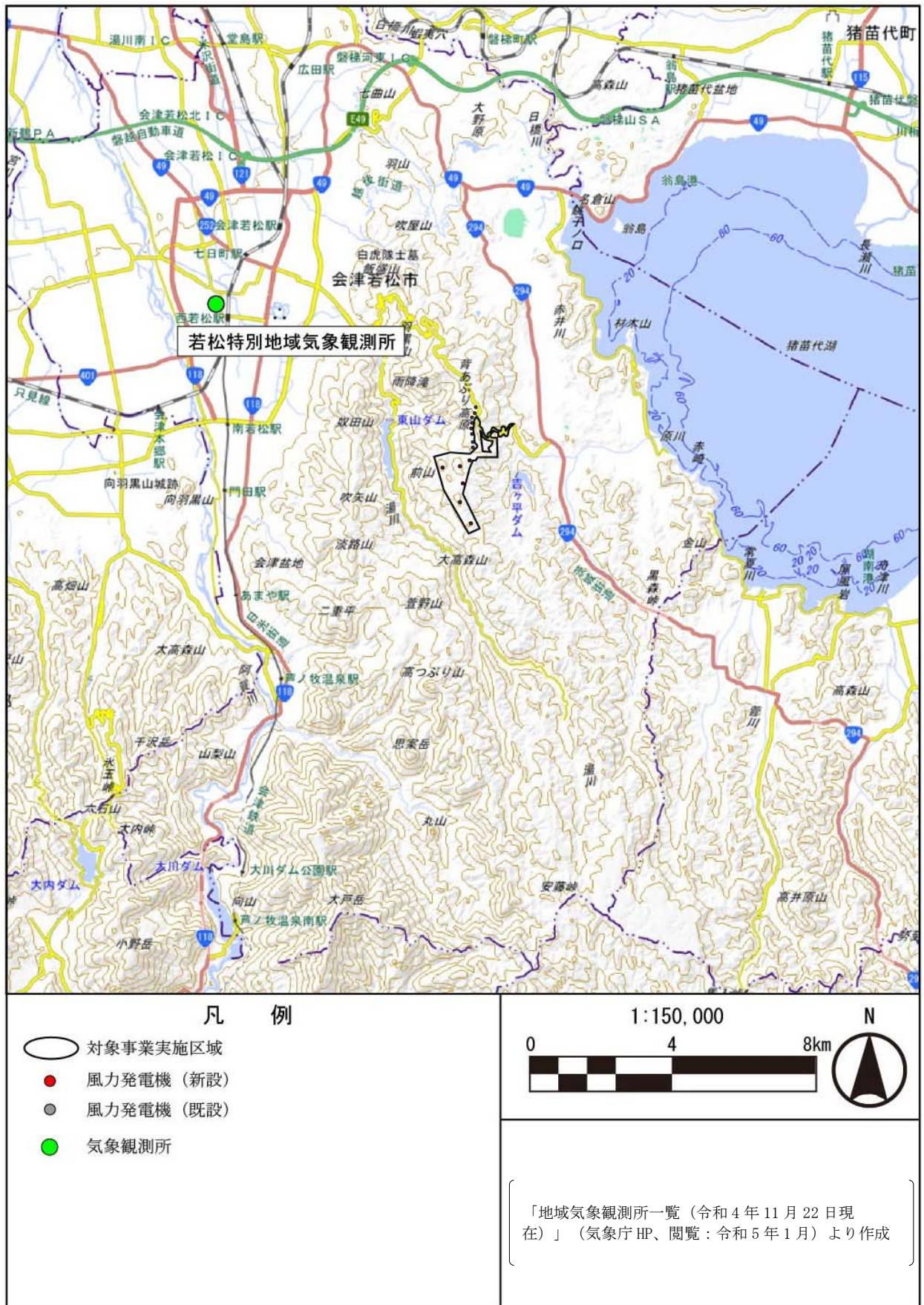


図 3.1-1 地域気象観測所の位置

若松特別地域気象観測所における平年値及び令和4年の気象概況は表 3.1-2 及び図 3.1-2、令和4年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-3 に示すとおりである。令和4年の年平均気温は12.7℃、年間降水量は1,121.5mm、年平均風速は2.1m/s、日照時間は1,743.0時間、降雪寒候年合計は368cmである。また、令和4年の風向出現頻度は、春季は北西、夏季は北北西、秋季及び冬季は西、年間は西北西が大きい。年間の風向出現頻度は最も大きいのは西北西が11.6%、次いで西の10.9%である。

表 3.1-2(1) 若松特別地域気象観測所の気象概況（平年値）

要素名	年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	12.0	-0.3	0.1	3.7	10.1	16.2	20.5	24.0	25.2	20.8	14.1	7.4	2.2
日最高気温の 平均 (℃)	17.1	2.9	4.0	8.9	16.6	22.7	26.0	29.2	30.8	26.1	19.5	12.2	5.7
日最低気温の 平均 (℃)	7.7	-3.4	-3.5	-0.7	4.3	10.3	15.9	20.1	20.8	16.6	9.8	3.3	-0.9
平均風速 (m/s)	2.4	2.6	2.7	2.5	2.7	2.5	2.5	2.0	2.2	2.0	2.1	2.1	2.5
日照時間の 合計 (時間)	1,631.6	78.0	99.0	144.0	172.0	201.2	165.3	156.9	195.1	141.8	122.1	89.1	67.1
降水量の合計 (mm)	1,253.0	102.4	69.2	77.5	63.1	75.8	108.6	196.4	139.1	124.0	112.6	75.5	108.7
降雪の深さ 合計 (cm)	328	121	90	41	3	---	---	---	---	---	---	1	72

注：1. 平年値は平成3年～令和2年の30年間の平均値である。

2. 「---」は該当現象、又は該当現象による量等がないことを示す。

〔「気象統計情報 平年値」(気象庁HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

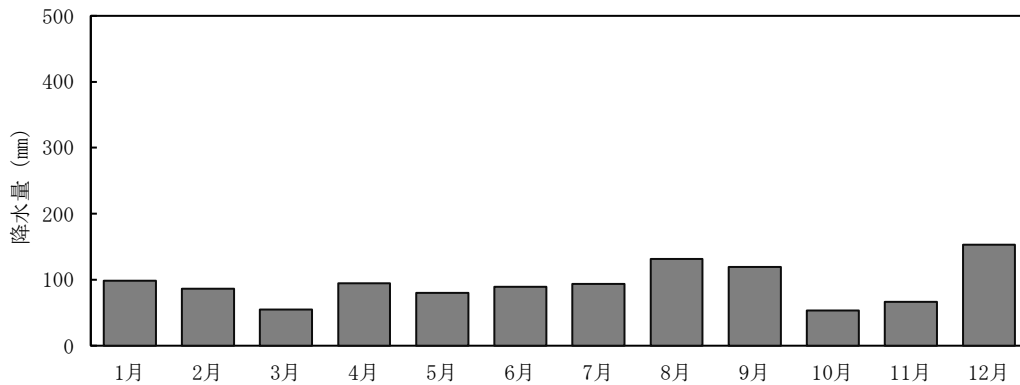
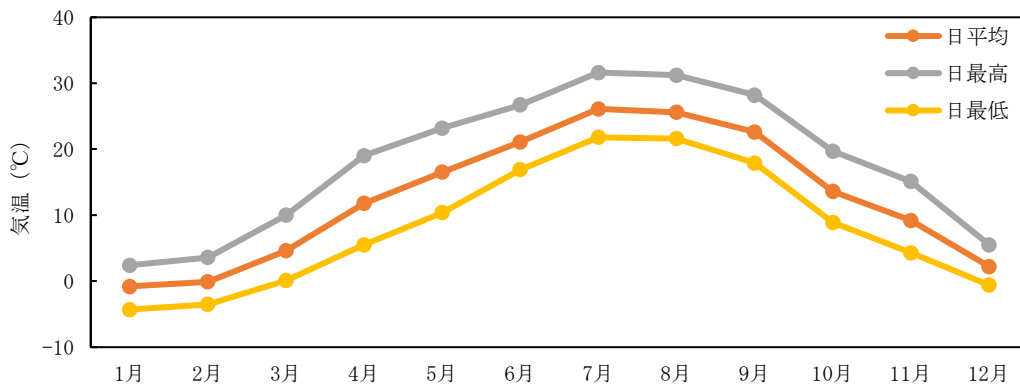
表 3.1-2(2) 若松特別地域気象観測所の気象概況 (令和4年)

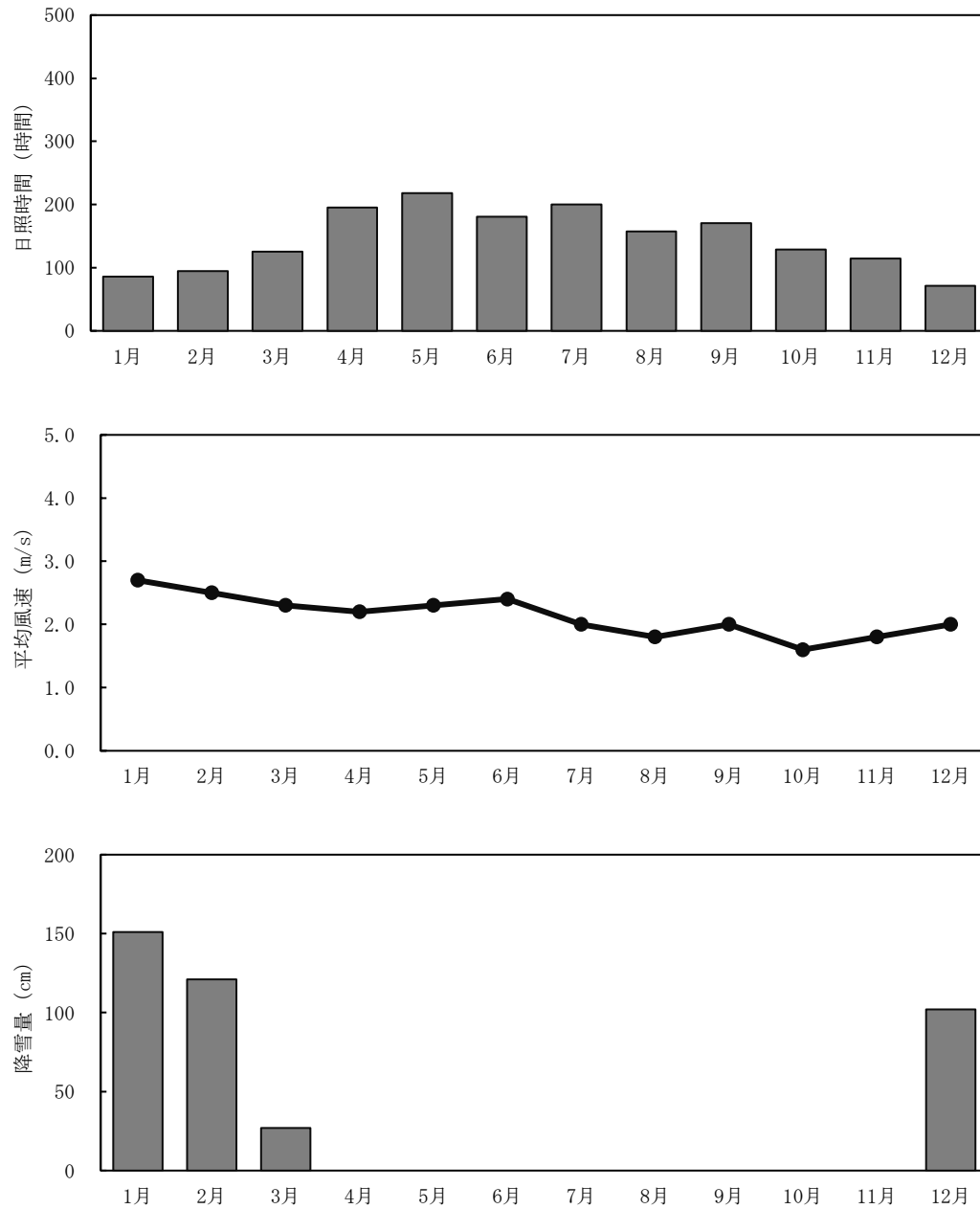
月	降水量(mm)			気温(°C)					風向・風速(m/s)				日照時間(時間)	雪(cm)				
	合計	最大		平均			最高	最低	最大風速		最大瞬間風			降雪		最深積雪		
		日	1時間	10分間	日平均	日最高			日最低	平均風速	風速	風向		風速	風向		合計	の最大
1	98.5	20.0	5.5	2.0	-0.8	2.4	-4.3	5.2	-9.7	2.7	10.0	西	17.8	北西	86.1	151	24	53
2	86.5	8.0	3.5	1.5	-0.1	3.6	-3.5	9.8	-6.1	2.5	11.9	西北西	20.8	西北西	94.6	121	14	57
3	55.0	12.5	4.0	1.5	4.6	10.0	0.1	19.9	-4.9	2.3	9.5	西北西	17.0	西	125.1	27	21	38
4	94.5	36.5	7.5	2.5	11.8	19.0	5.5	27.1	-1.1	2.2	9.9	西北西	16.0	西北西	195.1	--	--	--
5	80.0	28.0	15.5	4.0	16.5	23.2	10.4	30.2	3.7	2.3	9.7	西北西	15.3	西	218.3	--	--	--
6	89.5	30.0	7.0	4.0	21.1	26.7	16.9	34.1	12.5	2.4	10.1	東南東	17.7	東南東	180.8	--	--	--
7	93.5	27.5	12.5	6.0	26.1	31.6	21.8	36.3	18.4	2.0	6.9	東南東	12.5	東	200.3	--	--	--
8	131.5	22.5	10.0	8.0	25.6	31.2	21.6	37.4	14.2	1.8	7.8	東南東	12.6	東	157.6	--	--	--
9	119.5	21.0	17.0	7.5	22.6	28.2	17.9	32.2	10.1	2.0	9.6	南東	15.3	南東	170.5	--	--	--
10	53.5	32.0	6.5	1.5	13.6	19.7	8.9	28.2	1.4	1.6	7.5	西北西	13.1	西北西	128.8	--	--	--
11	66.5	16.5	7.0	4.5	9.2	15.1	4.3	21.1	-1.0	1.8	9.3	西	13.9	西北西	114.5	--	--	--
12	153.0	38.0	5.0	2.0	2.2	5.5	-0.6	11.1	-6.1	2.0	8.7	西北西	16.2	西	71.3	102	55	60
年	1,121.5	38.0	17.0	8.0	12.7	18.0	8.3	37.4	-9.7	2.1	11.9	西北西	20.8	西北西	1,743.0	368	24	57

注：1. 「--」は該当現象、又は該当現象による量等がないことを示す。

2. 降雪の値は、寒候年(令和3年8月1日から令和4年7月31日までの期間)の値を示す。

〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕





〔「気象統計情報」(気象庁HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

図 3.1-2 若松特別地域気象観測所の気象概況 (令和4年)

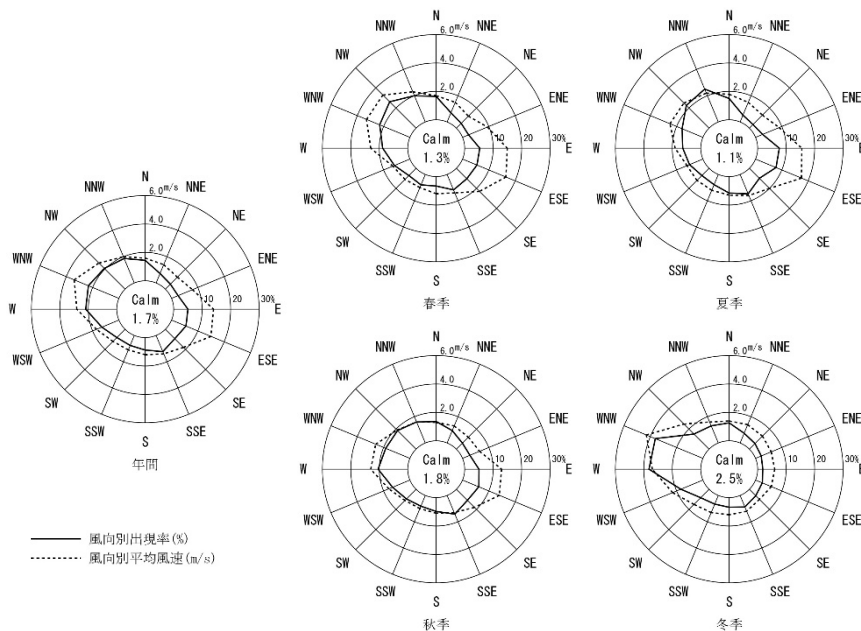
表 3.1-3 若松特別地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速（令和 4 年）

季節 風向	春季(3~5月)		夏季(6~8月)		秋季(9~11月)		冬季(1,2,12月)		年間	
	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)	風向出現頻 度(%)	平均風速 (m/s)	風向出現 頻度 (%)	平均風速 (m/s)
北	8.2	1.7	7.5	1.8	6.8	1.3	6.3	1.4	7.2	1.6
北北東	3.5	1.5	2.6	1.5	4.7	1.3	3.7	1.4	3.6	1.4
北東	2.4	1.2	1.8	1.3	3.0	1.2	2.8	1.3	2.5	1.2
東北東	2.3	1.9	2.7	1.8	2.8	1.3	2.2	1.2	2.5	1.6
東	5.3	3.0	7.6	3.1	5.0	2.6	1.8	1.2	5.0	2.8
東南東	5.5	3.3	7.8	3.5	6.2	2.8	2.6	1.2	5.5	3.0
南東	5.2	2.3	5.0	2.0	5.5	1.8	3.2	1.0	4.7	1.8
南南東	5.9	1.4	7.4	1.6	7.1	1.3	4.4	1.2	6.2	1.4
南	3.3	1.2	5.8	1.3	4.9	1.1	3.4	1.2	4.4	1.2
南南西	4.0	1.0	3.9	1.2	4.1	1.0	3.3	1.3	3.8	1.1
南西	3.6	1.1	3.6	1.2	4.8	1.1	4.2	1.5	4.1	1.2
西南西	5.9	1.3	5.1	1.2	6.6	1.6	8.4	2.3	6.5	1.7
西	8.8	2.6	6.3	1.8	10.4	2.6	18.2	3.4	10.9	2.8
西北西	11.5	3.3	7.9	2.5	9.2	2.6	18.1	4.3	11.6	3.4
北西	13.1	3.3	11.3	2.5	9.2	1.9	7.5	2.5	10.3	2.6
北北西	10.0	2.3	12.5	2.2	8.0	1.6	6.5	1.6	9.3	2.0
静穏	1.3	0.1	1.1	0.1	1.8	0.2	2.5	0.1	1.7	0.1
合計・平均	100	2.3	100	2.1	100	1.8	100	2.4	100	2.1

注：1. 静穏は0.2m/s以下である。

2. 風向出現頻度は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数は一致しない場合がある。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



注：1. 風配図の実線は風向出現頻度（%）、破線は平均風速（m/s）を示す。

2. 風配図の円内の数字は静穏率（風速 0.2m/s 以下、%）を示す。

〔「気象統計情報」（気象庁HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図 3.1-3 若松特別地域気象観測所の風配図（令和 4 年）

2. 大気質の状況

福島県内の大気質の常時監視測定局数は、平成31年3月末時点で、一般環境大気測定局が34局、自動車排出ガス測定局が3局の計37局である。対象事業実施区域最寄りの測定局として、一般環境大気測定局（以下、「一般局」という。）の会津若松局が設置されている。測定項目は表3.1-4、位置は図3.1-4に示すとおりである。なお、対象事業実施区域から会津若松局までの距離は約6.5kmである。

表3.1-4 大気測定局の概要及び測定項目（令和3年度）

区分	市	測定局	用途地域	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	二酸化窒素	微小粒子状物質
一般局	会津若松市	会津若松	住	○	—	○	○	○	○

注：1. 「○」は測定が行われていること、「—」は行われていないことを示す。

2. 用途地域は「都市計画法」（昭和43年法律第100号、平成30年4月25日）第8条に定めるもののうち、第1種及び第2種低層住居専用地域、第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域及び準住居地域に該当する地域である。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



図 3.1-4 大気測定局の位置

3.1-8

(58)

(1) 二酸化硫黄

令和3年度の測定結果は表3.1-5のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成29年度から令和3年度の年平均値の経年変化は、表3.1-6及び図3.1-5に示すとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

短期的評価：日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-5 二酸化硫黄の測定結果（令和3年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数
						日	ppm	時間	%				
一般局	会津若松市	会津若松	住	362	0.000	0	0.0	0	0.0	0.002	0.001	○	0

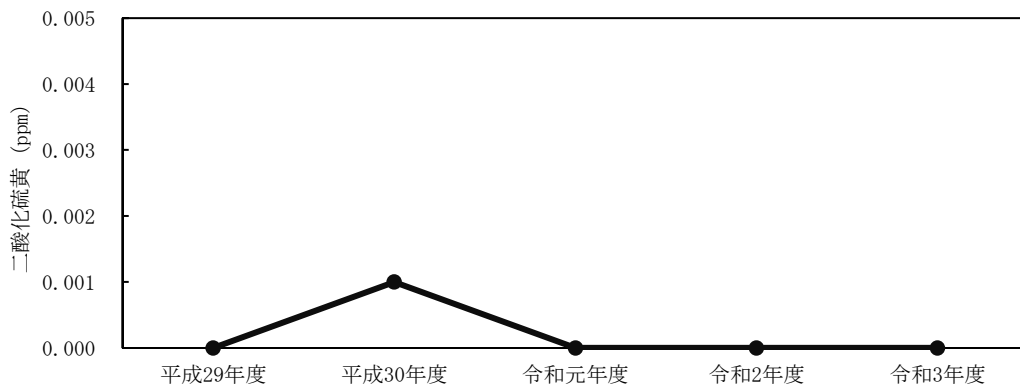
注：用途地域は、表3.1-4の注：2を参照。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表 3.1-6 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

種別	市	測定局名	年平均値（ppm）				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	会津若松市	会津若松	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図 3.1-5 二酸化硫黄の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

(2) 浮遊粒子状物質

令和3年度の測定結果は表 3.1-7 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成29年度から令和3年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-8 及び図 3.1-6 に示すとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。
 短期的評価：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

表 3.1-7 浮遊粒子状物質の測定結果（令和3年度）

区分	市	測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数
			日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日
一般局	会津若松市	会津若松	361	8,694	0.007	0	0.0	0	0.0	0.074	0.022	○	0

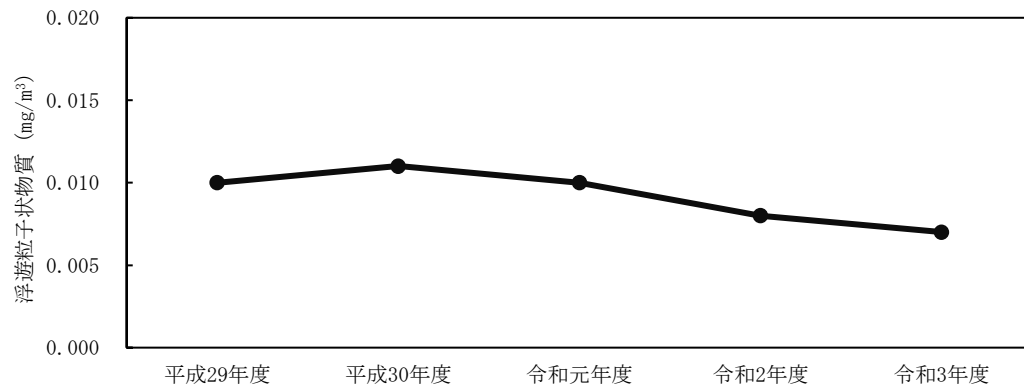
注：用途地域は、表 3.1-4 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表 3.1-8 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

種別	市	測定局名	年平均値 (mg/m ³)				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	会津若松市	会津若松	0.010	0.011	0.010	0.008	0.007

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図 3.1-6 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化（平成 29～令和 3 年度）

(3) 光化学オキシダント

令和3年度の測定結果は表3.1-9のとおりであり、環境基準に適合していない。

また、平成29年度から令和3年度の年平均値の経年変化は、表3.1-10及び図3.1-7に示すとおりである。

※環境基準の評価

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の評価：昼間（午前5時から午後8時まで）の1時間値が0.06ppm以下であること。

表3.1-9 光化学オキシダントの測定結果（令和3年度）

区分	市	測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高1時間値の年平均値
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm
一般局	会津若松市	会津若松	365	5,425	0.032	9	49	0	0	0.076	0.041

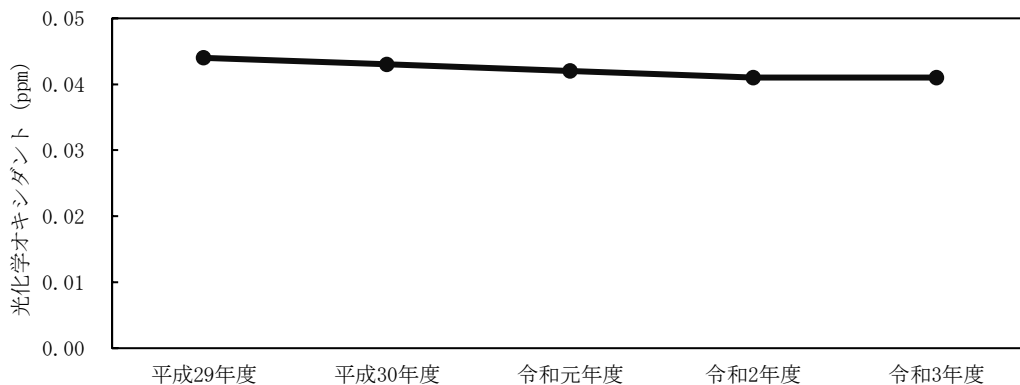
注：用途地域は、表3.1-4の注：2を参照。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表3.1-10 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

種別	市	測定局名	昼間の1時間値の年平均値（ppm）				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	会津若松市	会津若松	0.044	0.043	0.042	0.041	0.041

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図3.1-7 光化学オキシダントの昼間の日最高1時間値の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

(4) 二酸化窒素

令和3年度の測定結果は表 3.1-11 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成29年度から令和3年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-12 及び図 3.1-8 に示すとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。

環境基準の評価：日平均値の年間98%値が0.06ppmを超えないこと。

表 3.1-11 二酸化窒素の測定結果（令和3年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の年間98%値	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数
						日	ppm	日	%			
一般局	会津若松市	会津若松	住	362	0.004	0	0.0	0	0.0	0.040	0.015	0

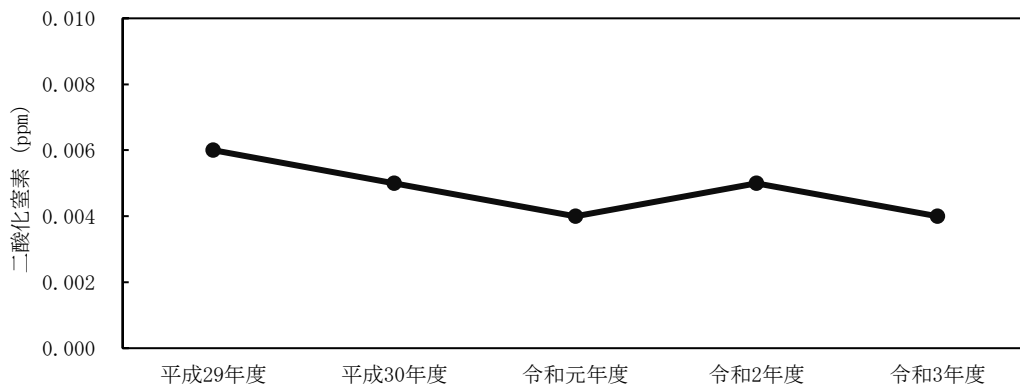
注：用途地域は、表 3.1-4 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表 3.1-12 二酸化窒素の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

種別	市	測定局名	年平均値 (ppm)				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	会津若松市	会津若松	0.006	0.005	0.004	0.005	0.004

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図 3.1-8 二酸化窒素の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

(5) 微小粒子状物質

令和3年度の測定結果は表 3.1-13 のとおりであり、環境基準に適合している。

また、平成29年度から令和3年度の年平均値の経年変化は、表 3.1-14 及び図 3.1-9 に示すとおりである。

※環境基準とその評価

環境基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

短期基準：日平均値のうち年間 98 パーセントタイル値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期基準：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

表 3.1-13 微小粒子状物質の測定結果（令和3年度）

区分	市	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合	
				日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%
一般局	会津若松市	会津若松	住	349	6.0	16.1	0	0.0

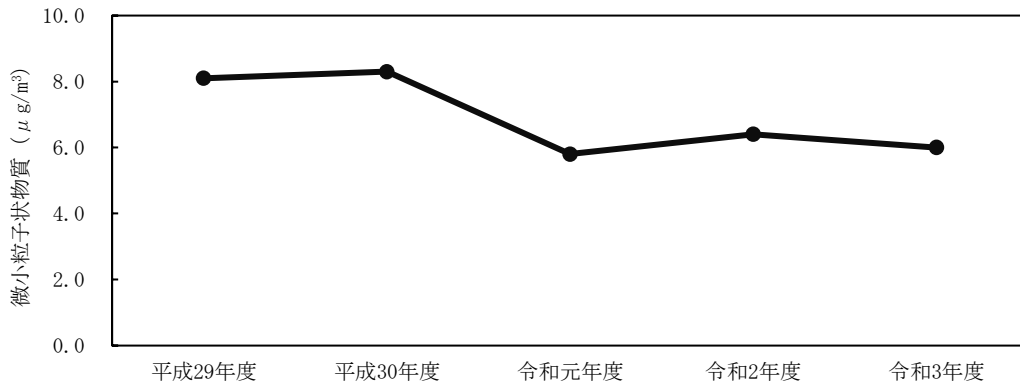
注：用途地域は、表 3.1-4 の注：2 を参照。

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

表 3.1-14 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（平成29～令和3年度）

種別	市	測定局名	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)				
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般局	会津若松市	会津若松	8.1	8.3	5.8	6.4	6.0

〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕



〔「大気汚染測定結果（令和3年度）」（福島県 HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

図 3.1-9 微小粒子状物質の年平均値の経年変化（平成25～29年度）

(6) 大気汚染に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去5年間の苦情件数は表3.1-15に示すとおりである。

苦情の内容は、主に野焼きとなっている。

表 3.1-15 公害苦情の受理件数（大気汚染）

年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
会津若松市	5件	11件	13件	7件	9件

〔「平成29～令和3年度 環境等測定調査結果」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）より作成〕

3. 騒音の状況

(1) 環境騒音の状況

対象事業実施区域周囲における環境騒音の状況について、会津若松市において調査が実施されている。平成 29～令和 3 年度の測定結果は表 3.1-16 に示すとおりである。すべての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-16 環境騒音の状況（平成 29～令和 3 年度）

市	調査地点	都市計画法用途地域	地域類型	昼夜区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	環境基準
会津若松市	堤町	1 種中高住専	A	昼間	51 (○)	44 (○)	46 (○)	47 (○)	45 (○)	55
				夜間	33 (○)	36 (○)	36 (○)	37 (○)	35 (○)	45
	真宮新町南※	1 種中高住専	A	昼間	51 (○)	45 (○)	-	-	-	55
				夜間	39 (○)	37 (○)	-	-	-	45
	真宮新町南	1 種中高住専	A	昼間	-	-	45 (○)	46 (○)	43 (○)	55
				夜間	-	-	38 (○)	40 (○)	38 (○)	45
	河東町広田	1 種中高住専	A	昼間	49 (○)	50 (○)	51 (○)	49 (○)	46 (○)	55
				夜間	40 (○)	41 (○)	38 (○)	39 (○)	39 (○)	45
	古川町	1 種住専	B	昼間	43 (○)	45 (○)	39 (○)	40 (○)	43 (○)	55
				夜間	33 (○)	39 (○)	33 (○)	33 (○)	35 (○)	45
	日新町	商業	C	昼間	48 (○)	46 (○)	53 (○)	46 (○)	49 (○)	60
				夜間	36 (○)	36 (○)	40 (○)	41 (○)	35 (○)	50
	門田町飯寺	工業	C	昼間	45 (○)	40 (○)	42 (○)	41 (○)	42 (○)	60
				夜間	40 (○)	34 (○)	39 (○)	39 (○)	37 (○)	50

※ 平成 30 年度まで「間宮新町」

注：1. 地域類型は以下のとおり。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. 昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時を示す。

3. 「○」は環境基準に適合していることを示す。

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(2) 自動車騒音の状況

対象事業実施区域周囲における自動車騒音の状況について、会津若松市において調査が実施されている。平成 29～令和 3 年度の自動車騒音常時監視測定結果は表 3.1-17 に示すとおりである。令和 3 年度は国道 49 号が環境基準を超過している。

表 3.1-17 自動車騒音の状況（平成 29～令和 3 年度）

市	調査地点	調査地点	地域 類型	昼夜 区分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	環境基 準
会 津 若 松 市	国道 49 号	一箕町亀賀字郷之原	C	昼間	70 (○)	69 (○)	-	-	-	70
				夜間	64 (○)	63 (○)	-	-	-	65
		一箕町亀賀	C	昼間	-	-	69 (○)	70 (○)	72 (×)	70
				夜間	-	-	63 (○)	64 (○)	66 (×)	65
	国道 118 号	一箕町亀賀字村前	C	昼間	64 (○)	65 (○)	-	-	-	70
				夜間	58 (○)	59 (○)	-	-	-	65
		一箕町亀賀	C	昼間	-	-	66 (○)	65 (○)	64 (○)	70
				夜間	-	-	60 (○)	58 (○)	58 (○)	65
	国道 401 号	館馬町	B	昼間	65 (○)	63 (○)	67 (○)	65 (○)	66 (○)	70
				夜間	58 (○)	57 (○)	59 (○)	66 (×)	59 (○)	65
	会津若松裏磐梯線	花春町	C	昼間	62 (○)	62 (○)	61 (○)	65 (○)	-	70
				夜間	55 (○)	56 (○)	54 (○)	55 (○)	-	65
		千石町	C	昼間	-	-	-	-	64 (○)	70
				夜間	-	-	-	-	58 (○)	65
会津坂下河東線	河東町南高野	A	昼間	66 (○)	66 (○)	63 (○)	63 (○)	65 (○)	70	
			夜間	64 (○)	65 (○)	61 (○)	61 (○)	62 (○)	65	
北山会津若松線	河東町広田	B	昼間	69 (○)	67 (○)	69 (○)	67 (○)	68 (○)	70	
			夜間	61 (○)	59 (○)	60 (○)	59 (○)	59 (○)	65	

注：1. 地域類型は以下のとおり。

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2. 昼間は 6 時～22 時、夜間は 22 時～翌 6 時を示す。

3. 「×」は環境基準を超過していることを示す。

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

(3) 騒音に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去5年間の苦情件数は表 3.1-18 に示すとおりである。

苦情の内容は、主に建設工事となっている。

表 3.1-18 公害苦情の受理件数（騒音）

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会津若松市	12 件	26 件	15 件	5 件	10 件

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

4. 振動の状況

(1) 環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、調査は実施されていない。

(2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、調査は実施されていない。

(3) 振動に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去5年間の苦情件数は表 3.1-19 に示すとおりである。

苦情の内容は、主に建設工事となっている。

表 3.1-19 公害苦情の受理件数（振動）

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会津若松市	1 件	0 件	1 件	0 件	0 件

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

3.1.2 水環境の状況

1. 水象の状況

(1) 河川

対象事業実施区域及びその周囲の河川の状況は、図 3.1-10 に示すとおりである。対象事業実施区域の西側には阿賀野川水系の一級河川である湯川が、東側には阿賀野川水系の一級河川である大清沢川等がある。

(2) 湖沼

対象事業実施区域及びその周囲には図 3.1-10 に示すとおり、北東に猪苗代湖、西に東山ダム、東に吉ヶ平ダムがある。

(3) 海域

対象事業実施区域及びその周囲に海域は存在しない。

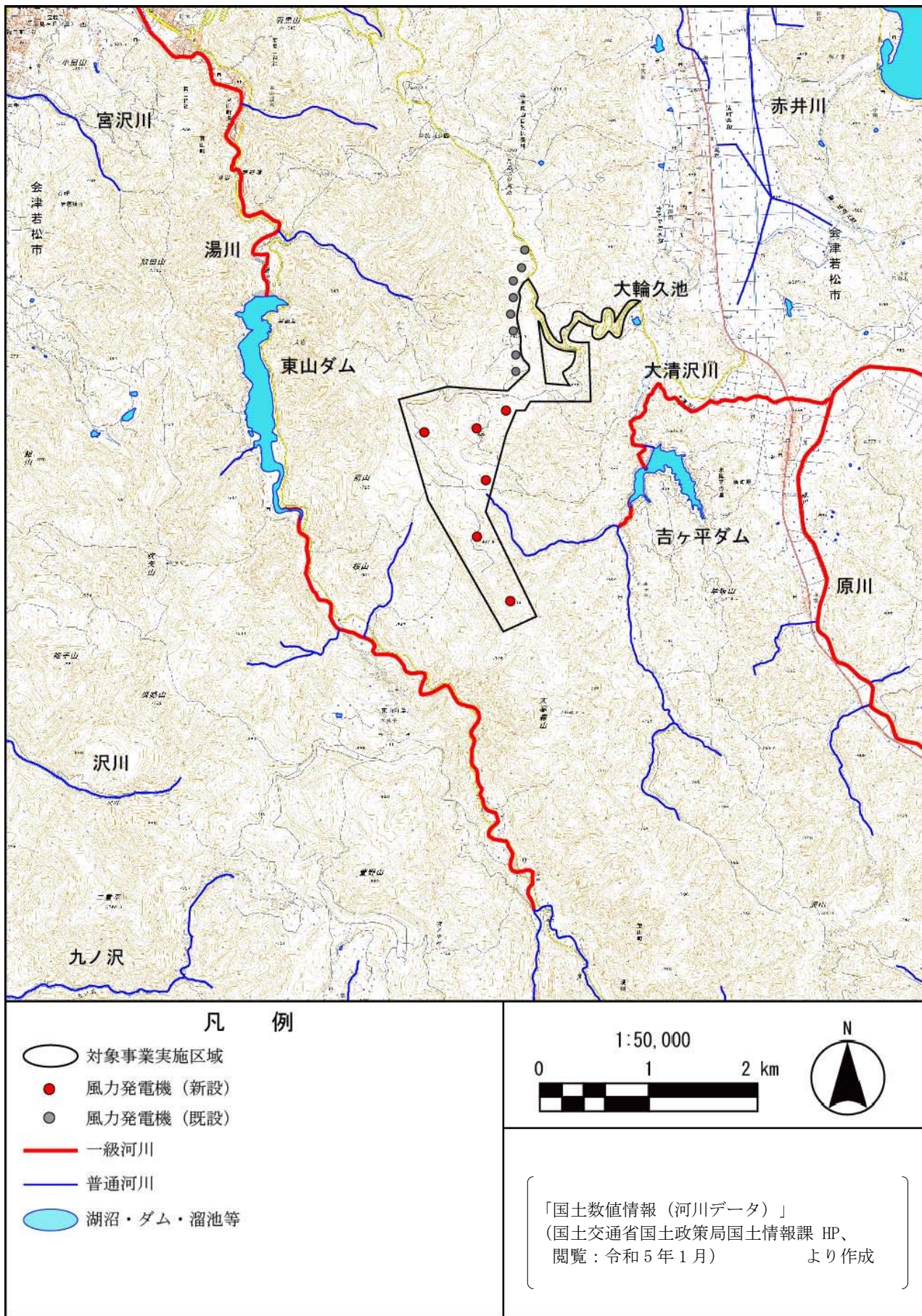


図 3.1-10 主要な河川の状況

2. 水質の状況

(1) 河川の水質

福島県の発行する「水質年報」によると、福島県では県内の公共用水域について定期的な水質測定を実施しており、令和3年度は78河川、132地点で調査が行われた。対象事業実施区域及びその周囲における水質測定地点の位置は図3.1-11、水質測定結果は表3.1-20に示すとおりである。

表 3.1-20(1) 河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		湯川（滝見橋より上流）				
地点名		滝見橋				
類型区分		A				
測定項目		pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
単位		—	mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
平成29年度	最小	7.1	9.3	<0.5	<1	13
	最大	7.6	14	1.4	2	24,000
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
平成30年度	最小	7.2	9.0	<0.5	<1	23
	最大	7.5	13	1.3	1	3,300
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	2/12
令和元年度	最小	7.1	8.4	0.5	<1	23
	最大	7.6	13	1.5	2	33,000
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
令和2年度	最小	7.1	8.9	0.5	<1	4.5
	最大	7.8	14	1.4	3	4,900
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
令和3年度	最小	7.2	9.3	0.5	<1	13
	最大	7.6	13	1.3	2	13,000
	m/n	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
環境基準		6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」のmは環境基準値を超える検体数、nは総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成29～令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年7月）より作成〕

表 3.1-20(2) 河川の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		湯川（滝見橋より上流）				
地点名		滝見橋				
類型区分		A				
測定項目		全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
平成 29 年度	最小	0.21	0.008	<0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.33	0.011	0.001	<0.00006	<0.0006
	m/n	-/2	-/2	0/2	0/1	0/1
平成 30 年度	最小	0.20	0.004	<0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.21	0.007	0.002	<0.00006	<0.0006
	m/n	-/2	-/2	0/2	0/1	0/1
令和元年度	最小	0.11	0.006	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.18	0.013	0.002	<0.00006	<0.0006
	m/n	-/2	-/2	0/2	0/1	0/1
令和 2 年度	最小	0.21	0.007	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.23	0.009	0.002	<0.00006	<0.0006
	m/n	-/2	-/2	0/2	0/1	0/1
令和 3 年度	最小	0.21	0.008	<0.001	<0.00006	0.0016
	最大	0.23	0.010	0.003	<0.00006	0.0016
	m/n	-/2	-/2	0/2	0/1	0/1
環境基準		—	—	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

[「水質年報（平成 29～令和 3 年度）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 7 月）より作成]

(2) 湖沼の水質

福島県の発行する「水質年報」によると、福島県では県内の公共用水域について定期的な水質測定を実施しており、令和3年度は18湖沼、31地点で調査が行われている。対象事業実施区域及びその周囲においては東山ダムサイト及び取水口において調査が実施されており、測定地点は図 3.1-11、調査結果は表 3.1-21(1), (2), (4)に示すとおりである。このほか、会津若松市の発行する「会津若松市の環境」によると市が独自に定期的な環境調査を実施している。対象事業実施区域及びその周囲においては猪苗代湖の中田浜において調査が実施されており、水質の測定結果は表 3.1-21(3)に示すとおりである。

表 3.1-21(1) 湖沼の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		東山ダム貯水池				
地点名		東山ダムサイト				
類型区分		A				
測定項目		pH	D0	COD	SS	大腸菌群数
単位			mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
平成 29 年度	最小	6.5	<0.5	1.9	<1	0
	最大	8.8	12	5.3	4	220
	m/n	1/27	13/27	14/27	0/27	0/27
平成 30 年度	最小	6.3	<0.5	2.2	<1	0
	最大	8.1	12	6.4	5	790
	m/n	3/27	15/27	16/27	0/27	0/27
令和元年度	最小	6.5	<0.5	2.1	<1	0
	最大	8.7	12	5.7	7	9,200
	m/n	1/27	11/27	13/27	1/27	1/27
令和2年度	最小	6.4	<0.5	2.0	<1	0
	最大	8.4	11	5.7	4	1,700
	m/n	5/27	13/27	10/27	0/27	1/27
令和3年度	最小	6.3	<0.5	1.9	<1	0
	最大	7.5	12	5.7	11	1,700
	m/n	3/27	11/27	14/27	1/27	1/27
環境基準		6.5 以上 8.5 以下	7.5 以上	3 以下	5 以下	1,000 以下

注：1. 「－」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」のmは環境基準値を超える検体数、nは総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

[「水質年報（平成29～令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年7月）より作成]

表 3.1-21 (2) 湖沼の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		東山ダム貯水池				
地点名		東山ダムサイト				
類型区分		Ⅱ		生物 A		
測定項目		全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
単位		mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
平成 29 年度	最小	0.17	0.011	0.003	<0.00006	<0.0006
	最大	0.37	0.021	0.009	<0.00006	<0.0006
	m/n	7/9	9/9	0/27	0/3	0/3
平成 30 年度	最小	0.13	0.007	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.41	0.025	0.006	<0.00006	<0.0006
	m/n	7/9	7/9	0/27	0/3	0/3
令和元年度	最小	0.21	0.007	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.49	0.017	0.009	<0.00006	<0.0006
	m/n	9/9	7/9	0/27	0/3	0/3
令和 2 年度	最小	0.19	0.007	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.34	0.020	0.007	<0.00006	<0.0006
	m/n	7/9	5/9	0/27	0/3	0/3
令和 3 年度	最小	0.21	0.009	0.001	<0.00006	<0.0006
	最大	0.40	0.028	0.018	0.00006	<0.0006
	m/n	9/9	8/9	0/27	0/3	0/3
環境基準		0.2 以下	0.01 以下	0.03 以下	0.001 以下	0.03 以下

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. 「m/n」の m は環境基準値を超える検体数、n は総検体数を示す。

3. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 29～令和 3 年度）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 7 月）より作成〕

表 3.1-21 (3) 湖沼の水質測定結果（生活環境項目）

水域名		猪苗代湖				
地点名		中田浜				
類型区分		A				
測定項目		pH	BOD	COD	全窒素	全燐
単位		—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
年度	平成 27 年	7.3	0.9	1.1	0.16	0.01
	平成 28 年	7.3	0.9	0.9	0.18	0.008
	平成 29 年	7.4	0.7	1.3	0.17	0.006
	平成 30 年	7.6	0.8	1.2	0.13	0.005
	令和元年	7.5	0.7	1.2	0.10	0.007

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

〔「会津若松市の環境（平成 28～令和 2 年度）」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.1-21(4) 湖沼の水質測定結果（トリハロメタン生成能）

水域名		東山ダム貯水池								
地点名		ダム水出口								
調査年度		平成 29 年			令和元年			令和 3 年		
測定項目	単位	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n	最大値	平均値	m/n
水温	℃	19.0	—	—	19.0	—	—	19.0	—	—
トリハロメタン生成能	mg/L	0.047	0.044	—/2	0.086	0.062	—/2	0.072	0.058	—/2
クロロホルム生成能	mg/L	0.041	0.039	—	0.081	0.057	—	0.066	0.053	—
ブromシクロメタン生成能	mg/L	0.004	0.003	—	0.003	0.003	—	0.004	0.004	—
ジブromクロメタン生成能	mg/L	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—
ブromホルム生成能	mg/L	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—	<0.001	<0.001	—

注：1. 「—」は該当がないことを示す。

2. トリハロメタン生成能は、クロロホルム生成能、ブromシクロメタン生成能、ジブromクロメタン生成能及びブromホルム生成能の総和である。

3. 「m/n」のmは環境基準値を超える検体数、nは総検体数を意味する。

4. 「<」は定量下限値未満であることを示す。

〔「水質年報（平成 29, 令和元, 令和 3 年度）」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 7 月）より作成〕

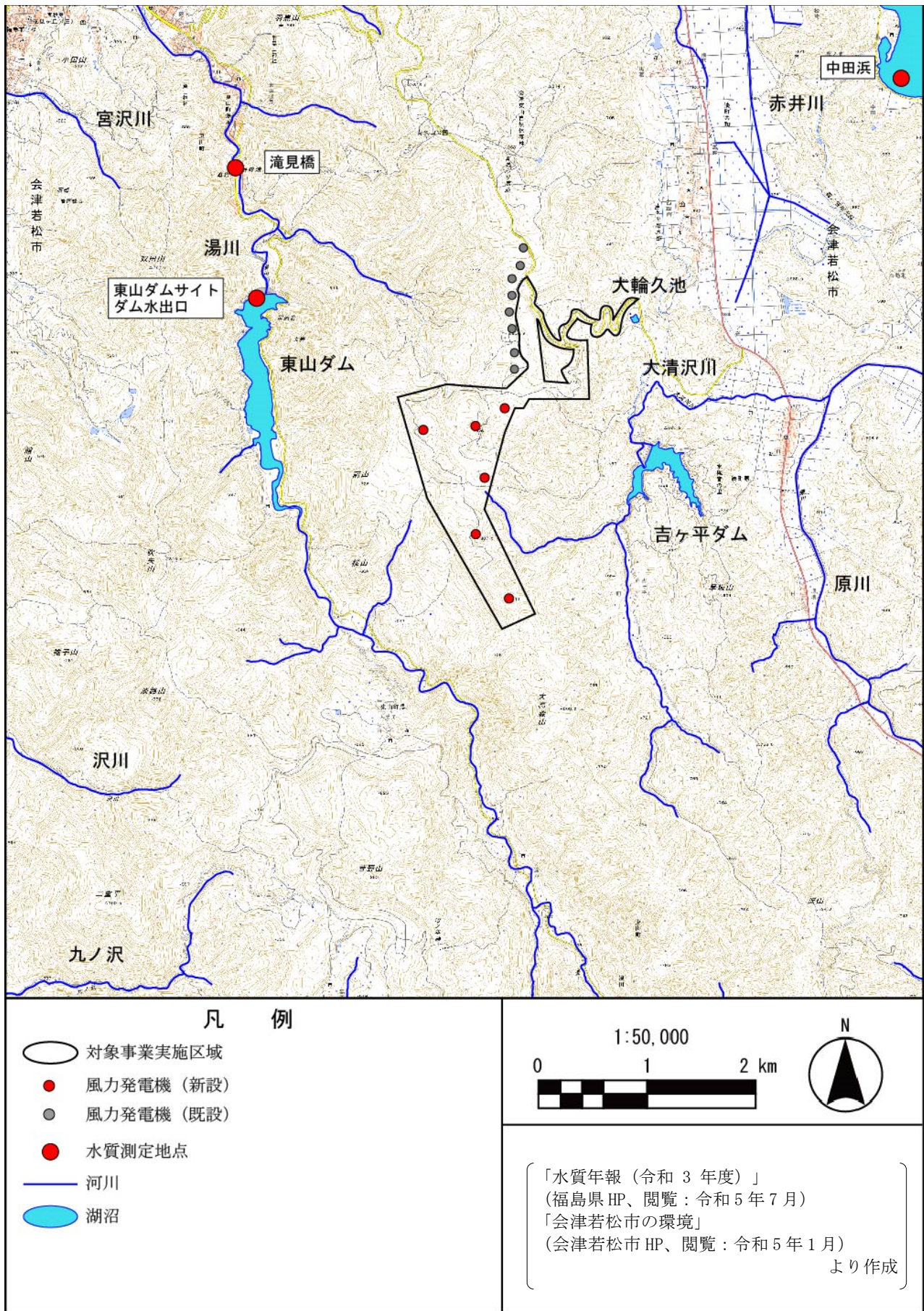


図 3.1-11 公共用水域の測定地点

(3) 地下水の水質

福島県の発行する「水質年報」によると、福島県では県内の地下水水質の状況を把握するため、令和3年度は概況調査が59地点、継続監視調査が223地点、汚染井戸周辺地区調査が136地点で実施されている。対象事業実施区域及びその周囲においては1地点（湊町原新橋周辺地区）で継続監視調査が実施されており、その調査結果は表3.1-22に示すとおりである。

表 3.1-22 地下水の水質調査結果

(単位：mg/L)

水域名		会津若松					環境基準
地点名		湊町原新橋周辺地区※					
用途		雑用					
測定項目	単位	H29	H30	R1	R2	R3	
カドミウム	mg/L	-	-	-	-	-	0.003 mg/L 以下
全シアン	mg/L	-	-	-	-	-	検出されないこと
鉛	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
六価クロム	mg/L	-	-	-	-	-	0.05 mg/L 以下
ヒ素	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
総水銀	mg/L	-	-	-	-	-	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	mg/L	-	-	-	-	-	検出されないこと
PCB	mg/L	-	-	-	-	-	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	-	-	-	-	-	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	mg/L	-	-	-	-	-	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	-	-	-	-	-	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
1-3,ジクロロプロペン	mg/L	-	-	-	-	-	0.002 mg/L 以下
チウラム	mg/L	-	-	-	-	-	0.006 mg/L 以下
シマジン	mg/L	-	-	-	-	-	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	mg/L	-	-	-	-	-	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
セレン	mg/L	-	-	-	-	-	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	11	8.9	9.6	9.5	8.5	10 mg/L 以下
フッ素	mg/L	-	-	-	-	-	0.8 mg/L 以下
ホウ素	mg/L	-	-	-	-	-	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	-	-	-	-	-	0.05 mg/L 以下

※ 平成28～30年度の地点名は「原新橋」

注：1. 「<」は定量下限値未満を示す。

2. 「-」は出典に記載がないことを示す。

〔「水質年報（平成29～令和3年度）」（福島県HP、閲覧：令和5年7月）より作成〕

(4) 水質に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去5年間の苦情件数は表 3.1-23 に示すとおりである。

苦情の内容は、主に生活排水となっている。

表 3.1-23 公害苦情の受理件数（水質汚濁）

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会津若松市	1 件	0 件	0 件	1 件	0 件

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

3. 水底の底質の状況

「令和 3 年度環境等測定調査結果」（福島県、令和 4 年）によると、福島県では水底の底質のダイオキシン類による汚染状況を常時監視している。ただし、対象事業実施区域及びその周囲においては調査が実施されていない。

3.1.3 土壌及び地盤の状況

1. 土壌の状況

(1) 土壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は図 3.1-12 に示すとおりである。

対象事業実施区域は主に黒ボク土壌からなっており、一部、乾性褐色森林土壌及び適潤性褐色森林土壌が分布している。

(2) 土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域等一覧」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 3 月）によると、令和 5 年 2 月 28 日現在、対象事業実施区域及びその周囲に要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。

(3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去 5 年間の苦情件数は表 3.1-24 に示すとおりである。

表 3.1-24 公害苦情の受理件数（土壌汚染）

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会津若松市	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

2. 地盤の状況

(1) 地盤沈下の状況

「令和 2 年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省、令和 4 年）によると、対象事業実施区域及びその周囲において、地盤沈下は確認されていない。

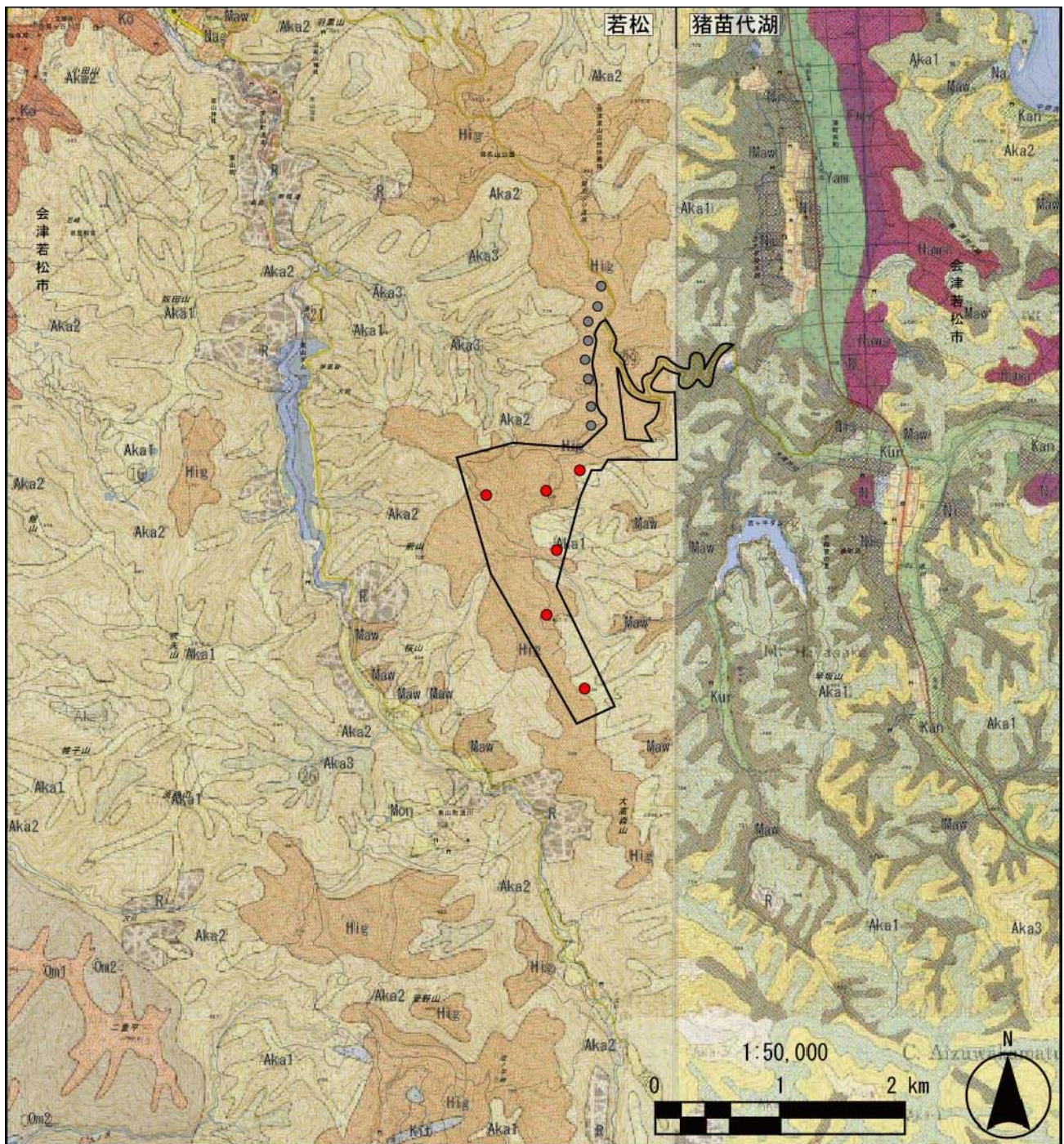
(2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

福島県が発行する「環境等測定調査結果」によると、会津若松市における過去 5 年間の苦情件数は表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 公害苦情の受理件数（地盤沈下）

年度	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
会津若松市	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

〔「平成 29～令和 3 年度 環境等測定調査結果」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕



凡 例		猪苗代湖		細粒灰色低地土壌		共通事項	
対象事業実施区域 風力発電機（新設） 風力発電機（既設）		岩石地 黒ボク土壌 多湿黒ボク土壌 乾性褐色森林土壌 褐色森林土壌 湿性褐色森林土壌	山崎統 金谷統 栗生統 グライ土壌 中野統 浜前統 舟津統 黒泥土壌 	未区分地（市街） 若松 猪苗代湖			
若松		猪苗代湖					
<山地および丘陵の土壌>		<台地および低地の土壌>					
岩石地 黒ボク土壌 乾性褐色森林土壌 赤津1統 尾岐1統	適潤性褐色森林土壌 赤津2統 尾岐2統 湿性褐色森林土壌 赤津3統	黒ボク土壌 淡色黒ボク土壌 細粒灰色低地土壌 灰色低地土壌 グライ土壌					

「土地分類基本調査 土壌図 若松（昭和49年）」
 「土地分類基本調査 土壌図 猪苗代湖（昭和48年）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和5年1月）より作成

図 3.1-12 土壌図

3.1-30

3.1.4 地形及び地質の状況

1. 地形の状況

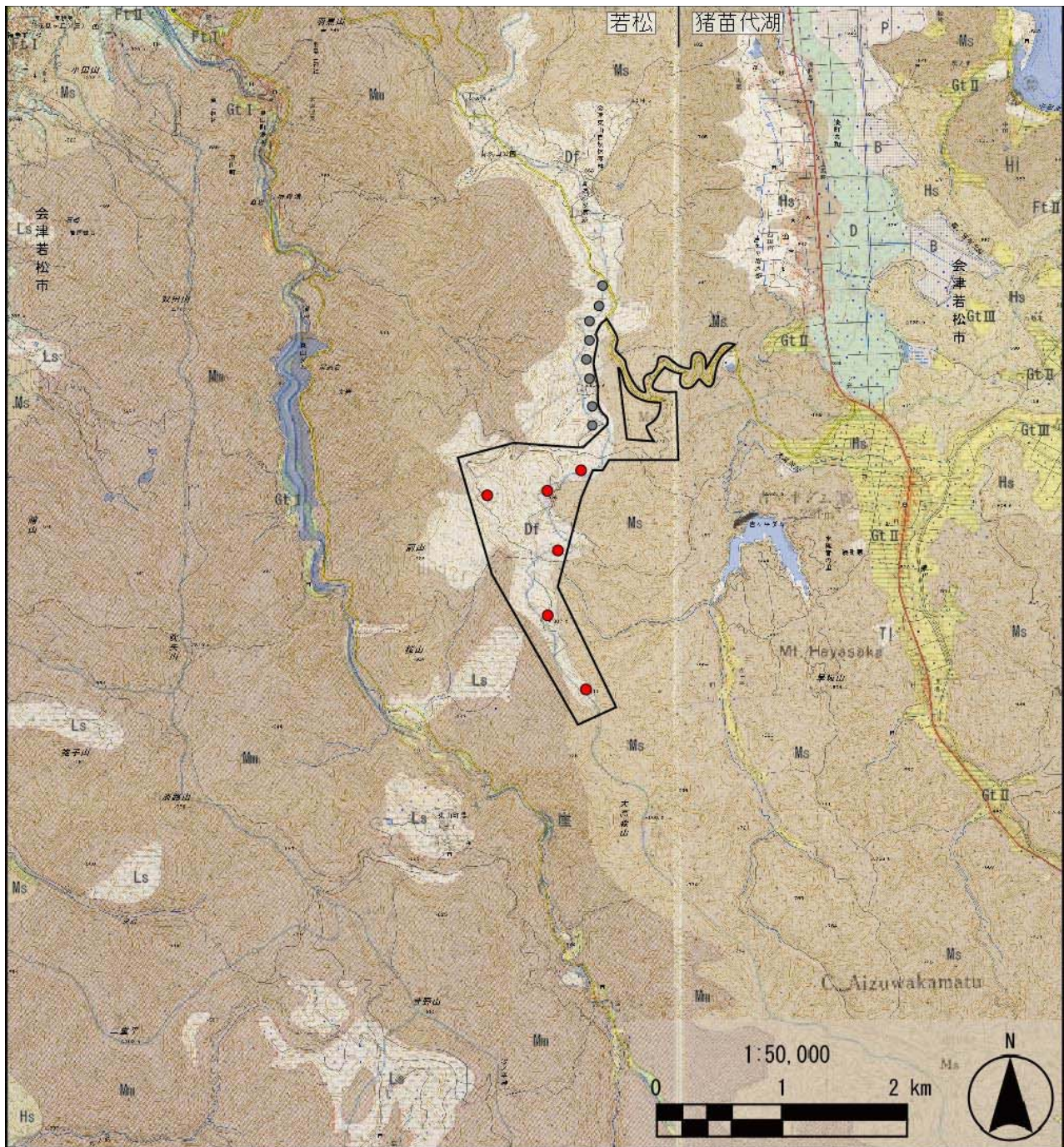
対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は図 3.1-13 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は主に山地・丘陵地からなっており、対象事業実施区域内は主に山地・丘陵地の小起伏山地及び脊中炙山流紋岩流台地等が分布している。

2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は図 3.1-14 に示すとおりである。

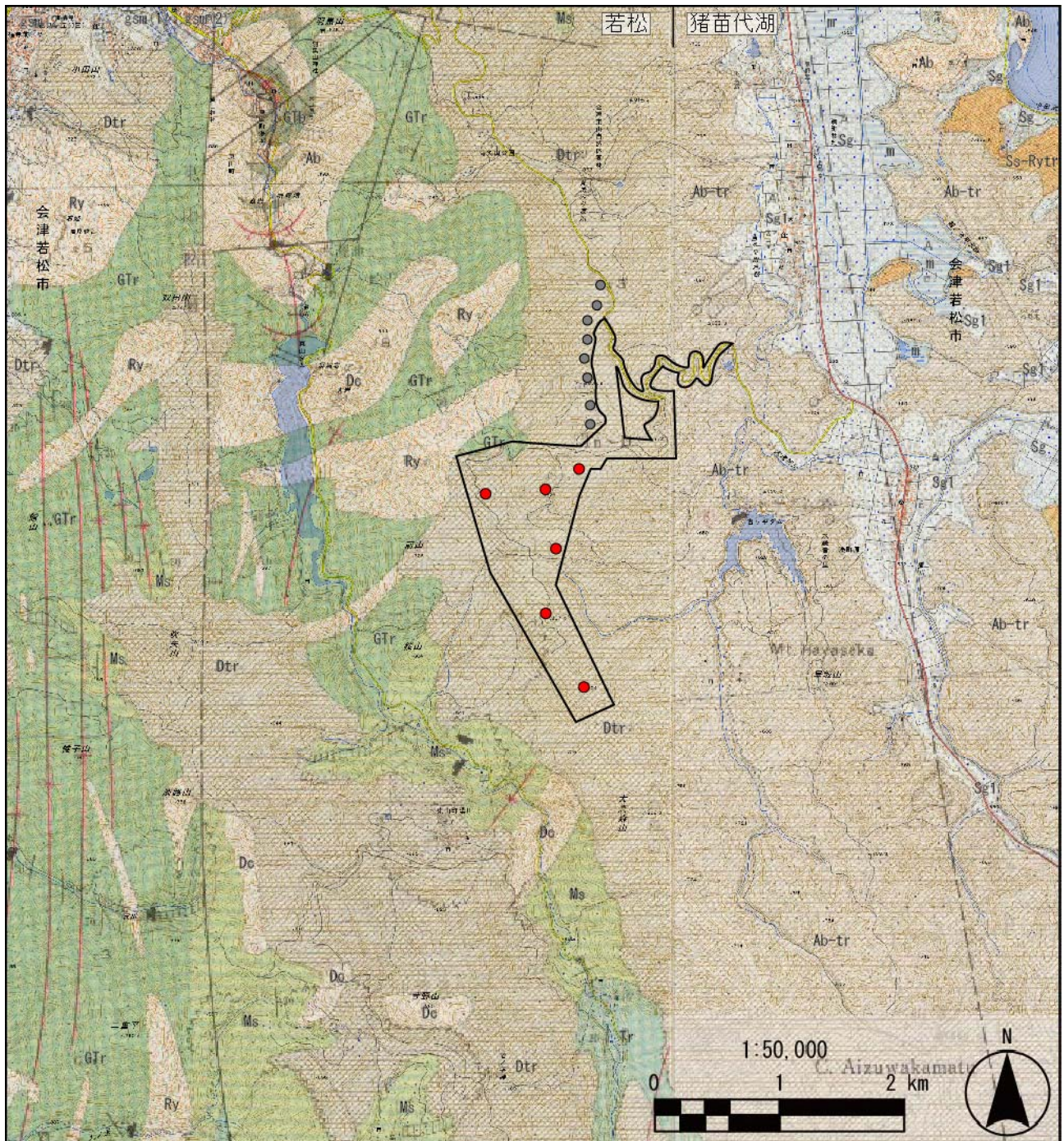
対象事業実施区域内は石英安山岩質凝灰岩が分布している。



凡 例		猪苗代湖			
	対象事業実施区域	<山地・丘陵地>	<砂礫台地（段丘及扇状地）>	<低地>	
	風力発電機（新設）	Mm 中起伏山地	Gt II 中位砂礫段丘	D 三角州	
	風力発電機（既設）	Ms 小起伏山地	Gt III 下位砂礫段丘	P 湖岸平野	
		Hl 丘陵地	Ft II 下位扇状地	B 埋立地	
		Hs 丘陵地		<その他>	
				Tl 麓斜面および崖錐	
若松		猪苗代湖			
<山地・丘陵地>		<砂礫台地（段丘及扇状地）>		<その他>	
Mm	中起伏山地	Gt I	上位砂礫段丘	Df	背中炙山流紋岩流台地
Ms	小起伏山地	Ft I	上位扇状地	Ls	地滑り，山崩，土石流地形
Hs	丘陵地	Ft II	中位扇状地	崖	

「土地分類基本調査 地形分類図 若松（昭和49年）」、
 「土地分類基本調査 地形分類図 猪苗代湖（昭和48年）」
 （国土交通省国土政策局国土情報課 HP、閲覧：令和5年1月）より作成

図 3.1-13 地形分類図



凡 例		火山岩		火山岩		地すべり		【時代】	
	対象事業実施区域	Ab	安山岩質岩石	Ab	石英安山岩		(山崩れ) 地域	A:	沖積世
	風力発電機 (新設)	Ry	流紋岩質岩石	共通事項			治山・砂防工	Tn:	新第三紀
	風力発電機 (既設)	Dc	石英安山岩	走向・傾斜	治山・砂防地域		(溪流工) 地域	M:	中生代
若松		猪苗代湖		向斜軸	ダム		砂防ダム	【岩片のかたさ】	
未固結堆積物		未固結堆積物		背斜軸	砂防ダム	1: はなはだやわらかい 2: やわらかい			
gsm(1)	礫・砂・泥 (1)	m	泥・(泥炭)	半ドーム構造	断層・簡易水道	3: やややわらかい 4: ややかたい			
gsm(2)	礫・砂・泥 (2)	Sg	砂・礫			5: かたい 6: はなはだかたい			
固結堆積物		Sg1	砂・礫			【岩体のかたさ】			
Ms	泥岩・砂岩	Ss-Rytr	砂岩・流紋岩質凝灰岩			a: はなはだやわらかい b: やわらかい			
火山性堆積物		固結堆積物				c: やややわらかい d: ややかたい			
Dtr	石英安山岩質凝灰岩	Ab-tr	石英安山岩質凝灰岩			e: かたい f: はなはだかたい			
Tr	灰白色凝灰岩								
GTr	緑色凝灰岩								
GTrb	緑色凝灰角礫岩								

「土地分類基本調査 表層地質図 若松 (昭和49年)」
 「土地分類基本調査 表層地質図 猪苗代湖 (昭和48年)」
 (国土交通省国土政策局国情報課 HP、
 閲覧: 令和5年1月) より作成

図 3.1-14 表層地質図

3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、表 3.1-26 に示す文献等より抽出した。

対象事業実施区域及びその周囲における、「日本の典型地形」（平成 11 年）による典型地形は、表 3.1-27 及び図 3.1-15 のとおり、猪苗代盆地、会津盆地及び原（猪苗代湖）がある。

対象事業実施区域及びその周囲における、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」（日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年）に選定されている重要な地形及び地質はない。

対象事業実施区域及びその周囲における、「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」（環境庁、平成元年）による自然景観資源の分布は、表 3.1-28 及び図 3.1-16 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に湖沼の猪苗代湖及び湯川溪谷がある。

対象事業実施区域及びその周囲に、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）により指定されている重要な地形及び地質はない。

表 3.1-26 重要な地形・地質の状況（日本の典型地形）

選定根拠	確認された重要な地形・地質
「日本の典型地形」（平成 11 年） 国土地理院 HP、閲覧：令和 5 年 1 月	表 3.1-27 及び図 3.1-15 のとおり、猪苗代盆地、会津盆地、原（猪苗代湖）がある
「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」 日本の地形レッドデータブック作成委員会 (平成 12、14 年)	掲載されている重要な地形及び地質はない
「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」 (環境庁、平成元年発行) 生物多様性センターHP、閲覧：令和 5 年 1 月	表 3.1-28 及び図 3.1-16 のとおり、湖沼の猪苗代湖、湯川溪谷がある
「文化財保護法」 (昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日)	指定されている重要な地形及び地質はない

表 3.1-27 重要な地形・地質の状況（日本の典型地形）

地形項目（成因）	地形項目	名称	所在地
地殻の変動による地形	構造盆地	猪苗代盆地	耶麻郡猪苗代町、郡山市、会津若松市
地殻の変動による地形	構造盆地	会津盆地	会津若松市、大沼郡会津美里町、河沼郡会津坂下町・湯川村、喜多方市
河川的作用による地形	湖岸段丘	原（猪苗代湖）	会津若松市

〔「日本の典型地形（平成 11 年）」（国土地理院 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.1-28 重要な地形・地質の状況（自然景観資源）

区分	名称
狭谷・溪谷	湯川溪谷
湖沼	猪苗代湖

〔第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図（環境庁、平成元年発行）
（生物多様性センターHP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

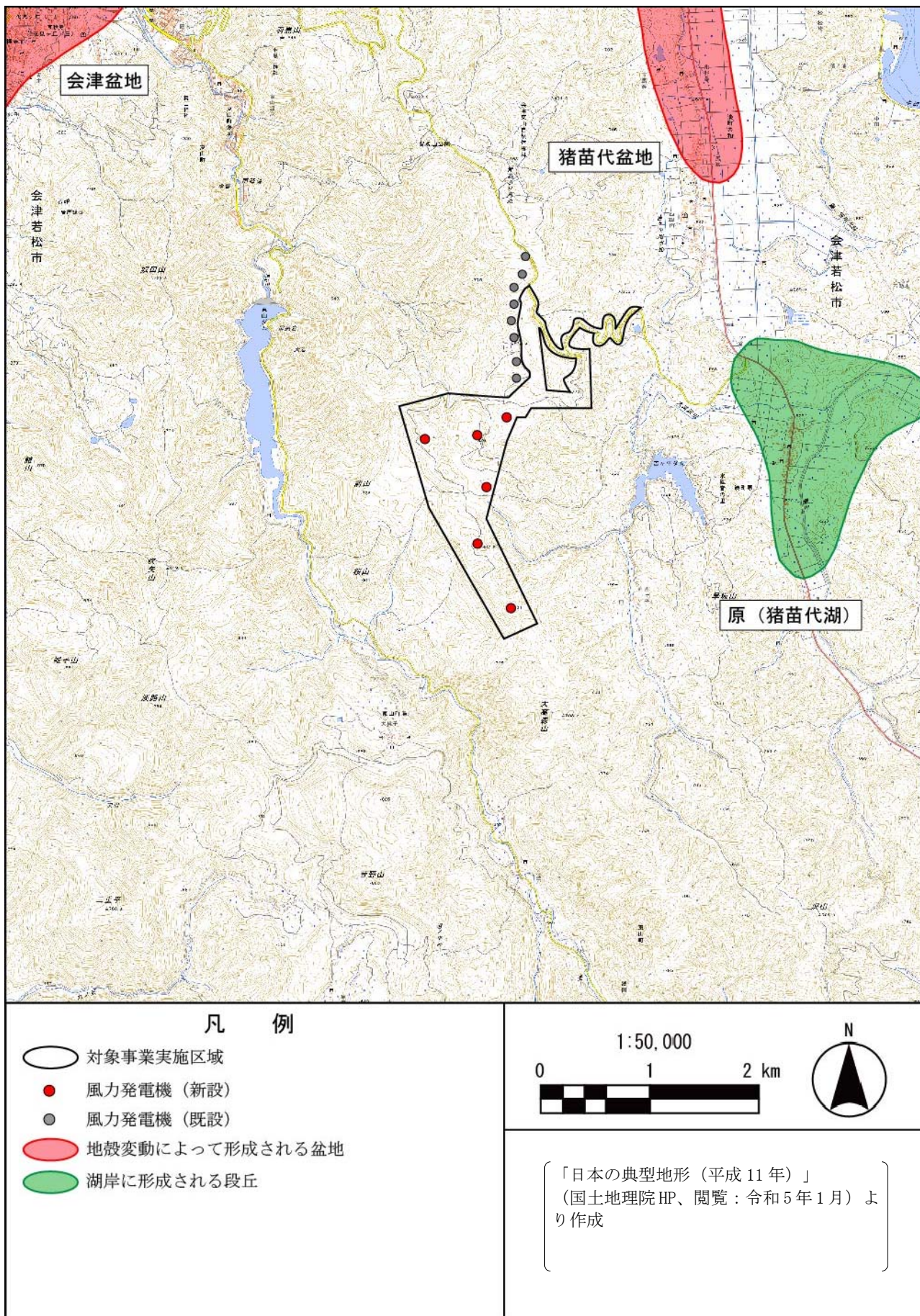


図 3.1-15 重要な地形・地質状況 (日本の典型地形)

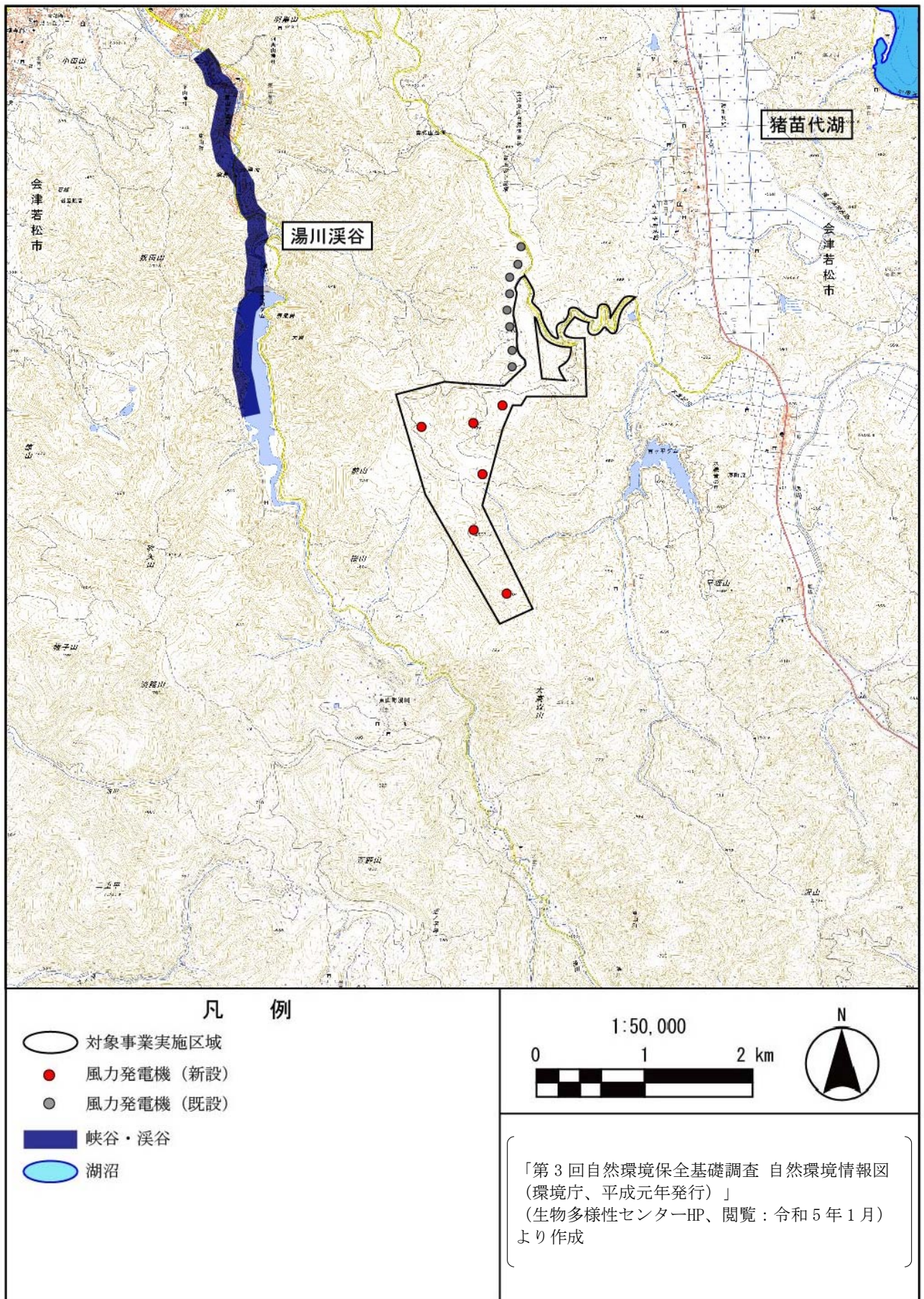


図 3.1-16 重要な地形・地質の状況 (自然景観資源)

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

1. 動物の生息の状況

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料（「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成14年）、「レッドデータブックふくしまⅡ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（淡水魚類／両生・爬虫類／哺乳類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成15年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周辺における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表3.1-29及び図3.1-17に示すとおりである。

表3.1-29 文献その他の資料一覧（動物）

文献その他の資料名	調査範囲
「動植物分布調査（生物多様性調査 種の多様性調査）自然環境調査Web-GIS（第2回～第6回調査）」 （環境省HP、閲覧：令和5年1月）	対象事業実施区域を含む2次メッシュ※（「若松」「原」）
「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」 （環境省自然環境局生物多様性センター、平成16年）	対象市町村が含まれる1/50,000地形図に相当する範囲
「生物多様性情報システム－ガンカモ類の生息調査－平成24年度～令和3年度調査」 （環境省HP、閲覧：令和5年1月）	対象事業実施区域及びその周辺の調査地点
「環境省報道発表資料－希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果について－」 （環境省HP、閲覧：令和5年1月）	対象事業実施区域を含む分布図の対象メッシュ
「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」 （環境省、平成23年、平成27年修正版）	
「環境アセスメントデータベース センシティブティマップ」 （環境省HP、閲覧：令和2年10月）	会津若松市 対象事業実施区域が含まれるメッシュ
「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」 （福島県生活環境部環境政策課、平成14年）	
「レッドデータブックふくしまⅡ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（淡水魚類／両生・爬虫類／哺乳類）」 （福島県生活環境部環境政策課、平成15年）	会津若松市
「福島県獣類生息状況調査報告書」 （福島県森林保全課、平成3年）	
「鳥類生息状況調査報告書」 （福島県森林保全課、昭和60年）	会津若松市
「福島県史 第25巻 各論編11（自然・建設）」 （福島県、昭和40年）	会津若松市
「会津若松市身近な生き物大図鑑」 （会津若松市HP、閲覧：令和2年10月）	会津若松市
「ふくしま動物・植物誌」 （福島民報社、昭和49年）	会津若松市
「福島県博物誌」 （蜂谷剛、平成6年）	会津若松市
「特盛山椒魚本」 （NPO法人北九州・魚部、令和元年）	会津若松市
「福島県の淡水魚」 （福島県内水面水産試験場、平成14年）	会津若松市
「会津の生きもの（生命はぐくむ小動物）」 （会津若松市、平成13年）	会津若松市

※：2次メッシュとは日本全国を緯度経度でメッシュ（網目状）に細かく区画した「標準地域メッシュ」のひとつである。2次メッシュの幅は緯度（東西）が7分30秒（0.125度）、経度（南北）が5分（0.083度）であり、距離にするとおよそ10km×10kmになる。2次メッシュは1/2.5万地形図の刊行単位となっている。

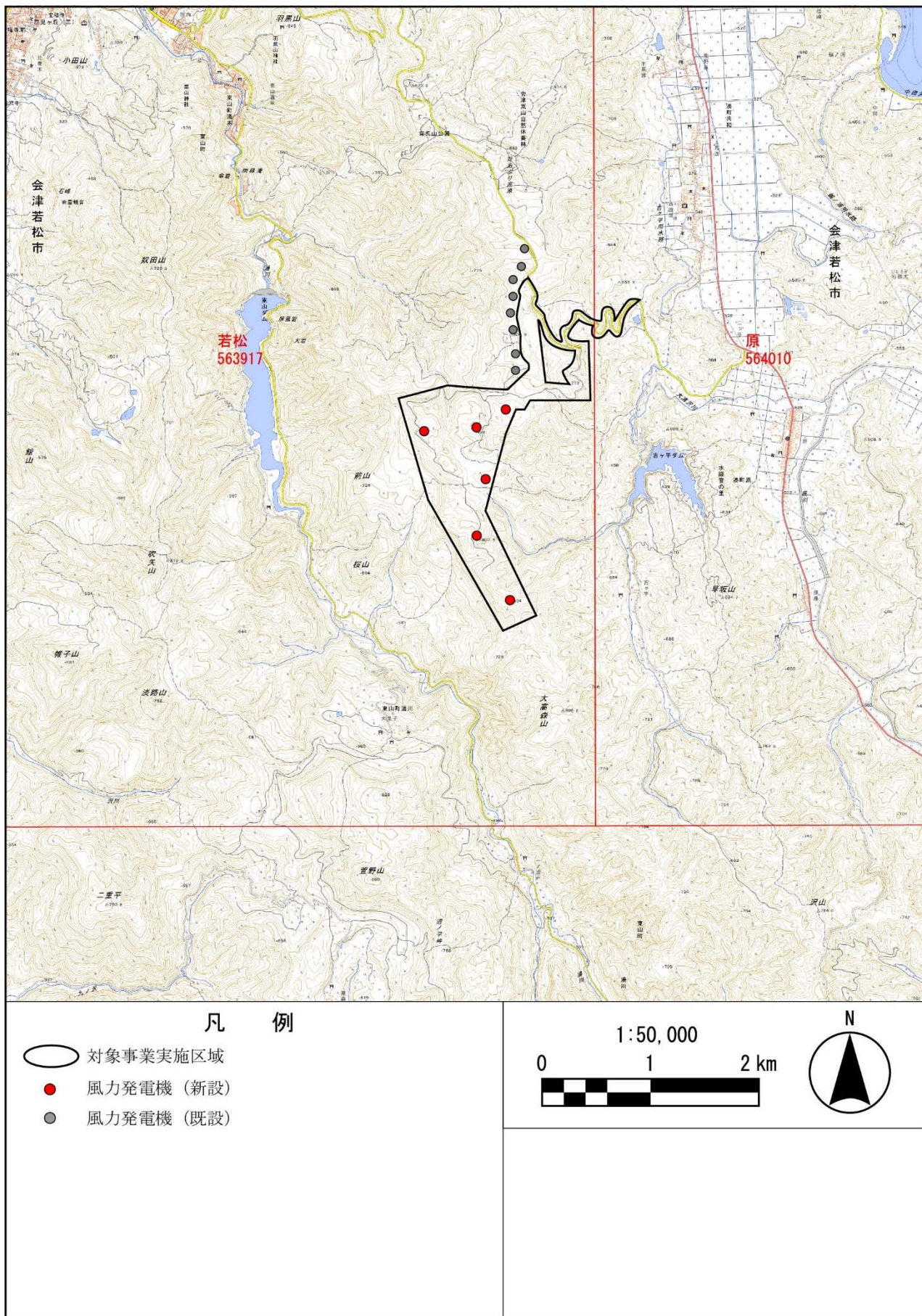


図 3.1-17 文献その他の資料調査範囲

(1) 動物相の概要

表 3.1-29 に示す文献その他資料により確認された、対象事業実施区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.1-30 に示すとおり整理した。哺乳類 15 種、鳥類 129 種、爬虫類 10 種、両生類 14 種、昆虫類 222 種、魚類 42 種の合計 432 種が確認されている。

表 3.1-30 動物相の概要

分類	主な確認種
哺乳類	アブラコウモリ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、ニホンイタチ、ハクビシン、カモシカ等 (15 種)
鳥類	キジ、マガン、コハクチョウ、オオハクチョウ、オシドリ、マガモ、カルガモ、オナガガモ、コガモ、カイツブリ、キジバト、アオバト、カワウ、ヨシゴイ、アオサギ、ホトトギス、ヨタカ、コチドリ、コアジサシ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、サシバ、ノスリ、イヌワシ、クマタカ、カワセミ、アカゲラ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、モズ、カケス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、メジロ、ムクドリ、ツグミ、キビタキ、キセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (129 種)
爬虫類	クサガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等 (10 種)
両生類	トウホクサンショウウオ、クロサンショウウオ、バンダイハコネサンショウウオ、アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル、カジカガエル等 (14 種)
昆虫類	コバネアオイトトンボ、アオイトトンボ、キイトトンボ、トラフトンボ、シオカラトンボ、コカマキリ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、コバネイナゴ、アブラゼミ、クサギカメムシ、タガメ、ヘビトンボ、ウスバカゲロウ、ホソバセセリ、ギンイチモンジセセリ、ツバメシジミ、ベニシジミ、クロシジミ、イチモンジチョウ、オオムラサキ、ギフチョウ、アゲハ、キタキチョウ、マツカレハ、トラガ、ナミハンミョウ、ゲンゴロウ、コクワガタ、カブトムシ、ナミテントウ、ゴマダラカミキリ、オオスズメバチ、キムネクマバチ等 (222 種)
魚類	ニホンウナギ、キタノアカヒレタビラ、オイカワ、エゾウグイ、ウグイ、ニゴイ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ギギ、ナマズ、ワカサギ、アユ、アメマス (エゾイワナ)、ニッコウイワナ、サクラマス (ヤマメ)、カジカ、ウキゴリ等 (42 種)

注：種名及び配列については原則として、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和 4 年)、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第 7 版」(日本鳥学会、平成 24 年)に準拠した。

対象事業実施区域及びその周辺において、哺乳類では、「動植物分布調査（生物多様性調査種の多様性調査）自然環境調査 Web-GIS（第5回調査）」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）等によると、ツキノワグマ、タヌキ、カモシカ等が確認されている。「コウモリ生息情報」（環境アセスメントデータベース“EADAS”〔イーダス〕、閲覧：令和5年1月）によると、対象事業実施区域周辺にはコウモリの生息情報やコウモリ洞の分布情報はない。

鳥類では、ガン、カモ、ハクチョウ類の渡来数が掲載された「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー平成24年度～令和3年度調査」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）によると、対象事業実施区域及びその周辺にある調査地点は、図 3.1-18 に示すとおり、「猪苗代湖ー中田浜地点」、「東山ダム」の2地点である。平成24年度から令和3年度までの調査結果は、表 3.1-31 に示すとおりであり、コハクチョウ、オシドリ、マガモ、カルガモ、コガモの5種が確認されている。猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）によると、図 3.1-19～図 3.1-21 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺において、ノスリ、サシバ、ハチクマの渡りが確認されている。また、「平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」（環境省、平成27年）によると、図 3.1-22 に示すとおり、対象事業実施区域内では確認されていないが、その周辺では、猪苗代湖周辺においてハクチョウ類の渡り経路が確認されている。「環境アセスメントデータベース センシビリティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）によると、図 3.1-23 に示すとおり、夜間の渡りルートが対象事業実施区域周辺上空を通過しているのが確認されている。「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査（イヌワシ・クマタカ）の結果についてー」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（環境省、平成23年、平成27年修正版）等によると、図 3.1-24 に示すとおり、対象事業実施区域が含まれるメッシュにおいて、イヌワシ及びクマタカの生息が確認されている。「環境アセスメントデータベース センシビリティマップ」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）による注意喚起レベルは、図 3.1-25 に示すとおりであり、対象事業実施区域を含むメッシュでは、イヌワシ及びクマタカが確認されているため、「注意喚起レベル A3」に該当する。該当メッシュの内訳は、表 3.1-32 に示すとおりである。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、「参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシビリティマップについて」」に示すとおりである。

両生類では、「動植物分布調査（生物多様性調査種の多様性調査）自然環境調査 Web-GIS（第5回調査）」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）等によると、ヤマアカガエルが確認されている。

昆虫類では、「動植物分布調査（生物多様性調査種の多様性調査）自然環境調査 Web-GIS（第5回調査）」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）等によると、ハグロトンボ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマシジミ等が確認されている。

魚類では、「動植物分布調査（生物多様性調査種の多様性調査）自然環境調査 Web-GIS（第5回調査）」（環境省 HP、閲覧：令和5年1月）等によると、ウグイ、ドジョウ等が確認されている。

表 3.1-31 ガンカモ類の渡来状況

(単位：個体)

調査地点名	調査年度	コハクチョウ	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ
猪苗代湖－ 中田浜地点	平成 24 年度				50	15
	平成 25 年度	6			2	
	平成 26 年度				17	
	平成 27 年度				16	
	平成 28 年度		4		20	
	平成 29 年度					28
	平成 30 年度				56	
	令和 元 年度					3
	令和 2 年度				2	36
令和 3 年度				12		
東山ダム	平成 24 年度			700		
	平成 25 年度				50	
	平成 27 年度			2,500		1,500
	平成 28 年度			600		500
	平成 30 年度			1,400		200
	令和 元 年度			850		
	令和 3 年度			8		

注：1. 調査は各年度 1 月に行われている。

2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。

3. 調査年度のうち、ガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていない年度については割愛した。

〔「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成〕

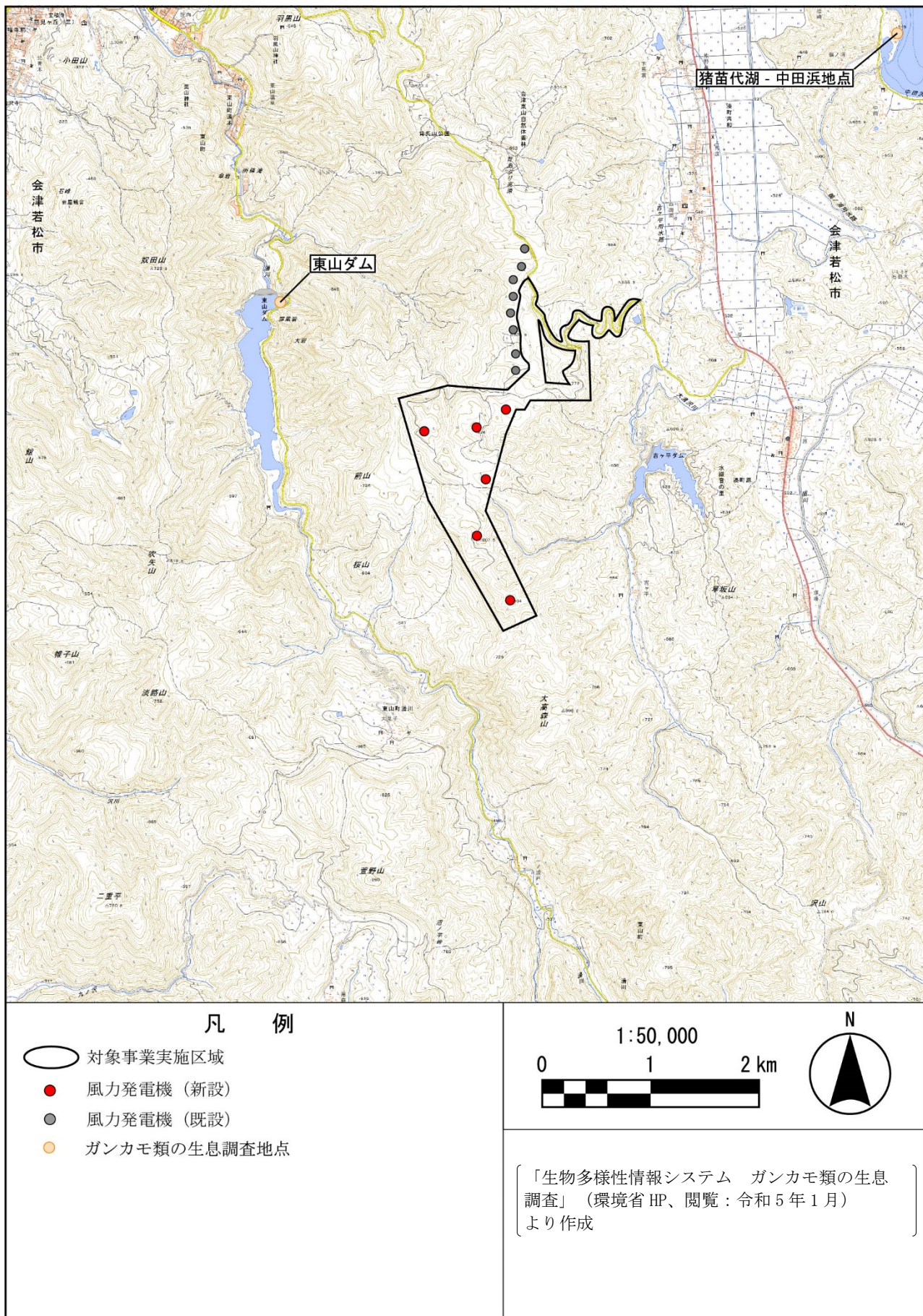
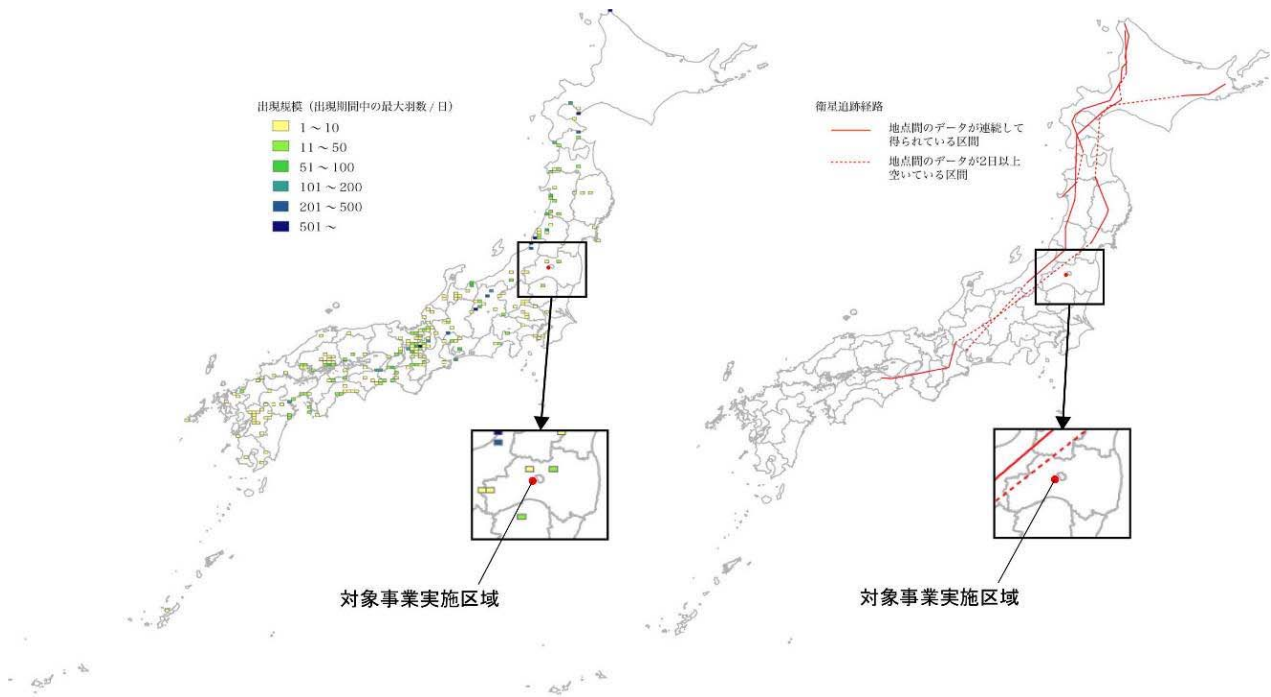
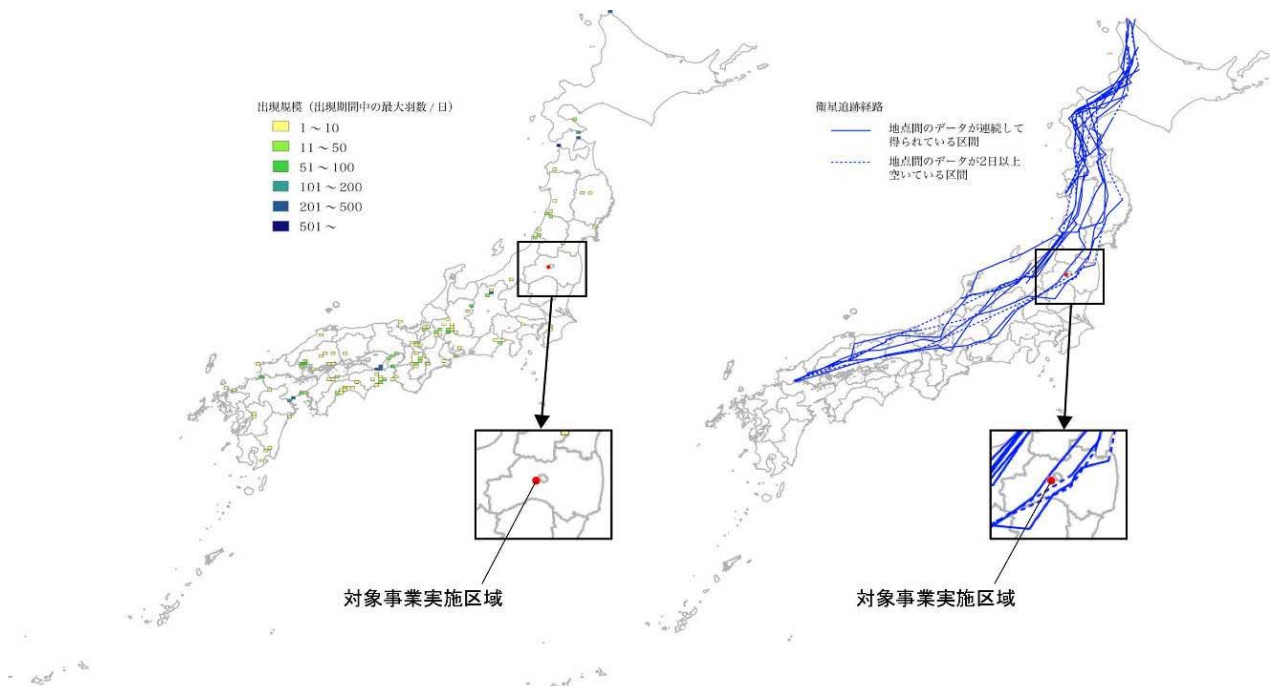


図 3.1-18 ガンカモ類の生息調査地点



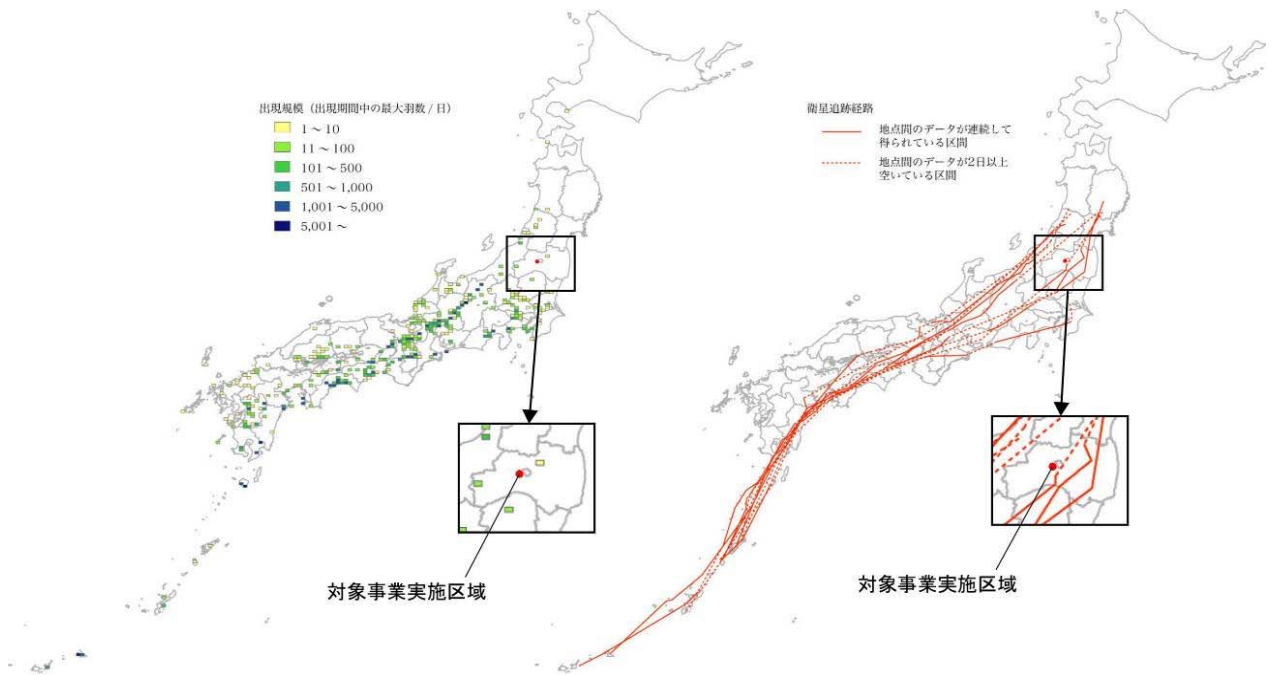
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-19(1) ノスリの渡り経路(秋季)



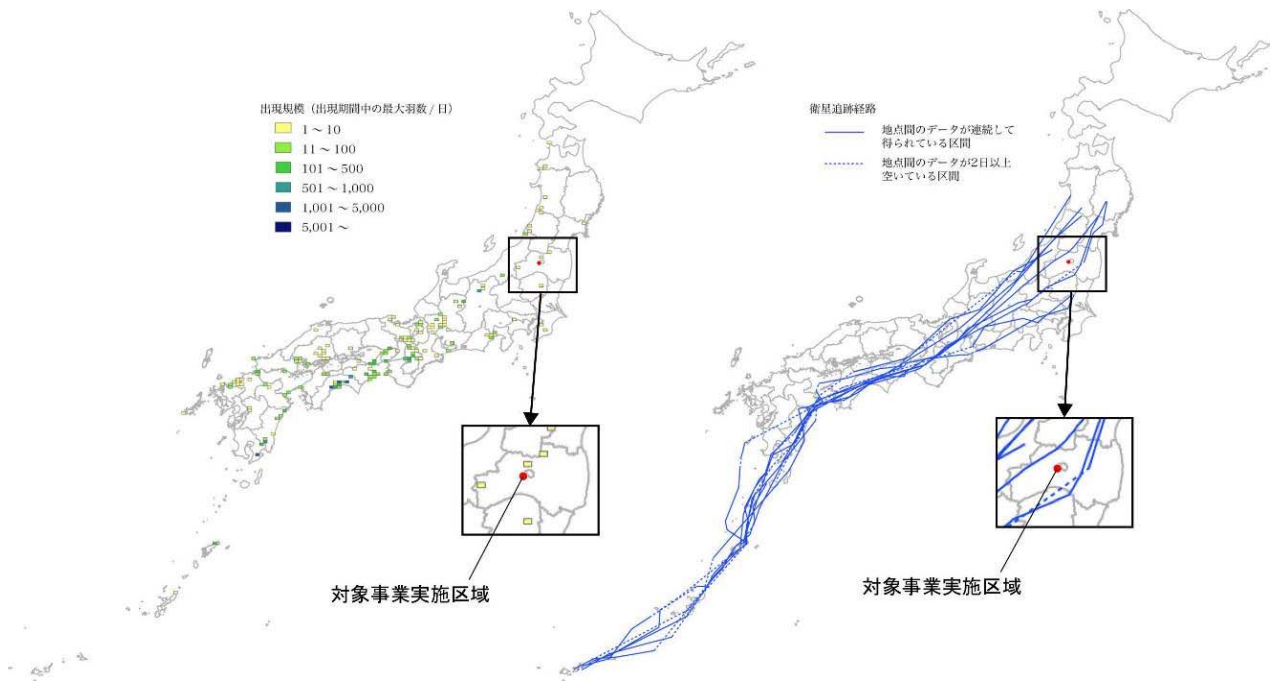
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成〕

図 3.1-19(2) ノスリの渡り経路(春季)



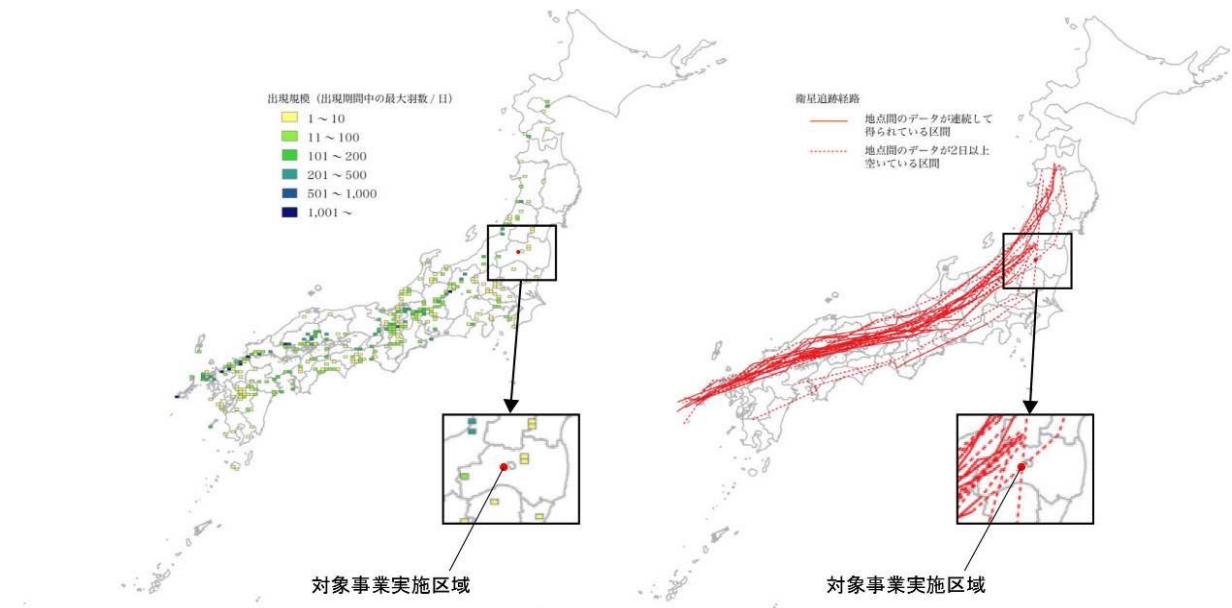
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(1) サシバの渡り経路 (秋季)



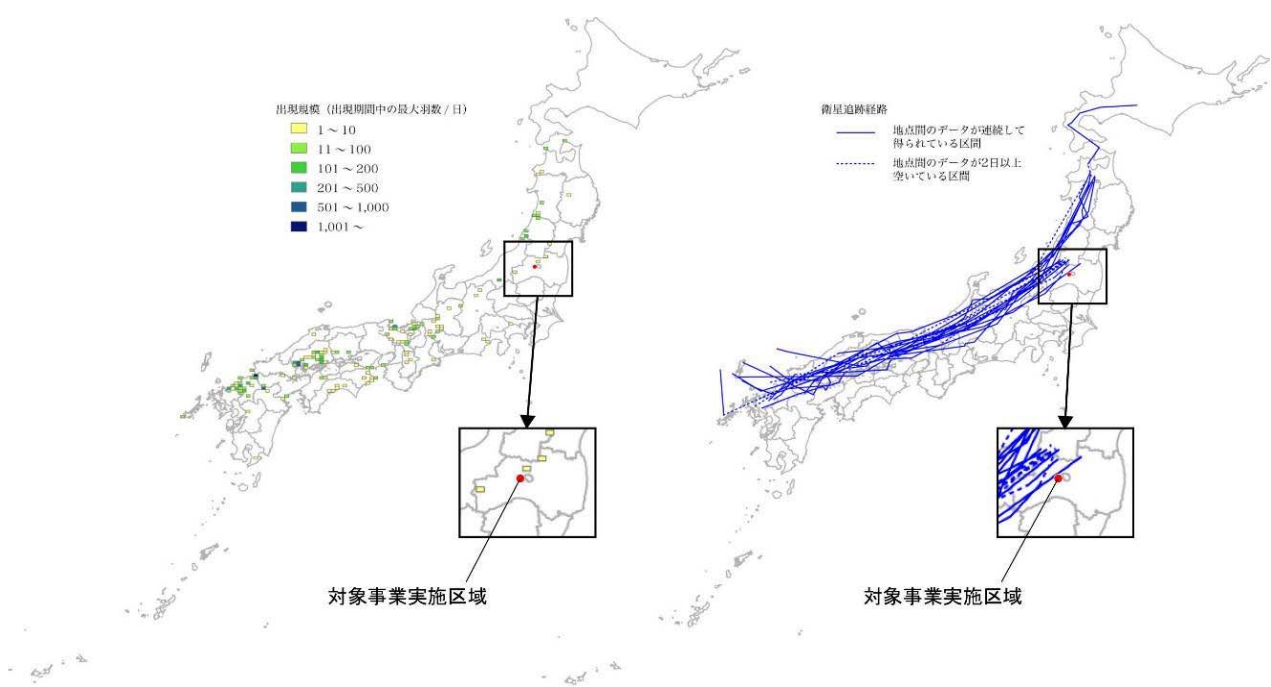
〔「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成〕

図 3.1-20(2) サシバの渡り経路 (春季)



〔鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き〕（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成

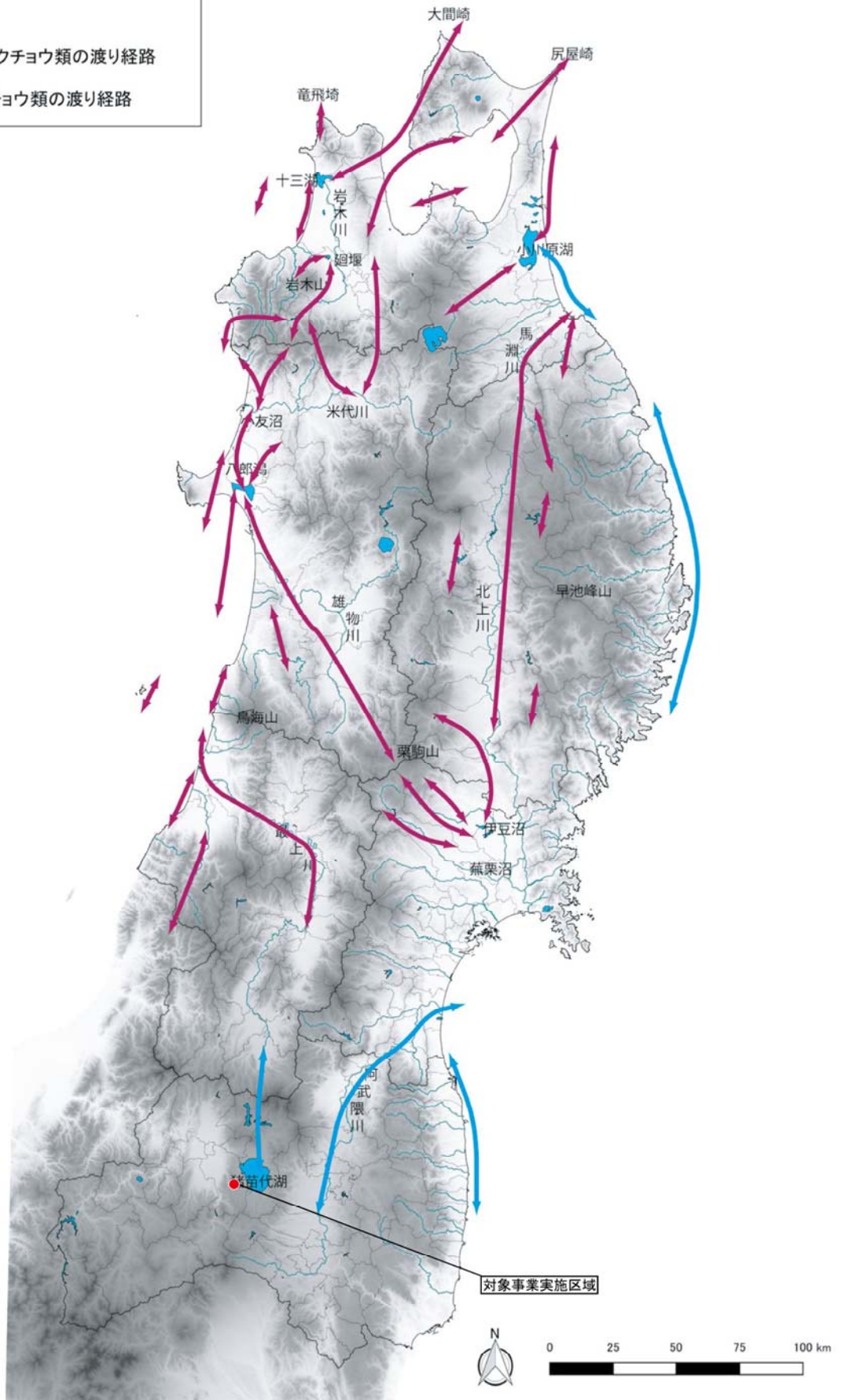
図 3.1-21(1) ハチクマの渡り経路（秋季）



〔鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き〕（環境省、平成23年、平成27年修正版）より作成

図 3.1-21(2) ハチクマの渡り経路（春季）

- 凡例
- ➡ ガン類・ハクチョウ類の渡り経路
 - ➡ 主にハクチョウ類の渡り経路



〔平成26年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書〕（環境省、平成27年）より作成

図 3.1-22(1) 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査状況

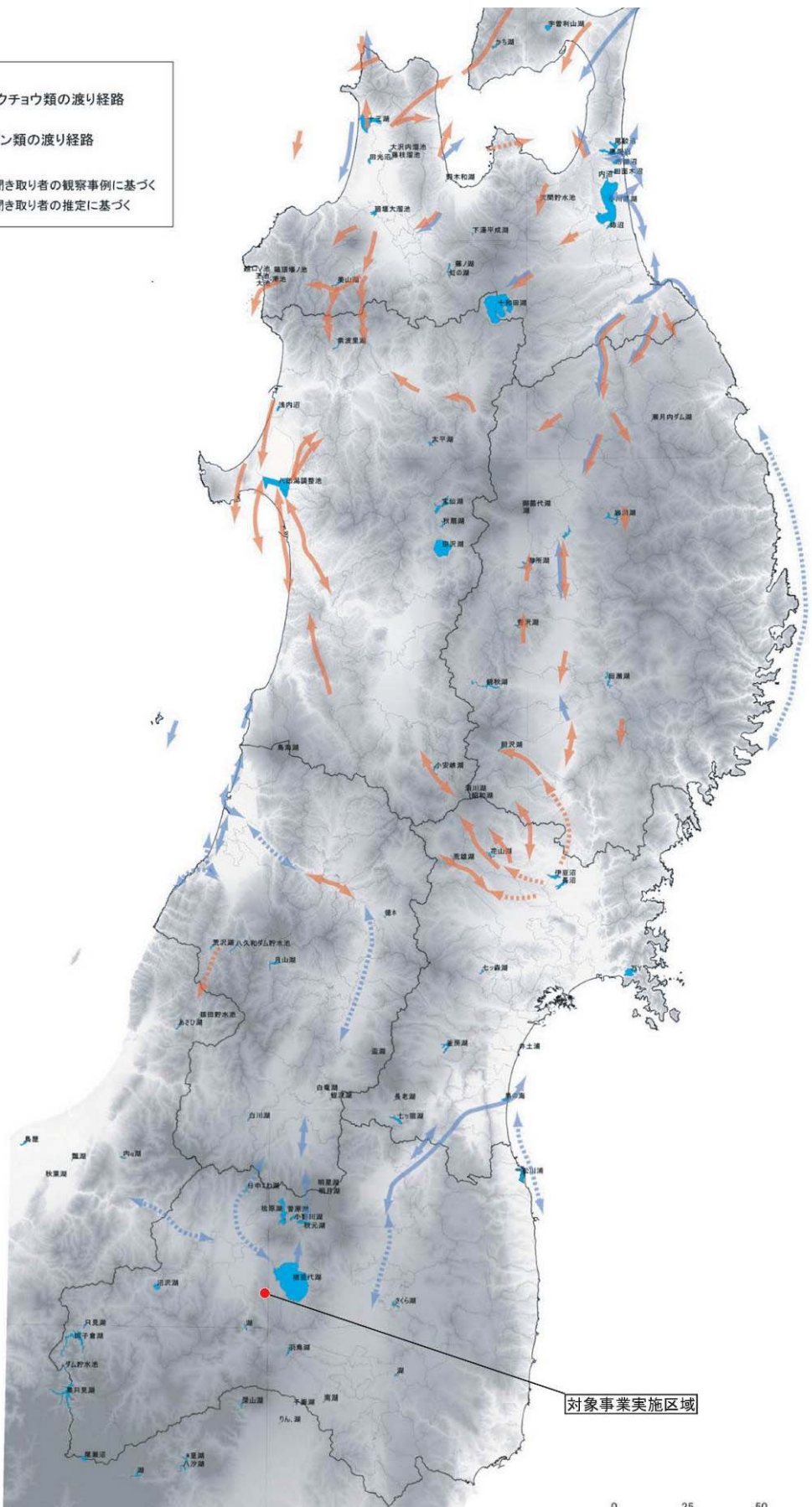
3.1-46

(96)

凡例

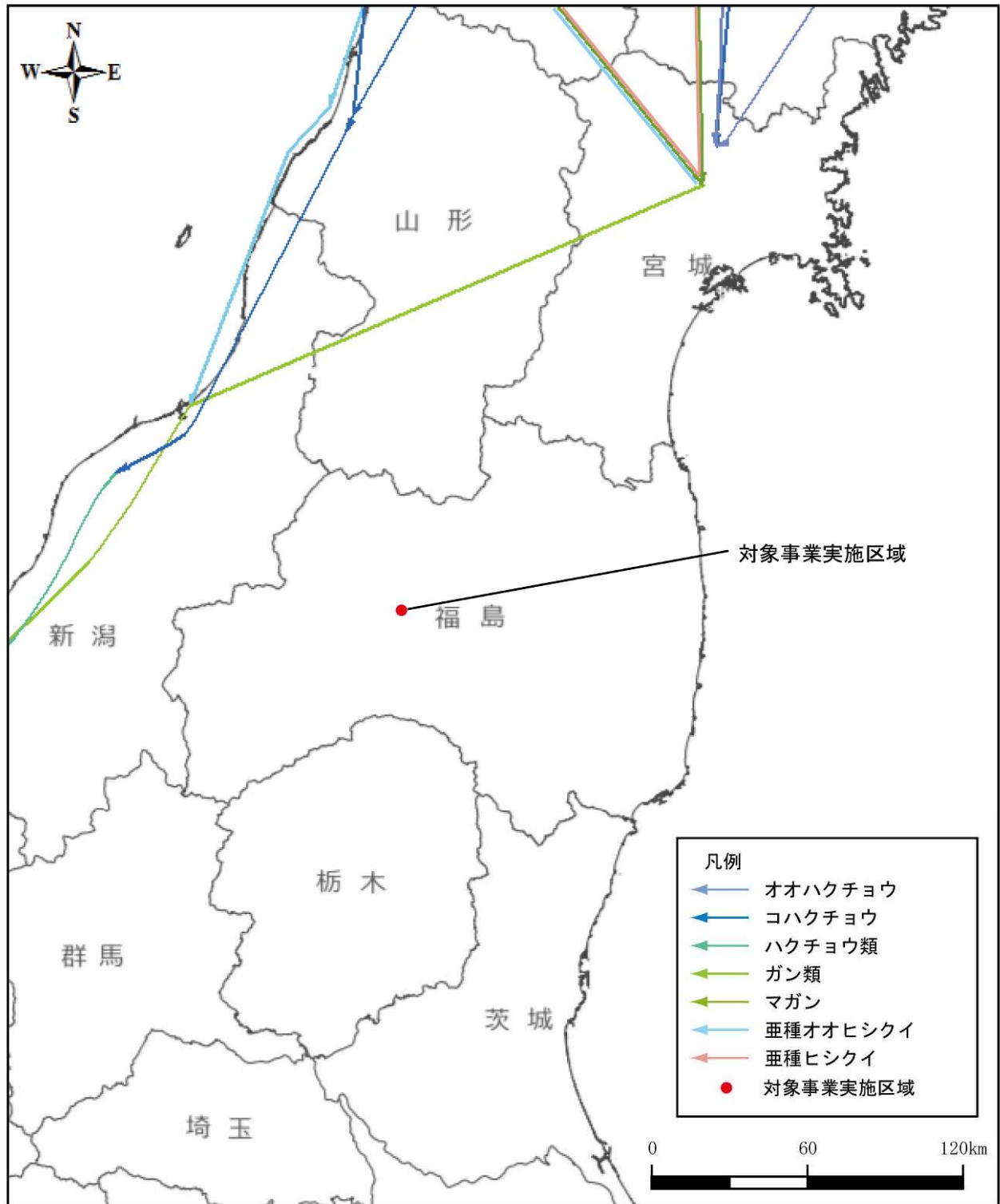
- ← ハクチョウ類の渡り経路
- ← ガン類の渡り経路

注) 実線：聞き取り者の観察事例に基づく
点線：聞き取り者の推定に基づく



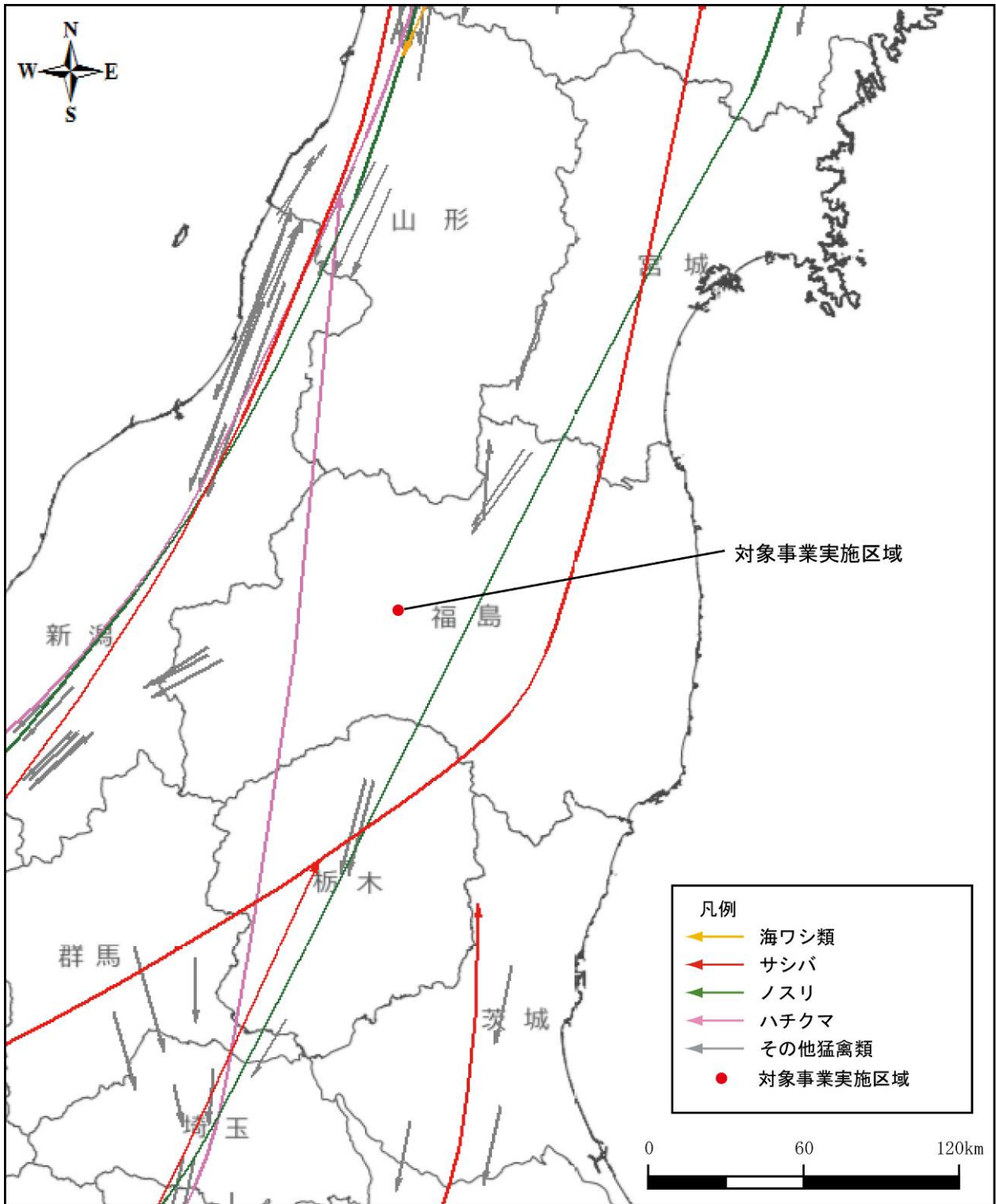
〔平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書〕（環境省、平成 27 年）より作成

図 3.1-22(2) 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り状況(ヒアリング)



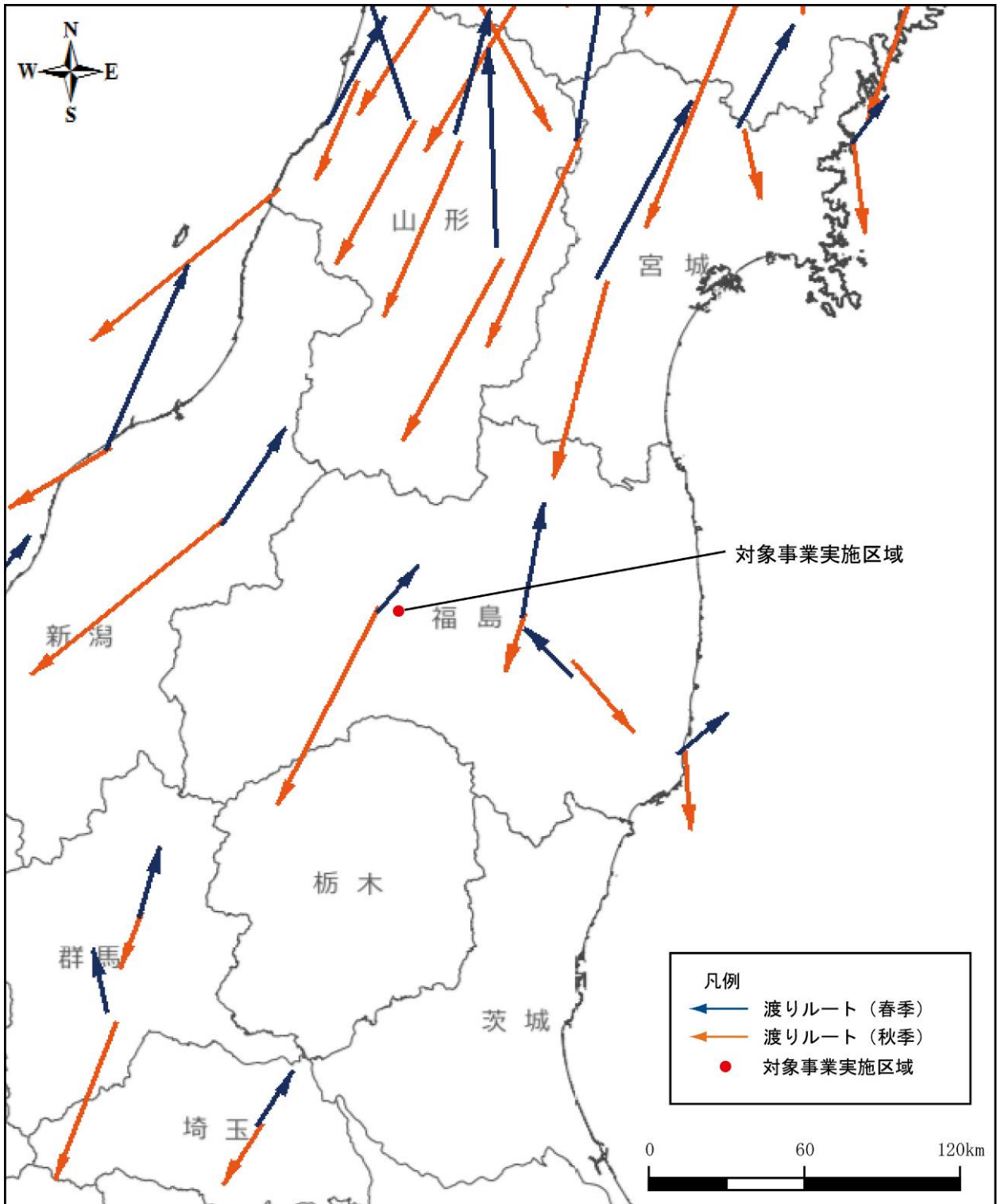
〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省 HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

図 3.1-23(1) 日中の渡りルート(猛禽類以外)



〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

図 3.1-23(2) 日中の渡りルート(猛禽類)



〔「環境アセスメントデータベース センシティブリティマップ」(環境省HP、閲覧：令和5年1月)より作成〕

図 3.1-23(3) 夜間の渡りルート(春季・秋季)

参考資料：「地理情報システム（GIS）：センシティビティマップについて」

（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）

◆注意喚起メッシュの作成方法

【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、2、1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性

（McGuinness et al. 2015）等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類（ナベヅル・マナヅル）、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ（モニタリングサイト 1000 調査）を基に、分類群ごとに個体数の基準を 3、2、1 とランク付けしました（個体数の多いものはランクが高くなります）。

同様に、海ワシ類は「2016 年のオオワシ・オジロワシ一斉調査結果について」（オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016）の個体数データから、猛禽類は「平成 27 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書, 風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」（環境省自然環境局野生生物課, 2016）の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。

なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました（図 3.1-26）。メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました（表 3.1-33）。

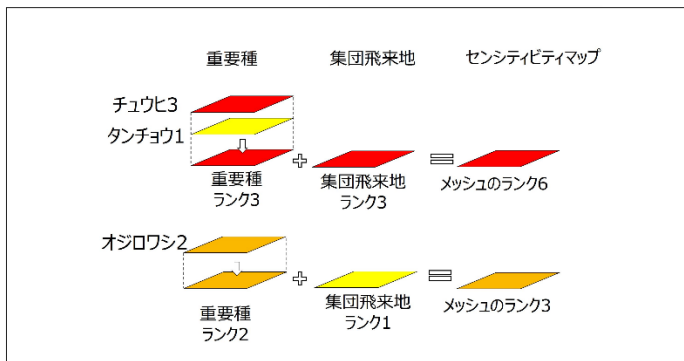


図 3.1-26 重要種と集団飛来地のメッシュの重ねあわせ

表 3.1-33 メッシュのランクと注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	B
1	C
0	情報なし

(2) 重要な種（動物）

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表 3.1-34 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-35 に示すとおり、哺乳類 3 種、鳥類 44 種、爬虫類 5 種、両生類 7 種、昆虫類 30 種、魚類 14 種が確認されている。

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、カモシカは特別天然記念物に、ヤマネ、マガン、オジロワシ、オオワシ、イヌワシは天然記念物に指定されている。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 5 日）に基づく国内希少野生動植物種には、オジロワシ、オオワシ、イヌワシ、クマタカ、ハヤブサ、アカモズ、タガメ、ゲンゴロウが指定されている。

また、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）に掲載されている重要な種として、鳥類は、オシドリ、ミサゴ、ハチクマ、クマタカ、サンショウクイ等の 23 種、両生類は、トウホクサンショウウオ、アカハライモリ、トノサマガエル等の 5 種、昆虫類は、コバネアオイトトンボ、クロシジミ、オオイチモンジ、ギフチョウ等の 24 種、魚類は、エゾウグイ、ドジョウ、サクラマス（ヤマメ）等の 14 種となっている。

「ふくしまレッドリスト（2021 年版）」（福島県、令和 4 年）に掲載されている重要な種として、哺乳類は、ニホンモモンガ、ヤマネの 2 種、鳥類は、マガン、アオバト、ヨタカ、クマタカ等の 44 種、爬虫類は、ヒガシニホントカゲ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシ等の 5 種、両生類は、バンダイハコネサンショウウオ、アズマヒキガエル、カジカガエル等の 7 種、昆虫類は、コバネアオイトトンボ、マダラナニワトンボ、クロシジミ、オオゴマシジミ等の 23 種、魚類は、ニホンウナギ、ホトケドジョウ、カジカ等の 12 種となっている。

「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成 16 年福島県条例第 23 号）に基づく特定希少野生動植物には、コアジサシが指定されている。

表 3.1-34 重要な種の選定基準（動物）

選定基準		文献その他の資料	
①	<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）及び「会津若松市文化財保護条例」（平成 6 年会津若松市条例第 2 号）に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：福島県天然記念物 市天：会津若松市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「ふくしまの文化財情報」（福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「会津若松市内の文化財」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 5 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）に基づく国内希少野生動植物種等</p>	<p>国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）</p>
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危機 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
④	<p>「ふくしまレッドリスト 2021 年版」（福島県、令和 4 年）の掲載種</p>	<p>EX：絶滅・・・福島県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危機 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危機が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「ふくしまレッドリスト（2021 年版）について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
⑤	<p>「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成 16 年福島県条例第 23 号）に基づく特定希少野生動植物</p>	<p>特定：特定希少野生動植物</p>	<p>「特定希少野生動植物について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>

表 3.1-35(1) 文献その他の資料による重要な種 (動物)

No.	分類	目名	科名	種名	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	
1	哺乳類	ネズミ(齧歯)	リス	ニホンモモンガ				DD		
2			ヤマネ	ヤマネ	天			DD		
3		ウシ(偶蹄)	ウシ	カモシカ	特天					
小計		2目	3科	3種	2種	0種	0種	2種	0種	
4	鳥類	カモ	カモ	マガン	天		NT	NT		
5				オシドリ			DD	NT		
6				トモエガモ			VU	NT		
7		ハト	ハト	アオバト				NT		
8		ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU		
9				ミゾゴイ			VU	CR+EN		
10				ササゴイ				NT		
11				アマサギ				VU		
12				チュウサギ				NT	NT	
13				コサギ					NT	
14				ツル	クイナ	クイナ				VU
15		バン						NT		
16		カッコウ	カッコウ	カッコウ				NT		
17		ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	NT		
18		チドリ	チドリ	タゲリ				NT		
19				ケリ			DD	CR+EN		
20			シギ	ヤマシギ				DD		
21				オオジシギ			NT	CR+EN		
22			カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN	特定	
23			ウミスズメ	ウミスズメ			CR	VU		
24			タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	NT	
25		タカ		オジロワシ	天	国内	VU	CR+EN		
26				オオワシ	天	国内	VU	CR+EN		
27				オオタカ			NT	VU		
28				サシバ			VU	NT		
29				イヌワシ	天	国内	EN	CR+EN		
30				クマタカ		国内	EN	CR+EN		
31		フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT		
32				アオバズク				VU		
33		ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				NT		
34		キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ				NT		
35		ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	VU		
36		スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	NT		
37			カササギヒタキ	サンコウチョウ				NT		
38			モズ	チゴモズ			CR	CR+EN		
39				アカモズ		国内	EN	CR+EN		
40			ヒバリ	ヒバリ				NT		
41			ヨシキリ	オオヨシキリ				NT		
42				コヨシキリ				VU		
43			ヒタキ	トラツグミ				NT		
44				アカハラ				NT		
45				ノビタキ				DD		
46			ホオジロ	ホオアカ				VU		
47				ノジロ				NT	NT	
小計			13目	23科	44種	4種	6種	23種	44種	1種

表 3.1-35(2) 文献その他の資料による重要な種 (動物)

No.	分類	目名	科名	種名	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	
48	爬虫類	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				NT		
49			ナミヘビ	ジムグリ				NT		
50				ヒバカリ				NT		
51				ヤマカガシ				NT		
52			クサリヘビ	ニホンマムシ				NT		
小計		1 目	3 科	5 種	0 種	0 種	0 種	5 種	0 種	
53	両生類	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	NT		
54				クロサンショウウオ			NT	NT		
55				パンダイハコネサンショウウオ			NT	NT		
56			イモリ	アカハライモリ			NT	NT		
57		無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				NT		
58			アカガエル	トノサマガエル			NT	VU		
59			アオガエル	カジカガエル				NT		
小計		2 目	5 科	7 種	0 種	0 種	5 種	7 種	0 種	
60	昆虫類	トンボ(蜻蛉)	アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ			EN	NT		
61			イトトンボ	カラカネイトトンボ				VU		
62			ヤンマ	マダラヤンマ				NT	DD	
63			エゾトンボ	ハネビロエゾトンボ				VU	VU	
64			トンボ	マダラナニワトンボ				EN	CR+EN	
65			カメムシ(半翅)	コオイムシ	タガメ		国内	VU	NT	
66		チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	アカセセリ			EN			
67				ギンイチモンジセセリ			NT			
68				スジグロチャバネセセリ北海道・本州・九州亜種			NT**1			
69			シジミチョウ	クロミドリシジミ	カラスシジミ				NT	
70					クロシジミ			EN	CR+EN	
71					オオゴマシジミ			NT	CR+EN	
72					ヒメシジミ本州・九州亜種			NT		
73					ミヤマシジミ			EN	CR+EN	
74					オオルリシジミ本州亜種			CR	EX	
75					キマダラルリツバメ			NT	NT	
76					タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	
77			ツマジロウラジャノメ本州亜種					NT**2		
78			オオイチモンジ				VU	CR+EN		
79		ウラジャノメ本州亜種					NT**3			
80		オオムラサキ				NT				
81		アゲハチョウ	ギフチョウ			VU	NT			
82			シロチョウ	ツマグロキチョウ			EN	NT		
83		シロチョウ	ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN**5	VU**5			
84			オサムシ	マークオサムシ			VU**6	VU		
85		コウチュウ(鞘翅)	ゲンゴロウ	ゲンゴロウ		国内	VU	NT		
86				コウベツブゲンゴロウ			NT			
87				ルイスツブゲンゴロウ			VU	VU		
88		小計		4 目	13 科	30 種	0 種	2 種	24 種	23 種

表 3.1-35(3) 文献その他の資料による重要な種（動物）

No.	分類	目名	科名	種名	選定基準					
					①	②	③	④	⑤	
90	魚類	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU ^{※7}	EN ^{※7}		
91		ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	VU		
92		コイ	コイ	キタノアカヒレタビラ			EN	EN		
93				ウケクチウグイ			EN	EN		
94				エゾウグイ			LP ^{※8}			
95				ドジョウ	ドジョウ類			NT・DD ^{※9}	DD ^{※10}	
96					ヒガシシマドジョウ				NT・LP ^{※11}	
97				フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	VU	
98		ナマズ	ギギ	ギバチ			VU	EN		
99			アカザ	アカザ			VU	CR		
100		サケ	サケ	ニッコウイワナ			DD			
101				サクラマス(ヤマメ)			NT			
102		トゲウオ	トゲウオ	イトヨ湖沼型(福島県)			LP ^{※12}	EN ^{※13}		
103		ダツ	メダカ	メダカ類			VU ^{※14}	EN ^{※14}		
104	スズキ	カジカ	カジカ			NT ^{※15}	EN ^{※16}			
小計		8 目	11科	15種	0 種	0 種	14 種	12 種	0 種	
合計		30 目	58 科	104 種	6 種	6種	65 種	93 種	1 種	

注：1. 種名及び配列については原則として、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和4年）、鳥類は「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会、平成24年）に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-34 に示すとおりである

3. 表中の※については以下に示すとおりである。

※1：スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載

※2：ツマジロウラジャノメで掲載

※3：ウラジャノメで掲載

※4：ギンボシヒョウモンで掲載

※5：ヒメシロチョウで掲載

※6：マークオサムシ本州亜種で掲載

※7：スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種で掲載

※8：「東北地方のエゾウグイ」が該当

※9：ドジョウがNT、キタドジョウがDDに該当

※10：ドジョウ、キタドジョウが該当

※11：「阿賀野川水系のシマドジョウ類」がLPに該当

※12：「福島県以南の太平洋系陸封型イトヨ」が該当

※13：太平洋系陸封型イトヨで掲載

※14：キタノメダカ、ミナミメダカで掲載

※15：カジカ大卵型で掲載

※16：カジカ（大卵型）で掲載

(3) 注目すべき生息地（動物）

動物の注目すべき生息地については、表 3.1-36 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

対象事業実施区域及びその周辺における注目すべき生息地は、表 3.1-37 及び図 3.1-27 に示すとおりであり、鳥獣保護区 4 か所（「猪苗代鳥獣保護区」、「飯盛山鳥獣保護区（特別保護地区を含む）」、「小田山鳥獣保護区」及び「吉ヶ平ダム鳥獣保護区」）と重要野鳥生息地（IBA）の「猪苗代湖」、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）の「猪苗代湖」が存在する。鳥獣保護区とは、鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域であり、対象事業実施区域の周辺では、「猪苗代鳥獣保護区」、「飯盛山鳥獣保護区（特別保護地区を含む）」、「小田山鳥獣保護区」及び「吉ヶ平ダム鳥獣保護区」が分布している。重要野鳥生息地（IBA）は、日本野鳥の会が世界 100 か国以上の加盟団体と共同で世界共通の基準（IBA 基準）により選定しており、対象事業実施区域及びその周辺では、「猪苗代湖」が分布している。

生物多様性の保全の鍵となる重要な地域（KBA）は、世界で統一された選定基準により選定された区域であり、日本では重要野鳥生息地（IBA）及び分布が 1 か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域（AZE）が含まれているほか、KBA 対象種の生息地を含む既存の保護地域等が選定されている。対象事業実施区域の周辺では、「猪苗代湖」が分布している。

緑の回廊は、国有林の保護林と連結して野生生物の移動経路を確保することにより、生物多様性の保全に資することを目的として設定された区域で、対象事業実施区域には、「会津山地緑の回廊」が分布している。

表 3.1-36(1) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準	選定基準	文献その他資料
<p>「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、 「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）及び「会津若松市文化財保護条例」（平成 6 年会津若松市条例第 2 号）に基づく天然記念物</p>	<p>特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：福島県天然記念物 市天：会津若松市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「ふくしまの文化財情報」（福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「会津若松市内の文化財」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 5 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）に基づく生息地等保護区</p>	<p>生息：生息地等保護区</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）</p>
<p>「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）</p>	<p>基準 1：特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地 基準 2：絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地 基準 3：生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地 基準 4：動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地 基準 5：定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える湿地 基準 6：水鳥の 1 種または 1 亜種の個体群で、個体数の 1%以上を定期的に支えている湿地 基準 7：固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地 基準 8：魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地 基準 9：湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の 1 パーセントを定期的に支えている湿地</p>	<p>「日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－」（環境省、平成 27 年）、「日本のラムサール条約湿地－日本の湿地の概観と 2018 年に新規登録・拡張された湿地－」（環境省、平成 30 年）、「ラムサール条約と条約湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
<p>「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）</p>	<p>都道府県指定鳥獣保護区 国指定鳥獣保護区 特：特別保護地区 特指：特別保護指定区域</p>	<p>「（令和 4 年度）福島県鳥獣保護区等位置図」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「鳥獣保護区制度の概要」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>

表 3.1-36(2) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他資料
<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>	<p>基準 1：湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・砂浜・マングローブ湿地、藻場、サンゴ礁等の生態系のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合 基準 2：希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3：多様な生物相を有している場合（ただし、外来種を除く） 基準 4：特定の種の個体群のうち、相当な割合の個体数が生育・生息する場合 基準 5：生物の生活史の中で不可欠な地域（採餌場、繁殖場等）である場合</p>	<p>「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
<p>「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>	<p>A1：世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2：生息地域限定種（Restricted-range species）が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3：ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム：それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii：群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii：1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv：渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>	<p>「IBA（重要野鳥生息地）選定事業」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
<p>「生物多様性保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>	<p>危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種（CR、EN、VU）に分類された種が生息／生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種（RR） b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群</p>	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>
<p>「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成 16 年福島県条例第 23 号）に基づく生息地等保護区</p>	<p>指定：生息地等保護区</p>	<p>「特定希少野生動植物について」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）</p>

表 3.1-37 注目すべき生息地

名 称	選定基準	区 分
猪苗代鳥獣保護区 飯盛山鳥獣保護区 (特別保護地区を含む) 小田山鳥獣保護区 吉ヶ平ダム鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正：令和4年6月17日)	鳥獣保護区
猪苗代湖	重要野鳥生息地 (IBA)	A4i
猪苗代湖	生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)	危機性 : IUCNのレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する 非代替性 : a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種 c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所 d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地 e) バイオリージョンに限定される種群
会津山地緑の回廊	「会津森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図」(関東森林管理局、平成28年)	緑の回廊

注：重要野生生息地 (IBA) の基準 A4i については、「IBA (重要野鳥生息地) 選定事業」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和5年1月) に以下の注釈が記載されている。

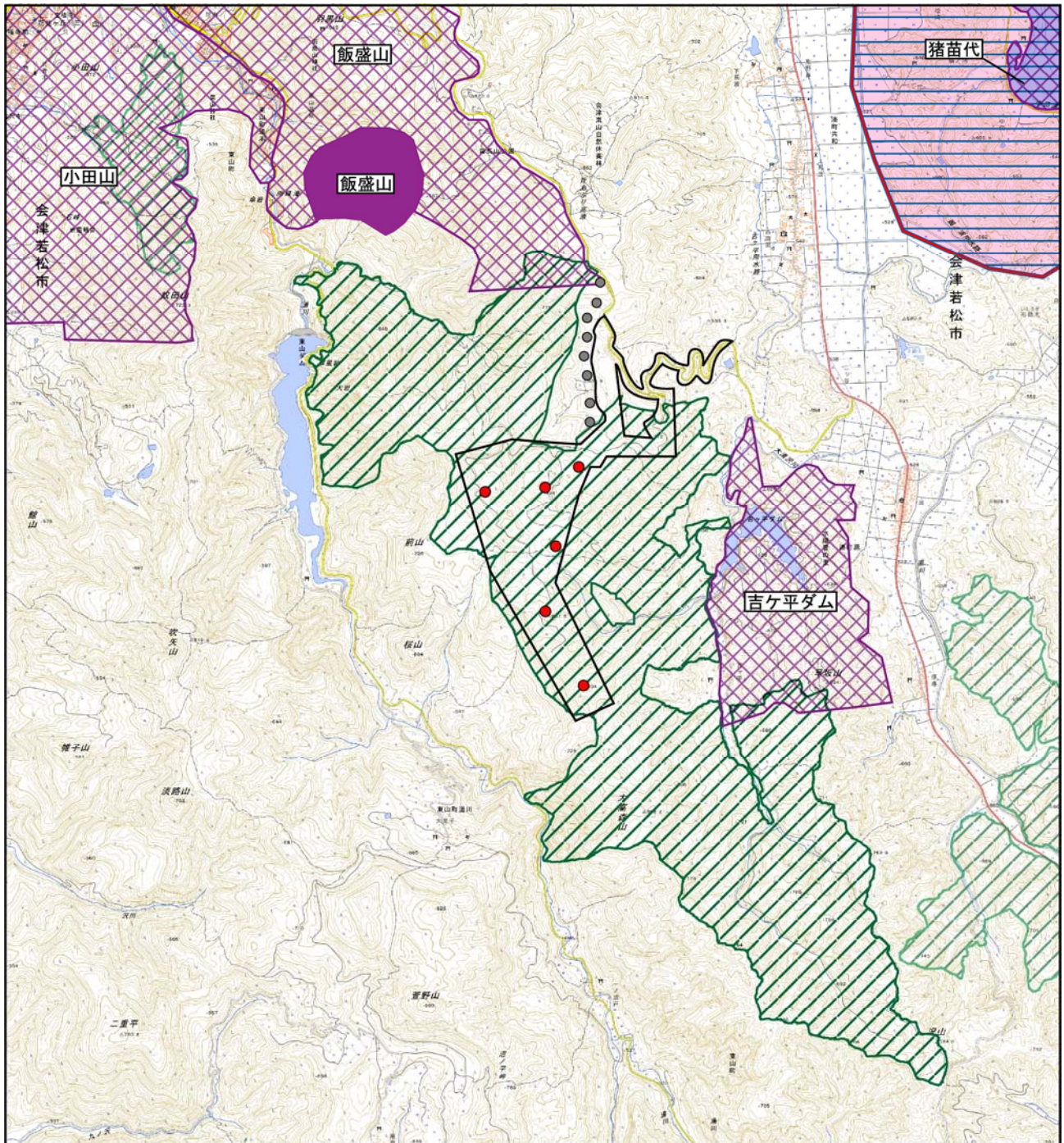
“この基準は Wetland International (2002) で示された水鳥の種について適用した。閾値はアジアのフライウェイ個体群を合算して定めた。個体数が不明な種についてはアジアの生物地理的な個体数の 1% 推定値を閾値に用いた。

シギ・チドリについては、その多くの種が旅鳥であるため、1% 基準及び、渡りの期間中については (中継地で個体数推定値の 0.25% に達する記録があれば、渡りの期間中に 1% 相当の個体が利用すると推定して用いられている) 0.25% 基準を適用した。









基準を満たす種の判断に関しては、過去 5 年の間に 3 回以上基準値を上回っている種について採用。またはこれに準ずるような種、例えば、過去 5 年の間に基準値を 1 回しか上回っていないが、基準値に近い記録がほぼ毎年確認されている場合も採用した。”

「(令和4年度) 福島県鳥獣保護区等位置図」(福島県 HP、閲覧：令和5年1月)
 「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和5年1月)
 「Key Biodiversity Area 生物多様性保全の鍵になる重要な地域」
 (コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和5年1月)
 「会津森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図」(関東森林管理局、平成28年)

より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機（新設）
-  風力発電機（既設）
-  鳥獣保護区
-  緑の回廊
-  鳥獣保護区特別保護地区
-  重要野鳥生息地（IBA）
-  生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）

1:50,000



「（令和4年度）鳥獣保護区等位置図」（福島県HP、閲覧：令和5年1月）、「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会HP、閲覧：令和5年1月）、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧：令和5年1月）、「会津森林計画区 第5次国有林野施業実施計画図」（関東森林管理局、平成28年）

図 3.1-27 注目すべき生息地（動物）

2. 植物の生育及び植生の状況

植物の生育及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料（「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成 14 年）等）により整理した。

対象事業実施区域及びその周辺における確認種を抽出した文献その他の資料一覧は、表 3.1-38 に示すとおりである。

表 3.1-38 文献その他の資料一覧（植物）

文献その他の資料名	調査範囲
「レッドデータブックふくしまⅠ－福島県の絶滅のおそれのある野生生物－（植物／昆虫類／鳥類）」（福島県生活環境部環境政策課、平成 14 年）	会津若松市 対象事業実施区域を含む 2 次メッシュ※（「若松」、 「原」）
「福島県史 第 25 巻 各論編 11（自然・建設）」（福島県、昭和 40 年）	会津若松市
「ふくしま動物・植物誌」（福島民報社、昭和 49 年）	会津若松市
「福島県博物誌」（蜂谷剛、平成 6 年）	会津若松市
「福島県植物誌」（福島県植物誌編さん委員会、昭和 62 年）	会津若松市
「決定版 会津ふるさと大百科」（郷土出版社、平成 20 年）	会津地方
「会津花紀行 [大地に息づく豊かな自然]」（会津若松市、平成 11 年）	会津若松市
「会津若松市身近な生き物大図鑑」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）	会津若松市
「会津若松市森林現況調査報告書」（会津若松市、平成 3 年）	会津若松市

※2 次メッシュとは日本全国を緯度経度でメッシュ（網目状）に細かく区画した「標準地域メッシュ」のひとつである。2 次メッシュの幅は緯度（東西）が 7 分 30 秒（0.125 度）、経度（南北）が 5 分（0.083 度）であり、距離にするとおおよそ 10km×10km になる。2 次メッシュは 1/2.5 万地形図の刊行単位となっている。

(1) 植物相の概要

表 3.1-38 に示す文献その他資料により確認された、対象事業実施区域及びその周辺の植物相の概要を表 3.1-39 に示すとおり整理した。維管束植物（シダ植物及び種子植物）は 1,189 種（亜種、変種、品種及び雑種を含む。）が確認された。

表 3.1-39 植物相の概要

分類		主な確認種	
維管束植物	シダ植物	スギラン、ミズニラ、ヒロハハナヤスリ、コケシノブ、ワラビ、クジャクシダ、コタニワタリ、ミゾシダ、クサソテツ、シシガシラ、ヤブソテツ、ノキシノブ等 (70 種)	
	裸子植物	ウラジロモミ、トウヒ、アカマツ、スギ、ハイイヌガヤ等 (17 種)	
	種子植物	基部被子植物	コウホネ、フタリシズカ、ドクダミ、ウマノスズクサ、ホオノキ、アブラチャン、クロモジ等 (18 種)
		単子葉類	マムシグサ、アギナシ、チゴユリ、カタクリ、シュンラン、ネジバナ、シャガ、ヒガンバナ、マイヅルソウ、ツユクサ、ガマ、ヌカボシソウ、ヒカゲスゲ、アブラガヤ、チガヤ、スズダケ等 (292 種)
		真正双子葉類	アケビ、オクトリカブト、アワブキ、マンサク、ユキノシタ、エビヅル、コマツナギ、マルバハギ、エゾエノキ、ヤマグワ、アオミズ、タカネザクラ、ノイバラ、コナラ、ヤマハンノキ、バッコヤナギ、ツボスミレ、ミソハギ、ツタウルシ、イタドリ、スベリヒユ、ノリウツギ、ユキツバキ、エゴノキ、ウスノキ、リンドウ、アオダモ、イヌノフグリ、ヒメジソ、キキョウ、ヤブタバコ、ハハコグサ、オオハナウド、ガマズミ、タニウツギ等 (792 種)
合計		1,189 種	

注：種名及び配列については、原則以下の資料に準拠した。

「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和 4 年度生物リスト」（河川環境データベース 国土交通省、令和 4 年）

(2) 植生の概要

対象事業実施区域及びその周辺の現存植生図は図 3.1-28、凡例は表 3.1-40 に示すとおりである。対象事業実施区域及びその周辺は猪苗代湖の西側の標高 700～800m 付近に位置し、地形は主に山地である。植生帯は、温帯落葉広葉樹林帯の気候的極相林であるブナ林の下限であり、山地帯下部中間温帯林帯となり、代償植生や植林地、耕作地植生が広がり、一部に自然植生が分布している。植生の分布状況として比較的面積の広い群落として、「ブナクラス域代償植生」のオオバクロモジミズナラ群集、オクチョウジザクラコナラ群集が広がり、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林が分布している。北西側には、「ブナクラス域自然植生」のジュウモンジシダーサワグルミ群集やケヤキ群落（Ⅳ）が分布している。

対象事業実施区域内では、「ブナクラス域代償植生」のオオバクロモジミズナラ群集、「植林地、耕作地植生」のカラマツ植林等が広がり、「ブナクラス域代償植生」のアカマツ群落（Ⅴ）、伐採跡地群落（Ⅴ）、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林のほか、北東側の一部に「ブナクラス域自然植生」のジュウモンジシダーサワグルミ群集が分布している。

対象事業実施区域及びその周辺の植生自然度は、図 3.1-29 及び表 3.1-41 に示すとおりである。植生自然度は、土地の自然性がどの程度形成されているかを示す、ひとつの指標である。対象事業実施区域及びその周辺は、主に自然度 6、7 が広がり、北東側に自然度 9 が、中央部に自然度 4 が分布している。対象事業実施区域内では、自然度 4、6、7、9 が確認された。

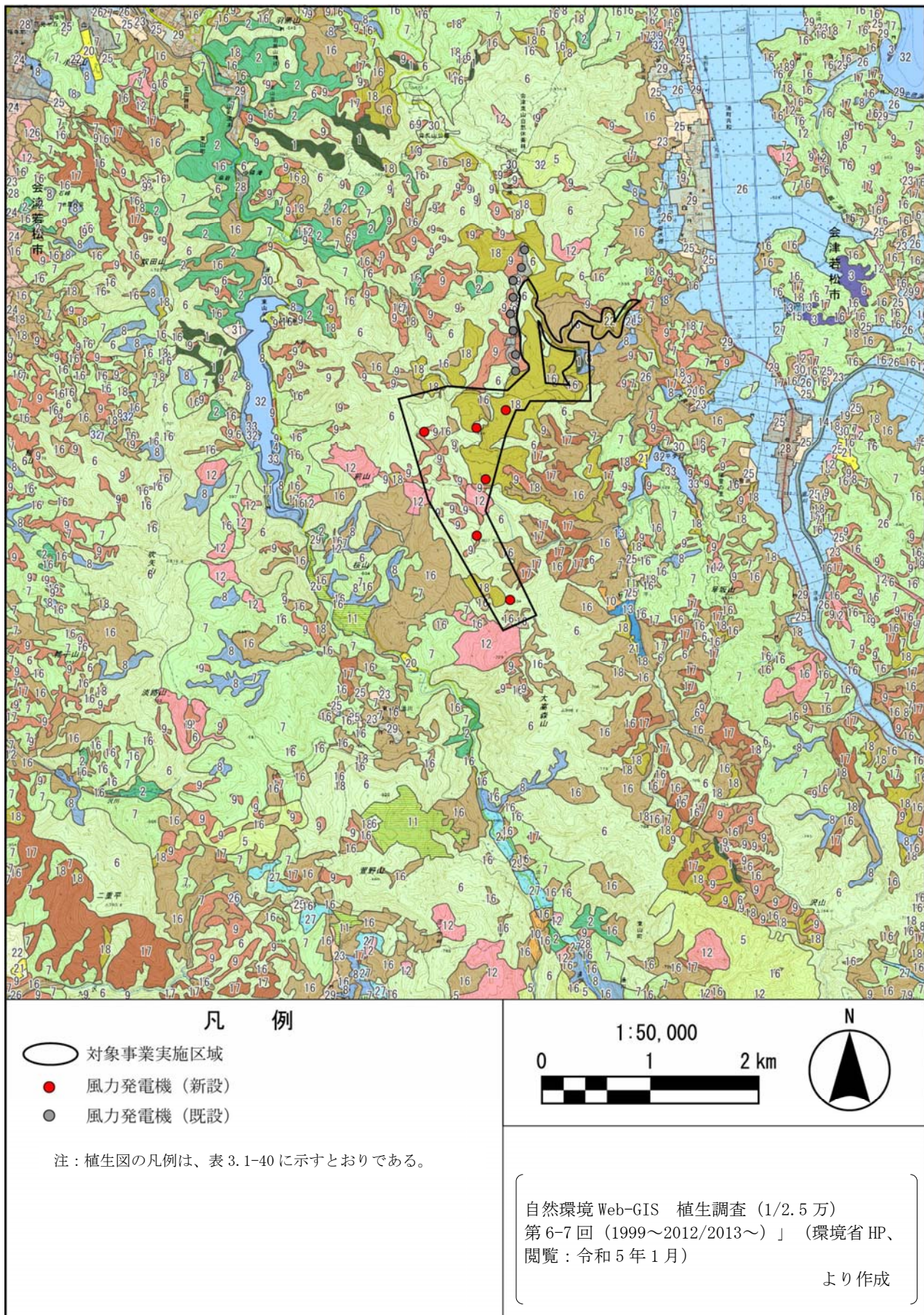


図 3.1-28 文献その他の資料による現存植生図

表 3.1-40 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	群落名	統一凡例No.
ブナクラス域自然植生	 1	ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101
	 2	ケヤキ群落 (IV)	160400
	 3	ハンノキ群落 (IV)	170200
	 4	ヤナギ低木群落 (IV)	180200
ブナクラス域代償植生	 5	ブナーミズナラ群落	220100
	 6	オオバクロモジミズナラ群集	220103
	 7	オクチョウジザクラコナラ群集	220501
	 8	オニグルミ群落 (V)	221200
	 9	アカマツ群落 (V)	230100
	 10	タニウツギーノリウツギ群落	240102
	 11	ススキ群団 (V)	250200
	 12	伐採跡地群落 (V)	260000
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	 13	ヨシクラス	470400
	 14	ツルヨシ群集	470501
	 15	ヒルムシロクラス	470600
植林地、耕作地植生	 16	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100
	 17	アカマツ植林	540200
	 18	カラマツ植林	540700
	 19	ニセアカシア群落	540902
	 20	ゴルフ場・芝地	560100
	 21	牧草地	560200
	 22	路傍・空地雑草群落	570100
	 23	放棄畑雑草群落	570101
	 24	果樹園	570200
	 25	畑雑草群落	570300
	 26	水田雑草群落	570400
	 27	放棄水田雑草群落	570500
その他	 28	市街地	580100
	 29	緑の多い住宅地	580101
	 30	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200
	 31	造成地	580400
	 32	開放水域	580600
	 33	自然裸地	580700

注：1. 図中 No. は、図 3.1-28 の現存植生図内の番号に対応する。

2. 統一凡例 No. とは、「生物多様性情報システム 植生調査」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）の現存植生図に示される 6 桁の統一凡例番号（凡例コード）である。

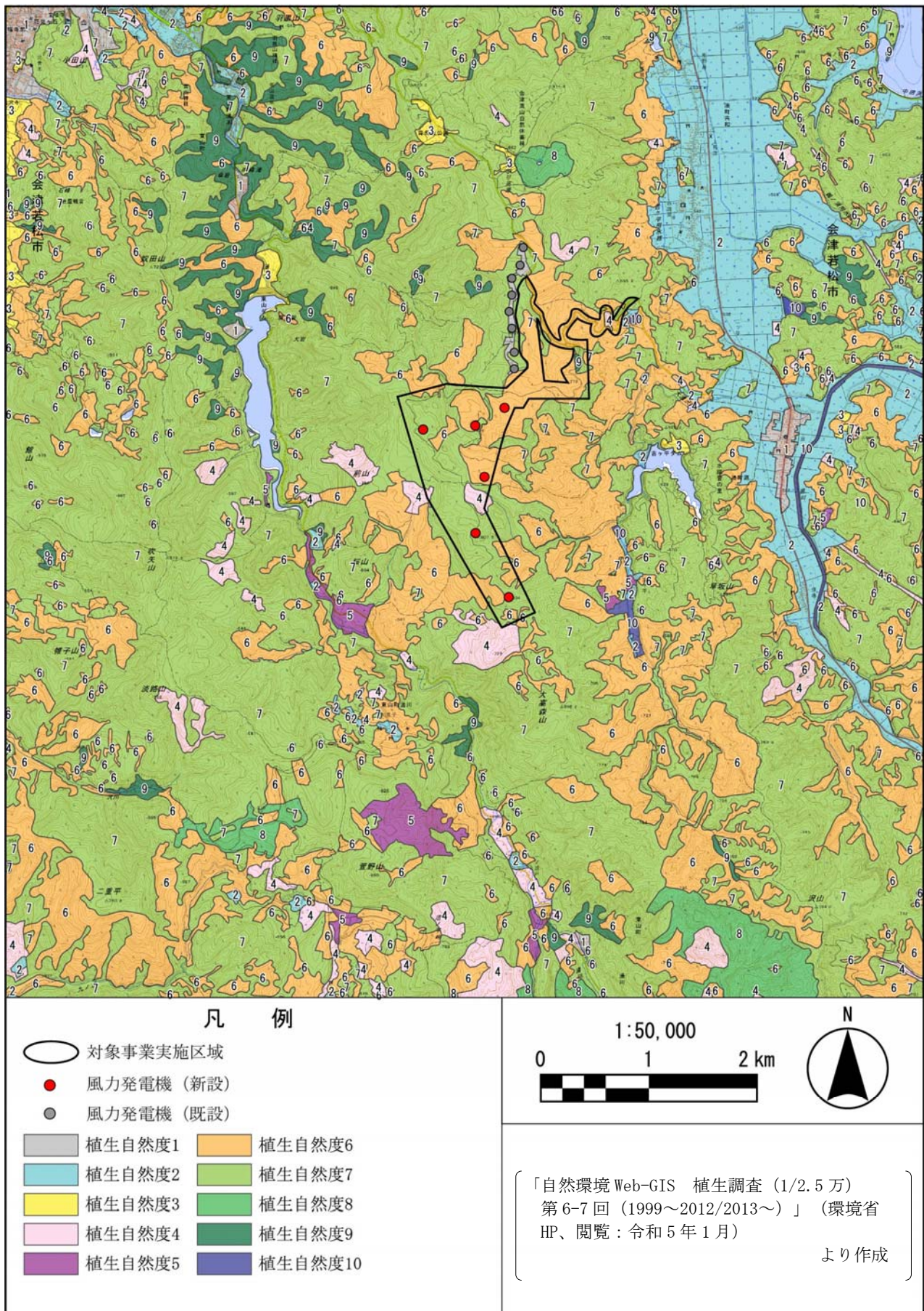


図 3.1-29 文献その他の資料による現存植生図(植生自然度)

表 3.1-41 植生自然度の概要

植生自然度	植生区分
10	ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス
9	ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ハンノキ群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)
8	ブナーミズナラ群落
7	オオバクロモジミズナラ群集、オクチョウジザクラコナラ群集、オニグルミ群落 (V)、アカマツ群落 (V)
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラムツ植林
5	タニウツギーノリウツギ群落、ススキ群団 (V)
4	伐採跡地群落 (V)、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	ニセアカシア群落、果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地

注：自然裸地、開放水面は含めない。

(3) 重要な種及び重要な群落（植物）

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.1-42 に示すとおりである。

表 3.1-42(1) 重要な種及び重要な群落の選定基準（植物）

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「福島県文化財保護条例」（昭和 45 年福島県条例第 43 号）及び「会津若松市文化財保護条例」（平成 6 年会津若松市条例第 2 号）に基づく天然記念物	特天：特別天然記念物 天：天然記念物 県天：福島県天然記念物 市天：会津若松市天然記念物	「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「ふくしまの文化財情報」（福島県教育委員会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「会津若松市内の文化財」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）	○	
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 5 日）及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）に基づく国内希少野生動植物種等	国内：国内希少野生動植物種 特定：特定国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」（平成 5 年政令第 17 号、最終改正：令和 4 年 12 月 23 日）	○	
③	「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）の掲載種	EX：絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種（現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの） CR：絶滅危惧 IA 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧 IB 類・・・IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト 2020 の公表について」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）	○	

表 3.1-42(2) 重要な種及び重要な群落の選定基準 (植物)

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④	「ふくしまレッドリスト2021年版」(福島県、令和4年)の掲載種	EX: 絶滅・・・福島県ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危機Ⅰ類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧ⅠA類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧ⅠB類・・・ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危機が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「ふくしまレッドリストについて」(福島県HP、閲覧: 令和5年1月)	○
⑤	「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成16年福島県条例第23号)に基づく特定希少野生動植物	特定: 特定希少野生動植物	「特定希少野生動植物について」(福島県HP、閲覧: 令和5年1月)	○
⑥	「第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12年)に掲載の特定植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、昭和56年)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書(全国版)」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁自然保護局生物多様性センター、平成12年)	○
⑦	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)	○
⑧	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)	○

① 重要な種（植物）

植物の重要な種は、表 3.1-38 で示す文献その他の資料で確認された種について、表 3.1-42 に示す選定基準に基づき学術上または希少性の観点から選定した。その結果、重要な種は、表 3.1-43 に示すとおり、スギラン等の 62 科 144 種が確認された。

「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に該当する種、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 5 日）に基づく国内希少野生動植物種、「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成 16 年福島県条例第 23 号）に基づく特定希少野生動植物は確認されなかった。

また、「環境省レッドリスト 2020」（環境省、令和 2 年）に掲載されている重要な種として、サンショウモ、アギナシ、スハマソウ、イヌノフグリ等の 60 種が確認された。「ふくしまレッドリスト（2021 年版）」（福島県、令和 4 年）に掲載されている重要な種としては、ミズニラ、コケイラン、コゴメヤナギ、アサザ等の 139 種が確認された。

表 3.1-43(1) 文献その他の資料による重要な種 (植物)

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	スギラン			VU	CR		
2		ミズニラ	ヒメミズニラ			NT	VU		
3			ミズニラ			NT	NT		
4		コケシノブ	ヒメハイホラゴケ				CR		
5		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR		
6		ナヨシダ	ウサギシダ				NT		
7			イワウサギシダ				VU		
8		イワデンダ	イヌイワデンダ			NT	DD		
9		オシダ	オオクジャクシダ				NT		
10	裸子植物	マツ	ウラジロモミ				NT		
11			シラビソ				NT		
12			トウヒ				NT		
13			チョウセンゴヨウ				VU		
14		コウヤマキ	コウヤマキ				NT		
15		イチイ	イチイ				NT		
16	基部被子植物	スイレン	オゼコウホネ			VU	VU		
17		ウマノスズクサ	ミチノクサイシン			VU	VU		
18	単子葉植物	チシマゼキショウ	ヒメイワショウブ				VU		
19		オモダカ	サジオモダカ				VU		
20			マルバオモダカ			VU	VU		
21			アギナシ			NT	VU		
22		トチカガミ	ヤナギスブタ					VU	
23			トチカガミ			NT	CR		
24			ホッスモ					NT	
25			セキショウモ					VU	
26		ヒルムシロ	イトモ			NT	NT		
27			ヤナギモ					NT	
28			ヒロハノエビモ					VU	
29		シュロソウ	クルマバツクバネソウ					NT	
30		サルトリイバラ	マルバサンキライ					VU	
31		ユリ	ヒロハノアマナ			VU			
32			コシノコバイモ					NT	
33			ヒメサユリ				NT	NT	
34		ラン	エビネ			NT	VU		
35			ナツエビネ			VU	CR		
36			ギンラン					NT	
37			キンラン			VU	VU		
38			サワラン					NT	
39			アケボノシュスラン					NT	
40			コケイラン					VU	
41			サギソウ			NT	EN		
42			トキシウ			NT	NT		
43			ヒトツボクロ					NT	
44		アヤメ	ヒメシャガ			NT	NT		
45			カキツバタ			NT	VU		
46		クサスギカズラ	スズラン				VU		
47		ガマ	エゾミクリ					CR	
48			ミクリ			NT	NT		
49			ナガエミクリ			NT	NT		
50		ホシクサ	イズノシマホシクサ			EN			
51	カヤツリグサ	トマリスゲ					VU		
52		サツボロスゲ					NT		
53		アブラシバ					EN		

表 3.1-43(2) 文献その他の資料による重要な種 (植物)

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
54	単子葉植物	カヤツリグサ	シズイ				VU	
55			ツルアブラガヤ				NT	
56		イネ	ヒナザサ			NT	NT	
57	真正双子葉類	ケシ	ミチノクエンゴサク				VU	
58		キンポウゲ	フクジュソウ				VU	
59	バイカオウレン					VU		
60	スハマソウ				NT**1			
61	オキナグサ				VU	EN		
62	タガラシ					NT		
63	シナノキンバイ					VU		
64	ボタン		ヤマシャクヤク			NT	VU	
65	ユキノシタ		ホクリクネコノメ				VU	
66	アリノトウグサ	タチモ			NT	VU		
67	マメ	イヌハギ			VU	CR		
68		オヤマノエンドウ				VU		
69		オオバクサフジ				CR		
70	イラクサ	コバノイラクサ				NT		
71		エゾイラクサ				NT		
72	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU		
73		ヤチイチゴ				EN**2		
74		ベニバナイチゴ				NT		
75		ナンキンナナカマド				NT		
76		タカネナナカマド				CR		
77	ヤマモモ	ヤチヤナギ				NT		
78	カバノキ	サクラバハンノキ			NT	VU		
79	ニシキギ	ヒロハノツリバナ				NT		
80		ヒメウメバチソウ				VU		
81	トウダイグサ	ノウルシ			NT	VU		
82		センダイタイゲキ			NT	CR		
83		ハクサンタイゲキ				NT		
84	ヤナギ	ドロヤナギ				NT**3		
85		コゴメヤナギ				VU		
86	オトギリソウ	オクヤマオトギリ				VU		
87	アカバナ	オオアカバナ			VU	VU		
88	ムクロジ	クロビイタヤ			VU	EN		
89	アブラナ	ハタザオ				CR		
90	オオバヤドリギ	ホザキヤドリギ				NT		
91	タデ	ムカゴトラノオ				NT		
92		エゾノミズタデ				VU		
93		ノダイオウ			VU	EN		
94	モウセンゴケ	ナガバノモウセンゴケ			VU	VU		
95	ナデシコ	タカネナデシコ				NT		
96	サクラソウ	カラタチバナ				NT		
97		ヤナギトラノオ				NT		
98		ハクサンコザクラ				NT		
99		ヒナザクラ				NT		
100	イワウメ	イワウメ				VU		
101	ツツジ	ウラシマツツジ				NT		
102		アオノツガザクラ				NT		
103		ナガバツガザクラ				VU		
104		ヨウラクツツジ			VU			
105		ヒメツルコケモモ			VU	DD		

表 3.1-43(3) 文献その他の資料による重要な種 (植物)

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
106	真正双子葉類	リンドウ	ハルリンドウ				VU	
107		キョウチクトウ	チョウジソウ			NT	CR	
108			フナバラソウ			VU	CR	
109			スズサイコ			NT	VU	
110			ヒルガオ	ヒロハヒルガオ				NT
111		ムラサキ	ムラサキ			EN	CR	
112		モクセイ	ヤマトアオダモ				EN	
113		オオバコ	エゾオオバコ				VU	
114			ハクサンオオバコ				VU	
115			イヌノフグリ			VU	EN	
116			カワヂシャ			NT	NT	
117			シソ	カイジンドウ			VU	CR
118			ツルカコソウ			VU	EN	
119			ムシャリンドウ			VU	CR	
120		ハエドクソウ	スズメノハコベ			VU ^{※4}	DD	
121		タヌキモ	タヌキモ			NT	EN	
122			ヒメタヌキモ			NT	VU	
123			ムラサキミミカキグサ			NT	VU	
124		キキョウ	トウシャジン			CR		
125	チシマギキョウ					VU		
126	イワギキョウ					DD		
127	キキョウ				VU	VU		
128	ミツガシワ	アサザ			NT	VU		
129	キク	ヤマノコギリソウ				CR		
130		ウサギギク				VU		
131		イワインチン				NT		
132		アイヅヒメアザミ			CR ^{※5}	CR ^{※5}		
133		モリアザミ				CR		
134		オゼヌマアザミ			VU	VU		
135		フジバカマ			NT	EN		
136		ヤナギタンポポ				VU		
137		カワラニガナ			NT	NT		
138		コオニタビラコ				VU		
139		ミヤマウスユキソウ				NT		
140		オオニガナ				NT		
141		ミヤコアザミ				CR		
142		キクアザミ				CR		
143		オカオグルマ				CR		
144		オナモミ			VU	CR		
計	5 類	62科	144 種	0 種	0 種	60 種	139 種	0種

注：1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和4年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和4年)に準拠した。

2. 選定基準は、表 3.1-42 に示すとおりである。
3. 確認種には、亜種、変種、品種及び雑種を含んでいる。
4. 表中の※については以下に示すとおりである。
 ※1：ミスミソウで掲載 ※2：ホロムイイチゴで掲載 ※3：ドロノキで掲載
 ※4：スズメハコベで掲載 ※5：アイヅヒメアザミで掲載

② 重要な群落（植物）

対象事業実施区域及びその周辺の重要な群落は、表 3.1-44～表 3.1-46 及び図 3.1-30 に示すとおり、「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）において、「羽黒山の夏緑樹林」の特定植物群落 1 件が指定されている。また、「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）において、会津若松市で 13 件の植物群落指定されているが、詳細な位置情報は公表されていない。

重要な群落として植生自然度 10 及び 9 に該当する植生について抽出した。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は、表 3.1-41 に示すとおりである。対象事業実施区域内においては、植生自然度 9 のジュウモンジシダーサワグルミ群集が存在する。

表 3.1-44 重要な植物群落（選定基準⑥）

対象範囲	名称	選定基準
会津若松市	羽黒山の夏緑樹林	A

注：選定基準は、表 3.1-42 に示すとおりである。

〔「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.1-45 重要な植物群落（選定基準⑦）

対象範囲	名称	選定基準
会津若松市	大戸岳のヒノキアスナロ林	1
	羽黒山の夏緑広葉樹林※ ¹	2
	ハンノキ群落	3
	ミヤマウメドク群落	3
	チシマザサ群落	3
	イボミズゴケ群落	3
	ムラサキミズゴケ群落	3
	ヌマガヤ群落	3
	ハリミズゴケ群落	3
	オオミズゴケ群落	3
	オニナルコスゲ群落	3
	ヨシ群落	3
	赤井谷地湿原植物群落※ ²	3

注：1. 選定基準は、表 3.1-42 に示すとおりである。

2. 表中の※については以下に示すとおりである。

※¹：環境アセスメントデータベースでは「羽黒山の夏緑樹林」で掲載

※²：環境アセスメントデータベースでは「赤井谷地沼野湿原群落」で掲載

〔「植物群落レッドデータ・ブック」（NACS-J, WWF Japan、平成 8 年）より作成〕

表 3.1-46 重要な植物群落（植生自然度：選定基準⑧）

選定基準 ⑧	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
10 自然草原	河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等	ヨシクラス、ツルヨシ群集、ヒルムシロクラス
9 自然林	ブナクラス域自然植生	ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ハンノキ群落 (IV)、ヤナギ低木群落 (IV)

注：1. 選定基準は、表 3.1-42 に示すとおりである。

2. 植生区分は現存植生図（図 3.1-28）による。

〔「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」（環境省、平成 28 年）より作成〕

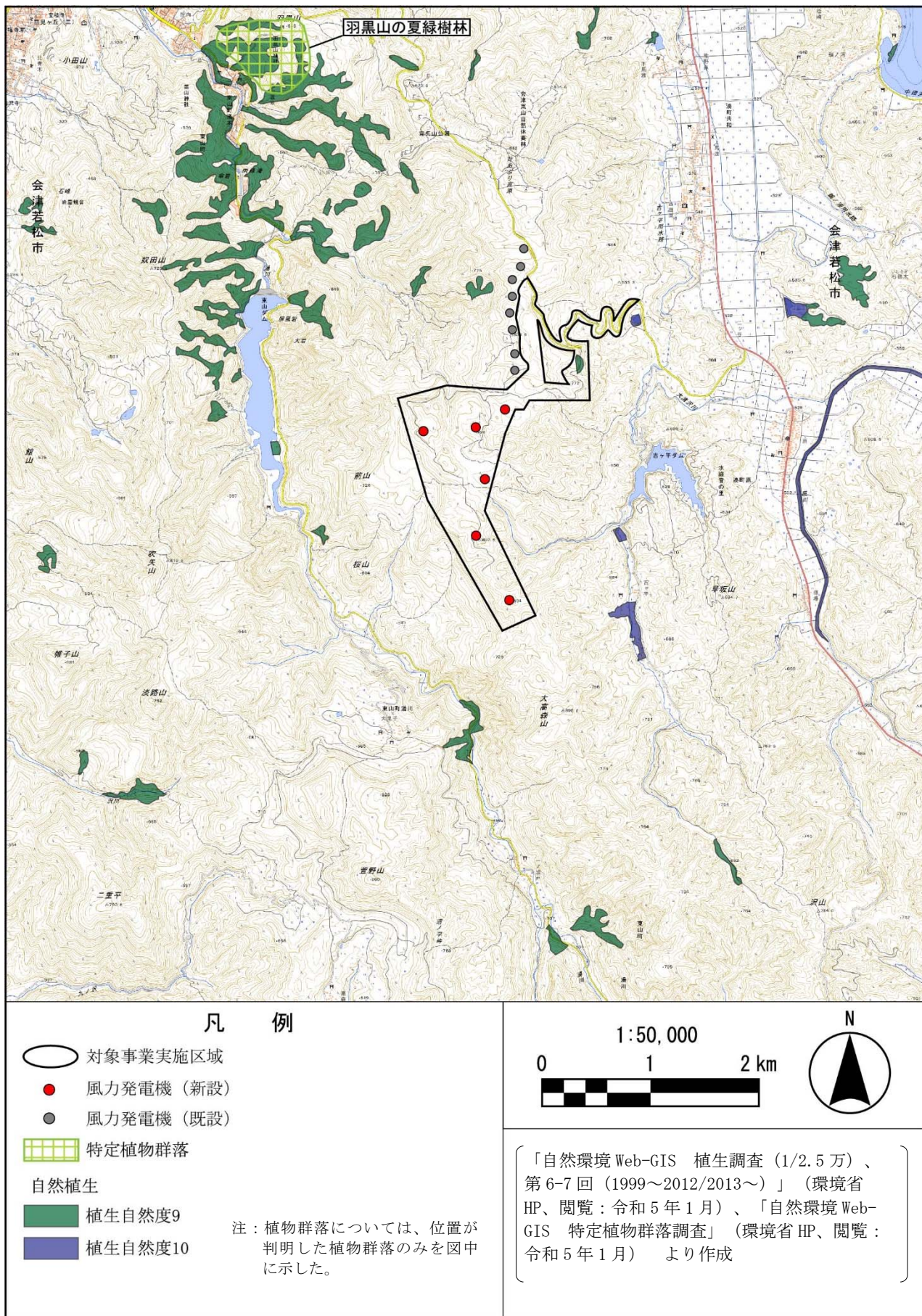


図 3.1-30 文献その他の資料による重要な植物群落の分布位置図

(4) 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林及び天然記念物の位置は、表 3.1-47～表 3.1-48 及び図 3.1-31 に示すとおりである。

「生物多様性情報システム 巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）によると、対象事業実施区域及びその周辺において巨樹・巨木林が 14 件分布している。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には、植物に係る天然記念物が 1 件分布しているが、対象事業実施区域内には存在しない。

表 3.1-47 巨樹・巨木林

No.	樹種	幹周 (cm)	樹高 (m)
1	アカマツ	400	30
2	スギ	400	30
3	モミ	400	30
4	モミ	400	29
5	イチョウ	350	25
6	ケヤキ	180	28
7	スギ	380	30
8	コナラ	350	25
9	ケヤキ	470	23
10	スギ	490	25
11	ケヤキ	730	25
12	ケヤキ	300	28
	イチョウ	320	25
	モミ	400	29
13	スギ	570	30
	コナラ	330	25
14	イチョウ	310	25
	スギ	450	25
	ケヤキ	470	23

注：表中の No. は、図中の No. に対応している。

〔「生物多様性情報システム 巨樹・巨木林調査データベース」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

表 3.1-48 天然記念物(植物関係)

指定	名称	所在地
市	建福寺境内のシダレザクラ	建福寺前 7-3 (建福寺)

〔「会津若松市内の文化財」（会津若松市 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成〕

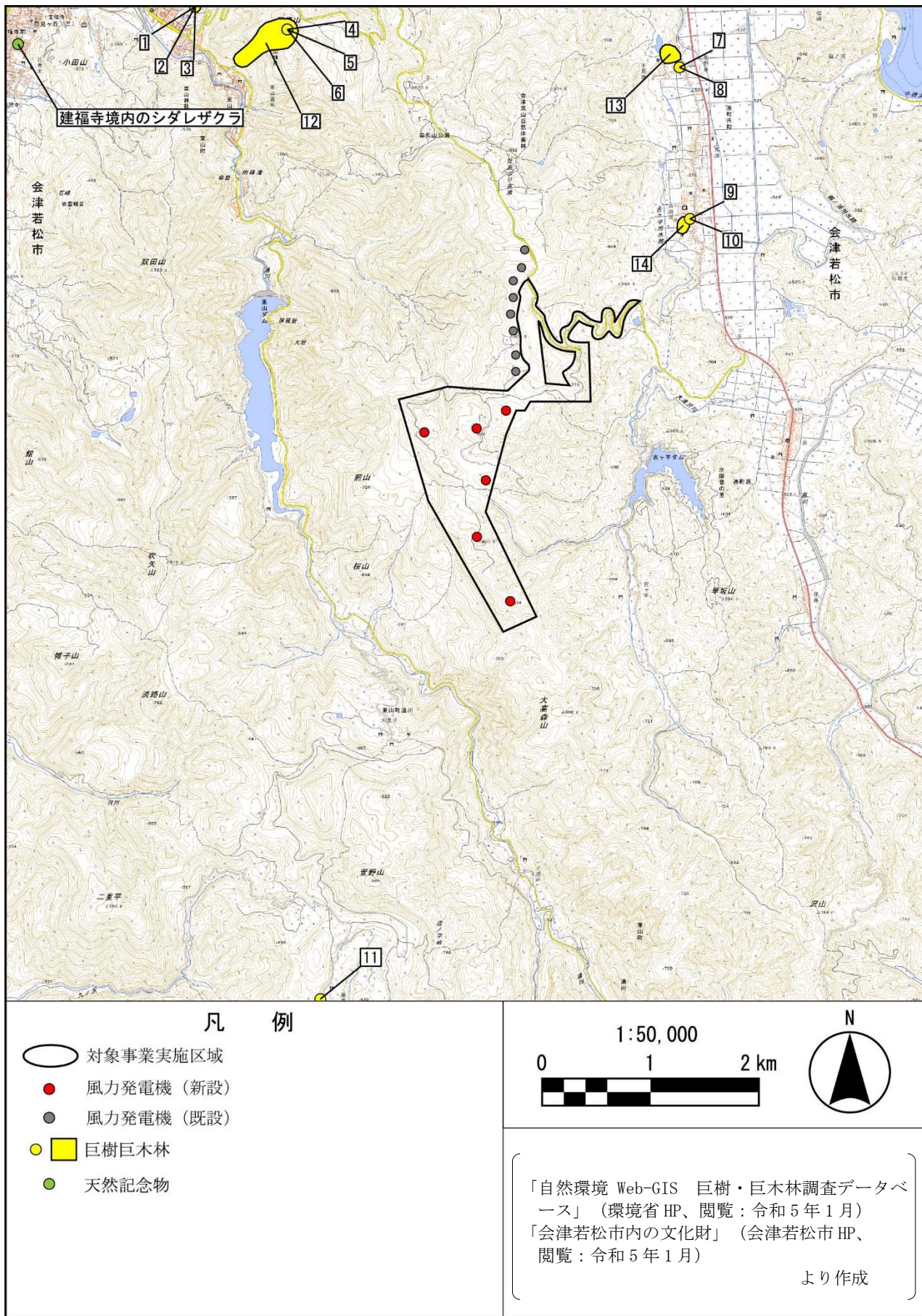


図 3.1-31 文献その他の資料による巨樹・巨木林・天然記念物の分布位置図

3. 生態系の状況

(1) 環境類型区分

対象事業実施区域及びその周辺の環境類型区分の概要は、表 3.1-49、その分布状況は図 3.1-32 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺の地形は主に山地であり、植生区分との対応関係により、自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺、市街地等、河川・湖沼の 8 つの環境類型区分に分類される。

対象事業実施区域の環境類型区分は、主に二次林が広がり、自然林、植林地の樹林環境のほか、草原・低木林、耕作地等が分布している。

表 3.1-49 環境類型区分の概要

No.	環境類型区分	植生区分
1	自然林	ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)
2	二次林	ブナ・ミズナラ群落、オオバクロモジ・ミズナラ群落、オクチョウジザクラ・コナラ群落、アカマツ群落 (V)
3	植林地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林、カラマツ植林、ニセアカシア群落
4	草原・低木林	タニウツギーノリウツギ群落、ススキ群団 (V)、伐採跡地群落 (V)
5	耕作地等	ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落
6	河辺	ヤナギ低木群落 (IV)、オニグルミ群落 (V)、ヨシクラス、ツルヨシ群落、ヒルムシロクラス
7	市街地等	市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、造成地、自然裸地
8	河川・湖沼	開放水域

注：植生区分は、現存植生図凡例（表 3.1-40 参照）による。

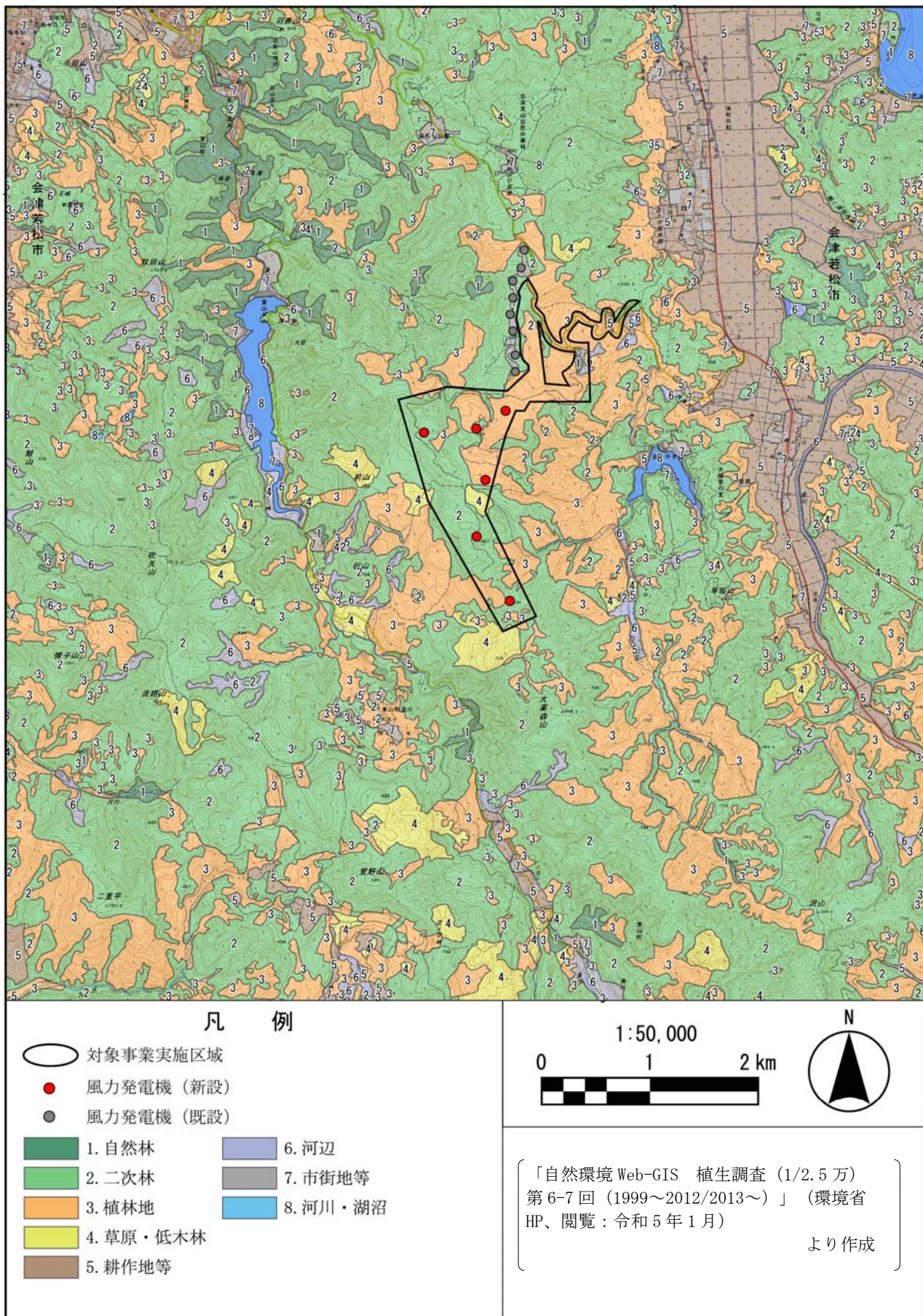


図 3.1-32 環境類型区分

3.1-82

(2) 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖の概要を整理した。食物連鎖模式図は、図 3.1-33 に示すとおりである。

対象事業実施区域及びその周辺は、猪苗代湖の西側の標高 700～800m 付近に位置し、地形は主に山地である。対象事業実施区域及びその周辺の陸域の生態系では、オオバクロモジミズナラ群集、カラマツ植林等の樹林地が広く分布しており、陸域である樹林環境を主として、その他に伐採跡地群落等の草原・低木林、ヨシクラス等の河辺、水田雑草群落等の耕作地等を基盤とした環境が成立しているものと考えられる。オオバクロモジミズナラ群集、カラマツ植林、伐採跡地群落（V）、ヨシクラス、水田雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やバッタ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ニホンリス等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはオサムシ類、トンボ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはキビタキといった鳥類、ニホンカナヘビ等の爬虫類、ヤマアカガエル等の両生類が、第四次消費者としてはイタチ等の哺乳類、モズ等の鳥類、ヤマカガシ等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、低次消費者を餌とする消費者として、キツネ等の中型哺乳類やクマタカ等の猛禽類が存在すると考えられる。

河川等の水域の生態系では、付着藻類を生産者として、第一次消費者であるカワニナ等の底生動物が、カジカガエル等のカエル類やウグイ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

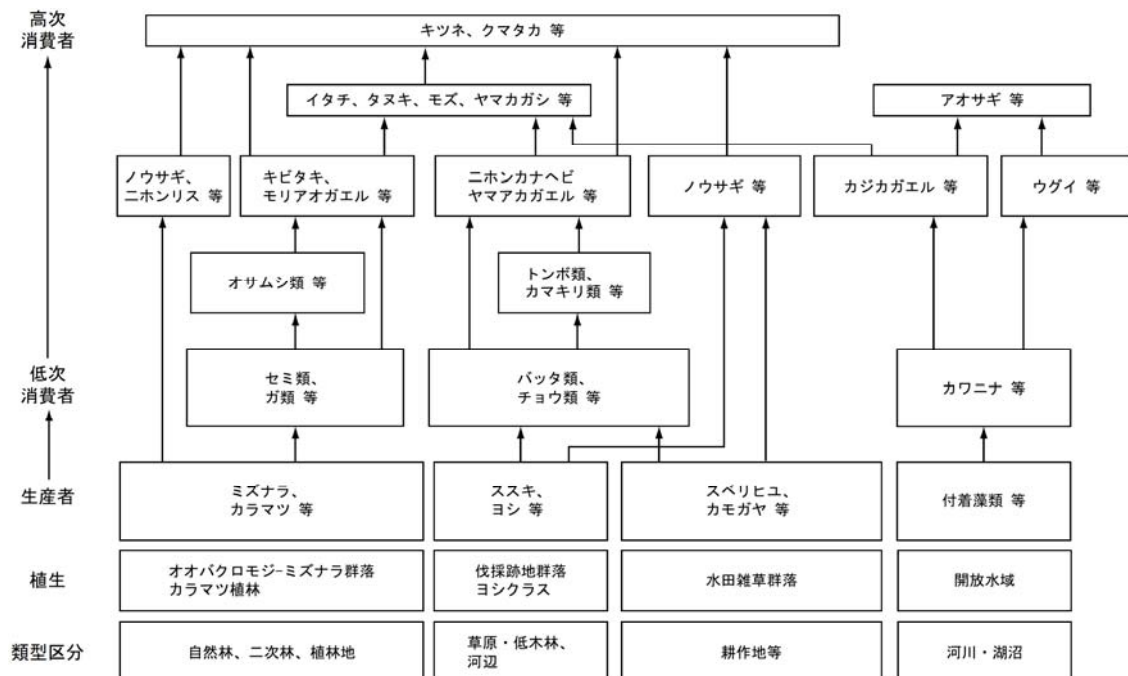


図 3.1-33 食物連鎖模式図

(3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出された重要な自然環境のまとまりの場及び自然植生は、表 3.1-50 及び図 3.1-34 に示すとおりである。

植生自然度 10 に相当する自然植生、自然公園、保安林、鳥獣保護区、特定植物群落、「重要野鳥生息地（IBA）」、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」については、対象事業実施区域外に存在する。一方、植生自然度 9 に相当する自然植生、保安林、緑の回廊、自然休養林については、対象事業実施区域に分布する。

また、対象事業実施区域東側の猪苗代湖周辺は「生物多様性上重要な里地里山」に選定されている。

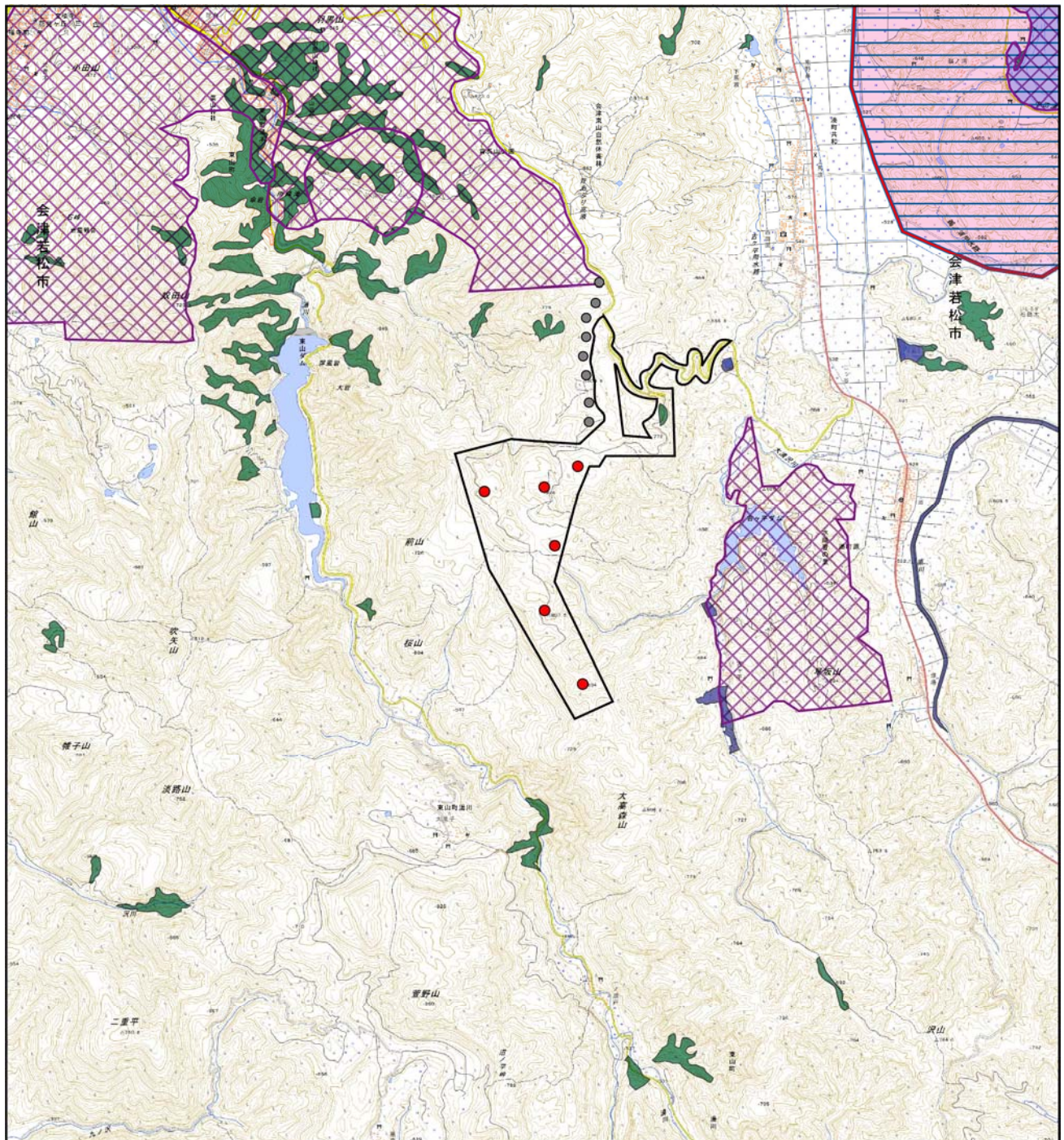
表 3.1-50 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
自然 植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるササ群落 (IV)、ヨシクラス、ツルヨシ群集等に該当する植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図におけるジュウモンジーサワグルミ群集、ケヤキ群落 (IV)、ヤナギ高木群落 (IV) 等に該当する植生である。
自然 公園	磐梯朝日国立公園：第 2 種 特別地域	自然公園法及びそれに基づく都道府県の条例の規定に基づき、その都道府県を代表する優れた風景地について指定された自然公園の一種である。
保安林		水源涵養林や土砂崩壊防止機能を有する緑地等、地域において重要な機能を有する自然環境である。
鳥獣 保護区	猪苗代鳥獣保護区、飯盛山 鳥獣保護区 (特別保護地区 を含む)、小田山鳥獣保護 区、吉ヶ平ダム鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。
特定 植物 群落	(選定基準：A) 羽黒山の夏緑樹林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「A：原生林もしくはそれに近い自然林」に該当する植物群落である。
重要 野鳥 生息地 (IBA)	(選定基準：A4i) 猪苗代湖	鳥類を指標とした重要な自然環境において、世界共通の基準によって定められた、保全が必要な生息地等の選定基準における「A4i：群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト」に含まれている場合で、水鳥類の一定基準値以上の群れが定期的に渡来・生息するか、その可能性があるところ」に該当する地域である。
生物 多様性 の保全 の鍵に なる 重要な 地域 (KBA)	(選定基準：危機性、非代 替性) 猪苗代湖	IBA に鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展した重要地域であり、日本の調査においては分布が 1 か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域 (AZE (Alliance for Zero Extinction)) も包括される。以下の選定基準に該当する地域である。 危機性：IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する 非代替性：a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する
緑の 回廊	会津山地緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する区域である。
自然 休養林	会津東山自然休養林	森林レクリエーションのために、国有林の中から美しい森林や山岳、溪谷、湖沼などの景勝地や風致の維持増進や貴重な動植物の保護に努めている森林を選定した区域である。
生物多 様性保 全上重 要な里 地里山	猪苗代湖周辺	磐梯山のすそ野に広がる湖と周辺の田園、湖畔林等を含む地域であり、灌漑、発電、飲料水など湖水が住民の暮らしと深く結びついている。湖を中心としたモザイク状の土地利用が形成・維持されており、湖の環境保全に向けたさまざまな取組のもと、国指定天然記念物のミズスギゴケ群落やハクチョウの飛来地として貴重な生態系を保有する区域に指定されている。

注：重要野生生息地 (IBA) の基準 A3 については、「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) に以下の注釈が記載されている。

“この基準は、他の A1、A2 及び A4 ほど明確な基準ではないが、IBA が世界のすべての鳥類の生息を保証するために設定された基準であることを考えれば、重要な選定基準のひとつである。しかしながら、日本に適用されるバイオーム種のリストはごく普通に観察される種を数多く含んでおり、選定には慎重を要する。”

「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6-7 回 (1999~2012/2013~)」(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、
「国土数値情報」(国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、 「(令和 4 年度) 鳥獣保護区等位置図」(福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、 「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第 2 回、第 3 回」(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、
「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、 「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 5 年 1 月)、 「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成



凡 例

○ 対象事業実施区域

● 風力発電機（新設）

● 風力発電機（既設）

自然植生

■ 植生自然度9

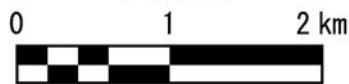
■ 植生自然度10

■ 鳥獣保護区

■ 重要野鳥生息地（IBA）

■ 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）

1:50,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査（1/2.5 万） 第 6-7 回（1999～2012/2013～）」（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「国土数値情報」（国土交通省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「（令和 4 年度）鳥獣保護区等位置図」（福島県 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「重要野鳥生息地（IBA）」（日本野鳥の会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）」（コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

図 3.1-34(1) 重要な自然環境のまとまりの場

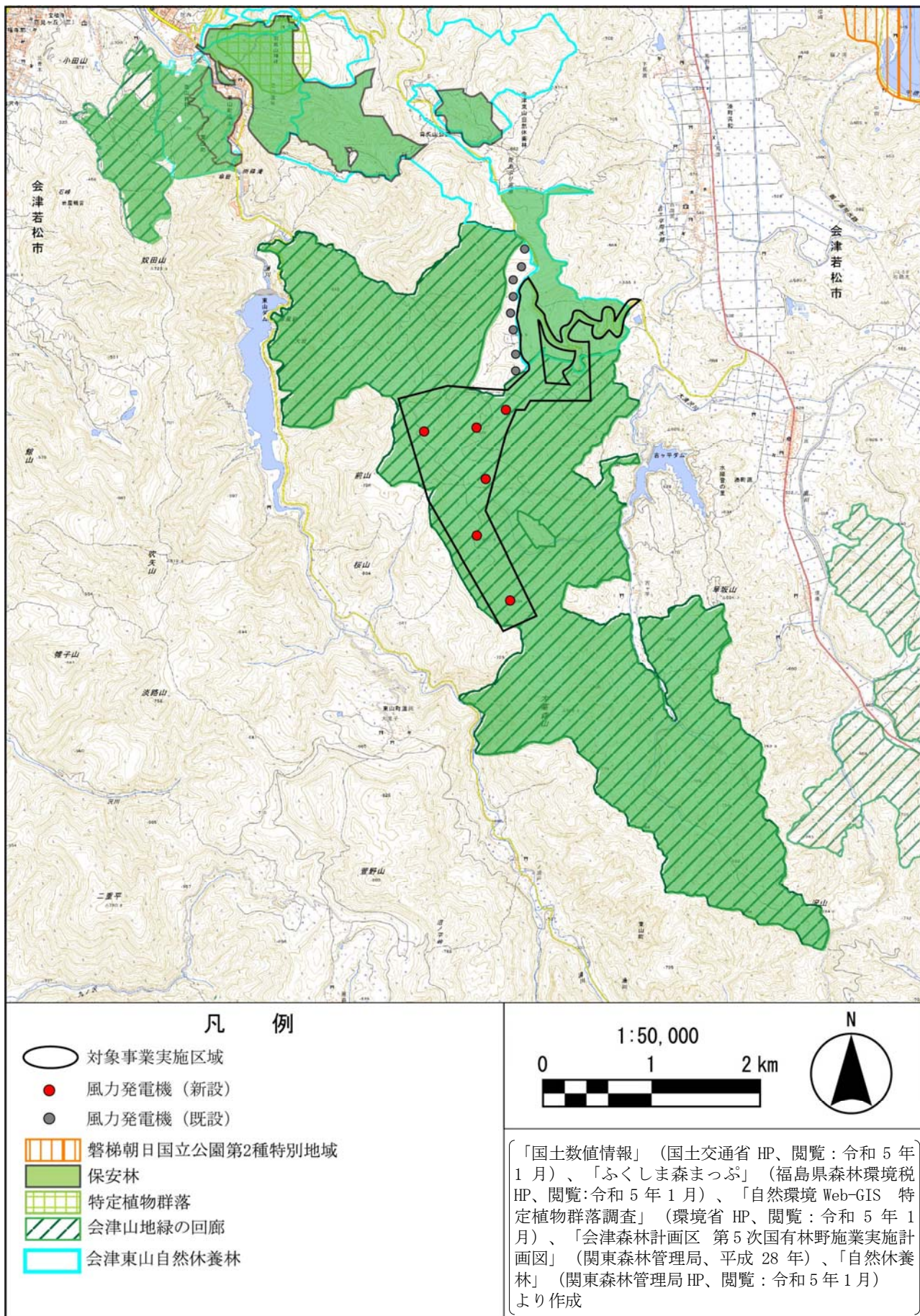


図 3.1-34(2) 重要な自然環境のまとまりの場

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

1. 景観の状況

対象事業実施区域は福島県西部に位置し、東には磐梯朝日国立公園がある。会津若松市では景観づくりの目標や方針、ルールなどを定めた「会津若松市景観計画」を平成 29 年 2 月に策定している。会津若松市全域が景観計画区域となっており、一定の行為について届出が必要となっている。

(1) 主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・ 公的な HP や観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- ・ 不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-51 及び図 3.1-35 に示すとおりである。

表 3.1-51(1) 主要な眺望点

番号	眺望点	眺望点の概要
①	天鏡閣	明治40年8月、有栖川宮威仁親王殿下が東北地方を御旅行中、猪苗代湖畔を巡遊され、その風光の美しさを賞せられてこの地に御別邸を建設されました。皇族が愛した猪苗代湖畔の風景がうかがえる。当該施設は、施設の外観及び内部の見学に利用されており、高齢者の方の利用が多い。利用者数は、年間20,000人程度である。
②	福島県迎賓館	磐梯山ジオサイトである湖畔の森の中にある、国の重要指定文化財で、翁島を望むことができる。当該施設は、施設の外観、庭園の見学に利用されており、高齢者の方の利用が多い。利用者数は、年間2,000人程度である。
③	会津レクリエーション公園(展望台)	面積42.6haの広大な公園で、「展望の丘」にある展望台からは猪苗代湖が一望できる。サッカー、ソフトボールが楽しめる。多目的スポーツイベント広場は予約制となっている。
④	中田浜ロングビーチ	中田浜は猪苗代湖にせり出した材木山の入江にあり、猪苗代湖を望む景色が望める。波も穏やかで、松林に囲まれた浜は自然を満喫できる。
⑤	崎川浜	猪苗代湖西岸に位置し、磐梯山を望むことができる。磐梯朝日国立公園の園地であり、夏は多くの湖水浴客で賑わう。
⑥	飯盛山	城下町・会津若松市を一望できる標高314mの小高い山。お土産店の店内奥には市内が一望できる展望台もある。
⑦	背炙山公園	会津盆地と猪苗代湖をへだてる標高870mの山で、アスレチック広場やキャンプ場などが整備されている。会津盆地、猪苗代、磐梯山を一望にすることができる。
⑧	会津若松ウインドファーム東屋	会津若松ウインドファーム正面駐車場横には誰でも立ち寄れる東屋があり、そこから風車を間近に見ることができる。磐梯山を背景にした風景は見応え十分である。
⑨	鶴ヶ城	城内部は博物館になっており、五層からは会津若松市街地や会津盆地、磐梯山が一望できる。令和3年の観光施設入込客数は、28万人程度である。
⑩	小田山公園	鶴ヶ城の南東に位置する標高372mの山。「小田山公園」として整備され、会津若松市内が一望できるスポットとして市民の憩いの場になっている。
⑪	向羽黒山城跡お茶屋場曲輪	向羽黒城築城以来、輩名盛氏は茶道に親しみ、この会津平野の展望随一といわれるこの場所において時折茶会を開き、天下の情勢を語り、会津の施政を固めたといわれている。今でもその展望には定評があり、天気の良い日は遠く磐梯山も望まれ、散策客の憩い集いの場所となっている。当該施設は、散策、城跡見学、眺望地点として利用されており、若年層から高齢者の方まで利用されている。
⑫	大戸岳山頂	会津若松市内最高峰(1415.9m)大戸岳は、中級から上級者向けの登山コースがあり、山頂からは天気が良ければ飯豊連峰が望める。
⑬	磐梯山登山ルート	日本百名山である磐梯山山頂(1816m)への登山ルート。会津盆地、遠くは飯豊連峰まで望める。
⑭	天神浜	松林の中を遠浅の砂浜が延々と続く長瀬川の河口にできた砂州である。通年を通してキャンプ場も開設されており、猪苗代湖を前景に磐梯山を眺める絶好のスポットとして知られた場所である。また、1月下旬～2月上旬頃の厳冬期に湖水の水が強い西風にあおられて樹木に着氷する「しぶき氷」という珍しい現象を見ることができる。令和3年の観光施設入込客数は、14,000人程度である。

表 3.1-51(2) 主要な眺望点

番号	眺望点	眺望点の概要
⑮	青松浜園地	猪苗代湖に面する郡山の湖南地区にあり、湖南七浜のひとつである。磐梯山が一望でき、夏は湖水浴やキャンプを楽しむ家族連れでにぎわうほか、マリンスポーツを楽しむ若者や多くの釣り人が見られる。
⑯	猪苗代観光船	猪苗代湖で観光遊覧船（「はくちょう丸」と「かめ丸」）が運航している。観光遊覧船はくちょう丸は、定期運航している。観光クルーズ船かめ丸は、ランチ・カフェ・ディナークルーズ等、企画運航をしている。観光船は全て湖の北西部にある長浜の港から出港しており、観光遊覧の所要時間は標準コースで35分程度である。

注：表中の番号は図 3.1-35 の番号に対応している。

- 「会津レクリエーション公園」（福島県 HP）
 - 「会津若松観光ナビ」（会津若松観光ビューローHP）
 - 「郡山へ行こう！」（郡山市観光協会 HP）
 - 「Misatono（ミサトノ）」（会津美里町観光協会 HP）
 - 「磐梯山ジオパーク」（磐梯山ジオパーク協議会 HP）
 - 「ふくしまの旅 福島県観光情報サイト」（公益財団法人福島県観光物産交流協会 HP）
 - 「～會いたい昔～会津東山温泉」（会津東山温泉観光協会 HP）
 - 「奥会津の観光スポット「大内宿」」（大内宿観光協会 HP）
 - 「猪苗代・磐梯」（猪苗代観光協会 HP）
 - 「磐梯山6つのルートから登る登山マップ」（磐梯山周辺観光推進連絡協議会）
 - 「猪苗代観光船」（株式会社 猪苗代観光船 HP）
 - 「福島県観光客入込状況 平成30年分」（福島県商工労働部 観光交流局）
- （各 HP 閲覧：令和5年1月）
- 公益財団法人福島県観光物産交流会へのヒアリング（実施：令和5年3月）
 - 会津若松建設事務所 行政課へのヒアリング（実施：令和5年3月）
 - 会津若松市 観光商工部へのヒアリング（実施：令和5年3月）
 - 会津美里町教育文化課へのヒアリング（実施：令和5年3月）より作成

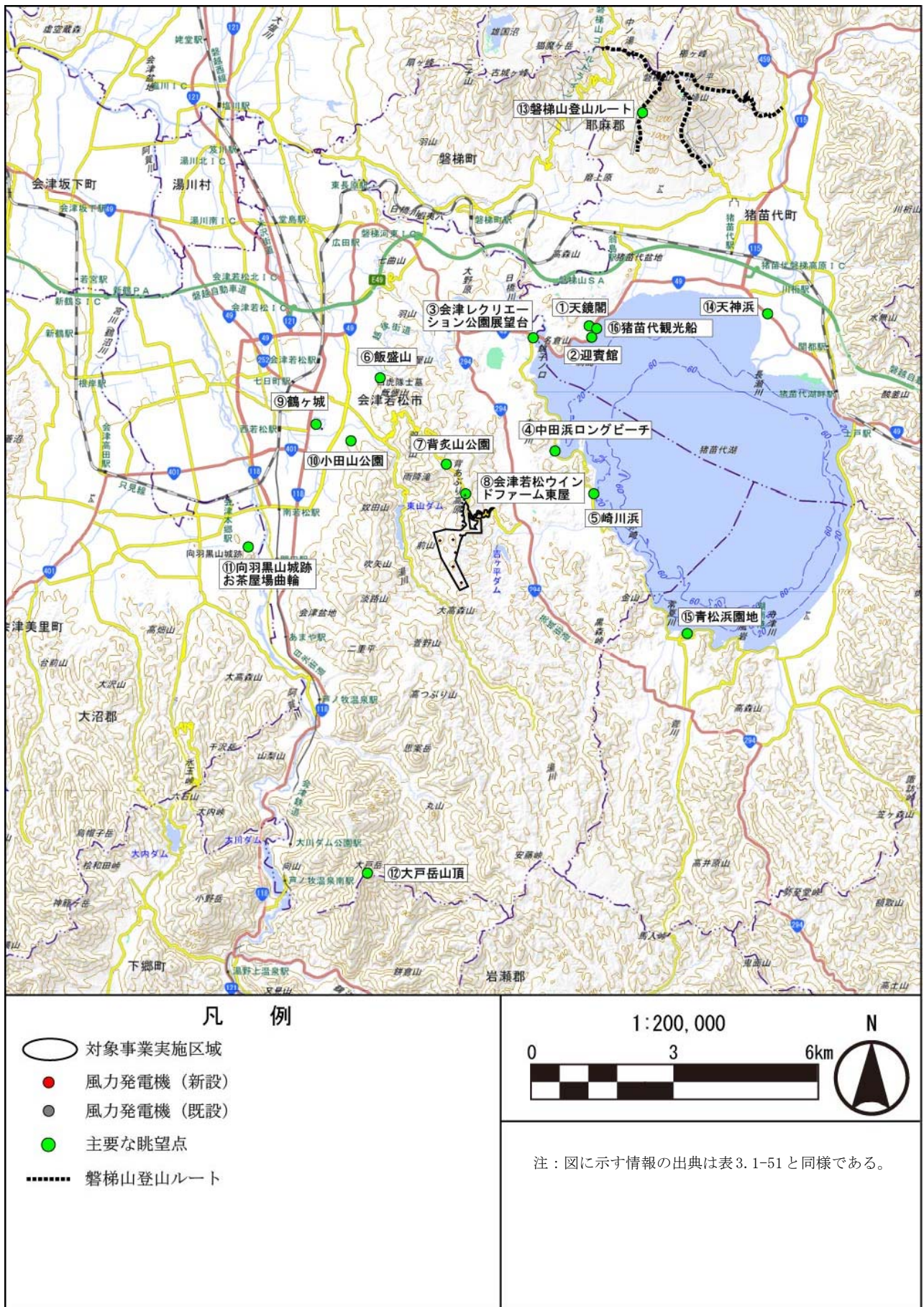


図 3.1-35 主要な眺望点

(2) 景観資源

「第 3 回自然環境保全基礎調査 福島県自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表 3.1-52 及び図 3.1-36 に示すとおりである。

表 3.1-52 景観資源

区 分	名 称
火山群	磐梯・猫魔火山群
流れ山群	翁島付近の流れ山群
狭谷・溪谷	湯川溪谷
湖沼	猪苗代湖
湿原	赤井谷地
	法正尻湿原
節理	材木岩

〔「第 3 回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成〕

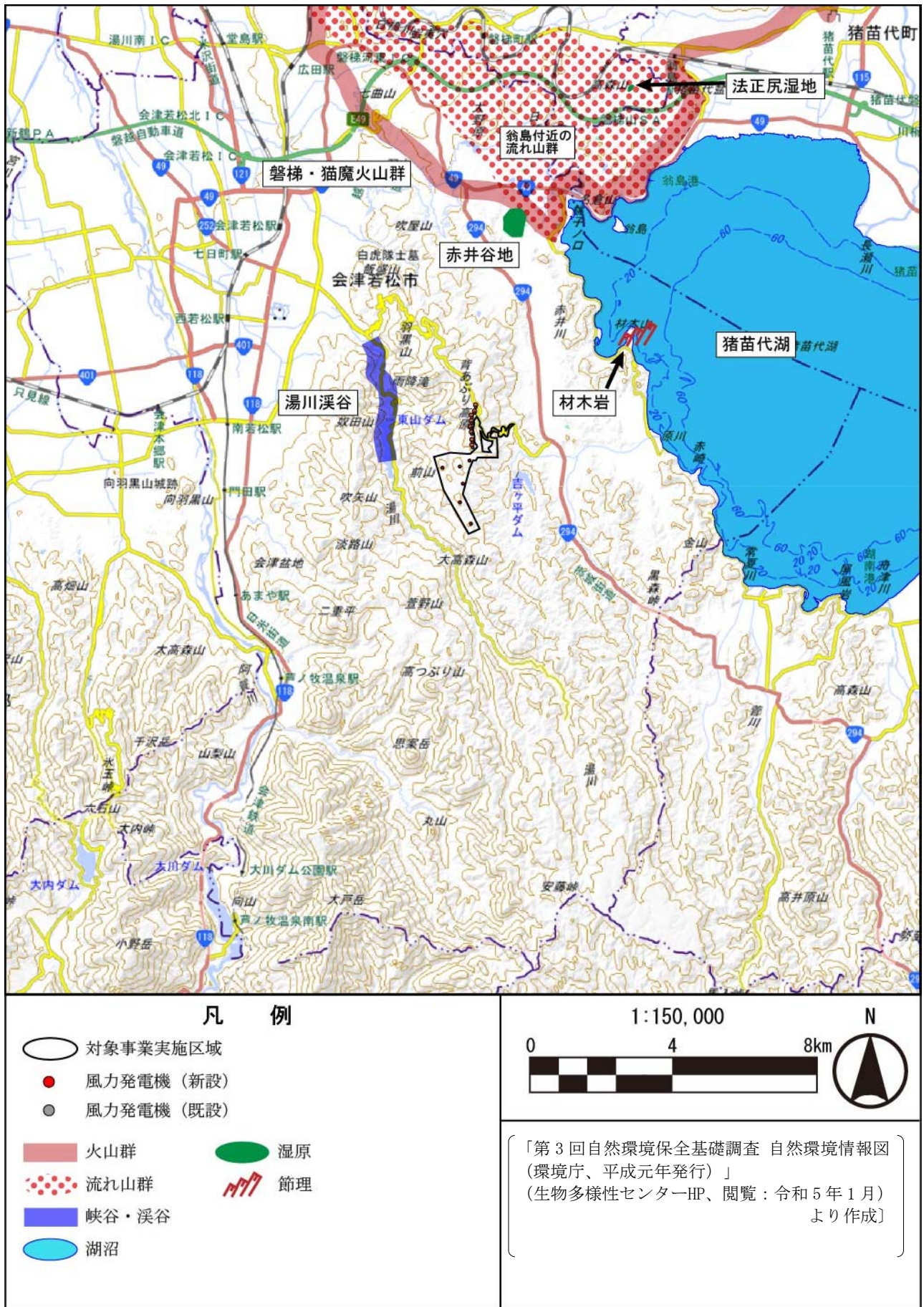


図 3.1-36 景観資源の状況

3.1-93

(143)

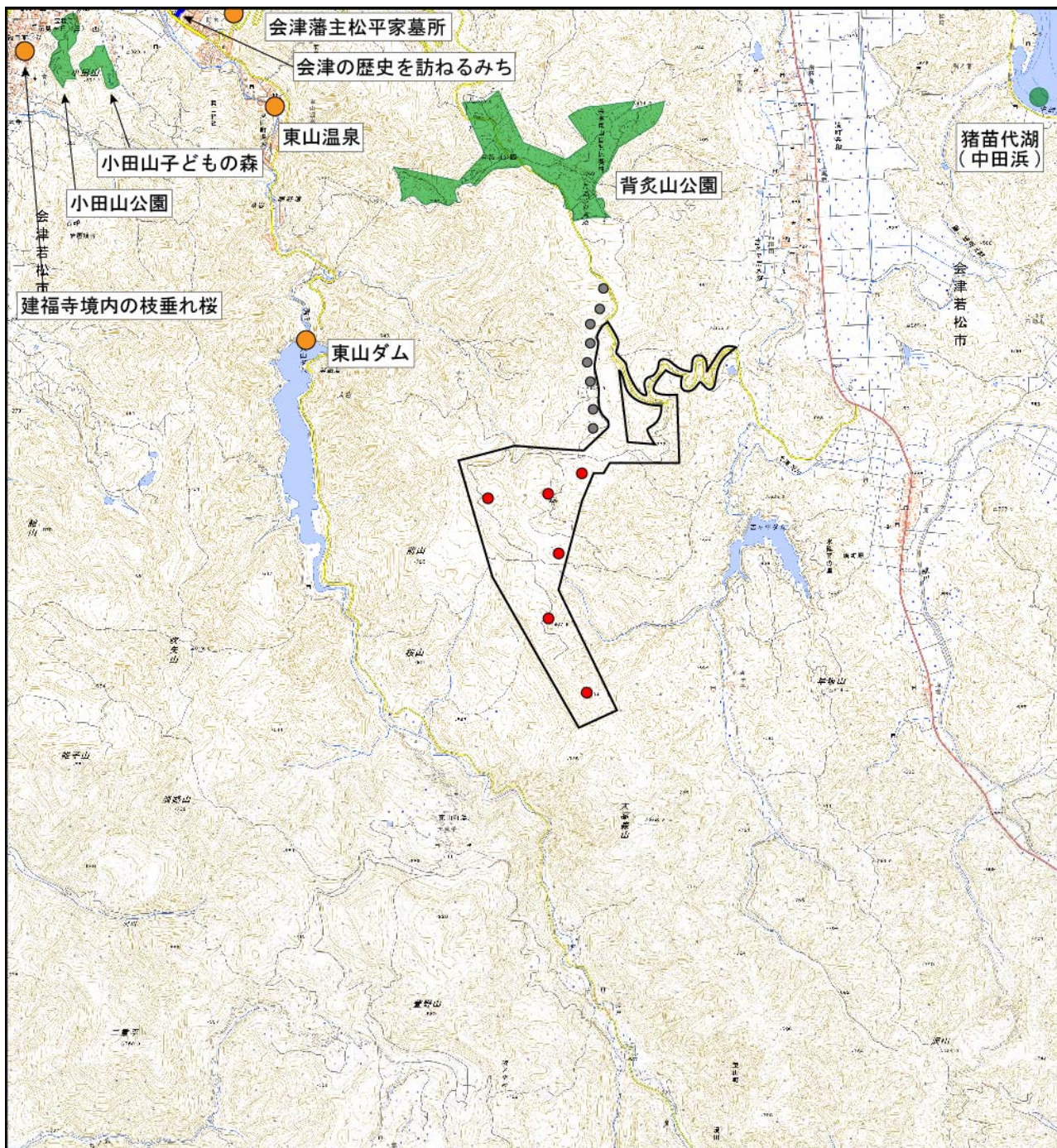
2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-53 及び図 3.1-37 に示すとおりである。







表 3.1-53 人と自然との触れ合いの活動の場

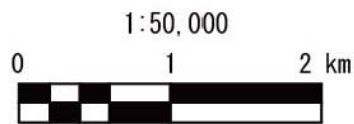
名称	想定する主な活動	概要
猪苗代湖	自然観賞 湖水浴	福島県のほぼ中央に位置し、面積 103.3 km ² を有する国内で 4 番目に広い湖。中田浜、崎川浜、小石ヶ浜、田面浜等の湖水浴場の他、キャンプ場等も整備されている。磐梯朝日国立公園内に位置しており、中田浜や崎川浜は園地となっている。湖南七浜湖水浴場では、令和 3 年に 14,000 人程度の利用客が訪れている。
東山温泉	自然観賞	約 1300 年前、名僧・行基によって発見されたとされ、奥羽三楽郷に数えられる歴史ある温泉郷である。令和 3 年の観光施設入込客数は、31 万人程度である。
会津藩主松平家墓所 (院内御廟)	自然観賞 散策	東山温泉に近い広大な森の中にあり、規模の大きさ、神式による墓碑の歴史的景観は、江戸時代大名家墓所の中でも他に類をみない荘厳な雰囲気をもっている。
小田山公園	自然観賞 散策	山麓には草名家ゆかりの名刹古跡があり、山頂には会津藩名家老田中玄宰の墓がある。現在は公園として整備されており、四季を通じて散策が楽しめる。また、「子どもの森」が隣接している。
小田山こどもの森	自然観賞 キャンプ	小田山公園に隣接する施設で、豊かな自然を残している。園内ではスキーやキャンプができ、学校や地区のレクリエーション、自然学習に利用されている。当該施設では、散策、花見、虫取り、そりすべり等雪遊び、芋煮、バーベキュー等に利用されており、幼児から高齢者まで幅広く利用されている。利用者は年間 2,000 人～3,000 人である。
建福寺の枝垂れ桜	自然観賞	建福寺は会津藩初代藩主保科正之ゆかりの寺で、その境内にあるシダレザクラは会津若松市の天然記念物に指定されている。
東山ダム	自然観賞 散策	阿賀野川水系、会津若松市東山町大字湯本地内に建設された多目的ダム。周辺では八重桜、コヒガンザクラ、ヤマユリ、楓があり、四季折々の景色を楽しむことができる。平日は、来庁者にダムカードを配布している。当該施設は、花見、眺望地点として利用されており、幼児から高齢者の方まで幅広く利用されている。
背炙山公園	自然観賞 散策 キャンプ	アスレチック広場やキャンプ場等が整備され、豊臣秀吉が奥州仕置の際に休憩した「関白平」や日本人女性初のアメリカ移民「おけい」の墓がある。レストハウスでは風力発電施設をはじめとする市内の再生可能エネルギー施設や、近隣地域の自然・環境に関する情報等をまとめたパネルが展示されている。
東北自然歩道 会津の歴史を訪ねるみち	自然観賞 散策	全長約 4 km のコース。会津松平家院内廟所、会津武家屋敷、新選組局長近藤勇の墓、白虎隊が自刃した飯盛山等を巡るコースである。

「会津若松市」(会津若松市 HP)
「会津地域の文化に触れる」(福島県 HP)
「東北自然歩道「新奥の細道」」(福島県 HP)
「会津若松観光ナビ」(会津若松観光ビューロー HP)
「会津東山温泉」(会津東山温泉観光協会 HP)
(各 HP 閲覧: 令和 5 年 1 月)
郡山市産業観光部へのヒアリング(実施: 令和 5 年 3 月)
会津若松市 観光商工部へのヒアリング(実施: 令和 5 年 3 月)
会津若松市 生涯学習総合センターへのヒアリング(実施: 令和 5 年 3 月)
福島県 東山ダム管理所へのヒアリング(実施: 令和 5 年 3 月) より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機 (新設)
-  風力発電機 (既設)
-  公園等
-  東北自然歩道
-  人と自然との触れ合いの活動の場



注：図に示す情報の出典は表3.1-53と同様である。

図 3.1-37 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における、放射線量測定結果は表 3.1-54、測定地点の位置は図 3.1-38 に示すとおりである。放射線量は横這い傾向にある。

また、公共用水域における放射性物質濃度の測定結果は表 3.1-55、位置は図 3.1-38 に示すとおりである。

なお、測定結果は「汚染状況重点調査地域」として環境大臣の指定を受ける値である 0.23 $\mu\text{Sv/h}$ を下回っている。

表 3.1-54 放射線量測定結果

(単位： $\mu\text{Sv/h}$)

市	番号	測定機器	調査地点	平均値			
				平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
会津若松	1	空間線量	東山温泉観光駐車場	0.060	0.059	0.056	0.054
	2	空間線量	会津若松市子どもの森	0.065	0.061	0.052	0.049
	3	空間線量	東山浄水場	0.055	0.055	0.051	0.048
	4	空間線量	会津若松市立湊中学校	0.064	0.064	0.062	0.061
	5	空間線量	会津若松市立湊小学校	0.086	0.087	0.084	0.082
	6	空間線量	湊しらとり保育園	0.060	0.062	0.055	0.052
	7	可搬	会津若松市基幹集落センター	0.045	0.047	0.042	0.040

注：1. 番号は図 3.1-38 に対応している。

2. 固定型や可搬型モニタリングポストは、空気吸収線量率マイクログレイ毎時で測定しており、出典元では、環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会）に基づき、1 マイクログレイ毎時=1 マイクロシーベルト毎時として換算し、実効線量を表示している。

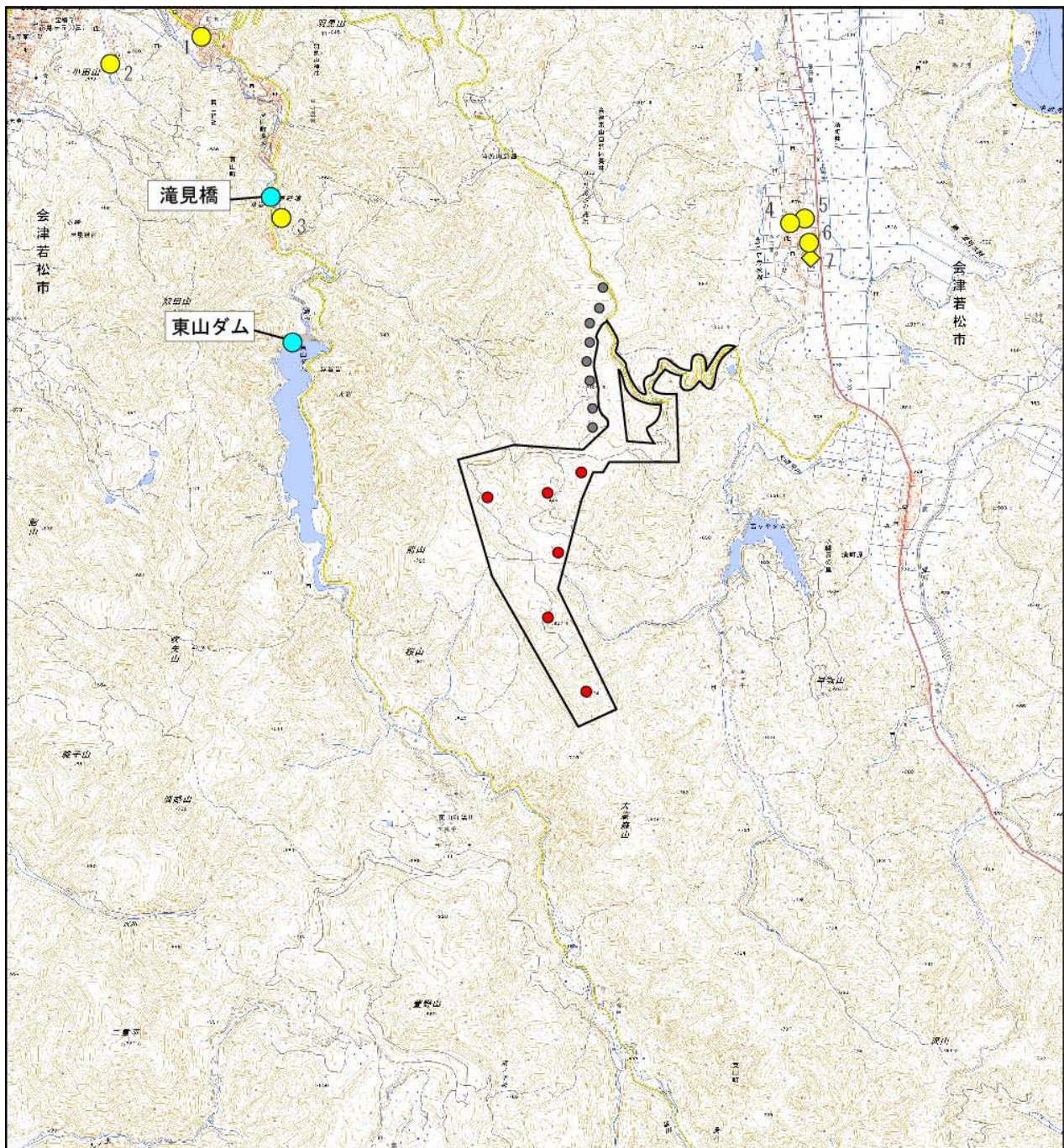
〔放射線モニタリング情報〕（原子力規制委員会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成

表 3.1-55 公共用水域における放射性物質濃度測定結果

調査地点	種別	試料採取日時	水質		底質			
			放射性物質濃度 (Bq/L)		放射性物質濃度 (Bq/kg (乾泥))			
			Cs-134	Cs-137	Cs-134	Cs-137	合計	
湯川	滝見橋	河川	令和 3 年 12 月 16 日	<0.77	<0.72	<7.2	13	13
東山ダム貯水池	湖沼		令和 3 年 12 月 7 日	<0.74	<0.77	26	470	496

注：「<」は検出下限値未満を示す。

〔令和 3 年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果〕（環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月）より作成



凡 例

-  対象事業実施区域
-  風力発電機（新設）
-  風力発電機（既設）
-  空間線量測定
-  空間線量測定（可搬）
-  公共用水域測定

1:50,000



「放射線モニタリング情報」
 (原子力規制委員会 HP、閲覧：令和 5 年 1 月)
 「令和 3 年度公共用水域放射性物質モニタリング
 調査結果」
 (環境省 HP、閲覧：令和 5 年 1 月) より作成

注：図中番号は表 3.1-54 と同様である。

図 3.1-38 放射線量及び公共用水域の放射性物質濃度測定地